





表紙写真

©UNICEF/NYHQ2010-1636/Ramoneda

2010年8月、シンド州にある町サッカルで焚き火を使用して料理をする子どもたち。彼らの背後ではキャンプテントが張られている。彼らの家族は、被災者キャンプが満員で入ることができない為、その周辺に留まっている。(パキスタン)

本書に掲載されている情報の出典について:本書に掲載されているデータは、ユニセフ(国連児童基金)、そのほかの国連機関、ユニセフの各国事務所が提出している年次報告、ならびに2011年6月に開催されたユニセフ執行理事会に提出されたユニセフ事務局長の年次報告に基づく。

本書に記載されている資金 (表記) について: 断り書きがない限り、すべての額は米国ドルである。

ユニセフ年次報告2010

(2010年1月1日~2010年12月31日)

目次

はじめに		2
第1章:	公平性のある開発	4
第2章:	健康という基盤	10
第3章:	万人のための教育	18
第4章:	子どもの保護における公平性	24
第5章:	行動に向けたアドボカシー	30
第6章:	危機下の最も脆弱な人々への支援	36
第7章:	成果を導く業務	42

はじめに

2010年は、ユニセフ(国連児童基金)にとって極めて重要な年であった。

なぜなら、最も脆弱な子どもたちに支援の手を差し伸べる、というこれまで重点を置い てきた取り組みを、私たちがさらに強化し始めたからである。



昨年は、この新たな取り組みの緊急性が、繰り返し明らかにされた年であった。 とりわけハイチとパキスタンにおいてである。緊急事態や危機的状況が生じるた びに、子どもたちが搾取や虐待にさらされるリスクが高まっており、特に不利な 状況に置かれている子どもたちの場合には、それがさらに深刻なものとなってい

また、富裕層の子どもたちと貧困層の子どもたちとの間の格差がさらに拡大して いることを示す憂慮すべき新たな事実も、目の当たりにした。この現象は、ミレニ アム開発目標(MDGs)の達成に向けて全般的な前進を見せている国々においてさ えも生じている。こうした不公正な状況の広がりは、ユニセフに、最も困難な状況 に置かれた子どもたちやコミュニティの支援には費用がかかりすぎる、という従来 からの一般的な見方の見直しを迫った。私たちの疑問はこうであった。「最も不利」 な立場に置かれている人々が最も支援を必要としているのであれば、そしてそれら の人々を支援するための新しくより効率的な戦略と手段があるのなら、そうした最 も脆弱な人々の支援に注力することによって確実にもたらされるメリットは、その ために必要となる追加費用を補って余りあるのではないだろうか」と。

綿密な分析に基づき、その答えは「イエス」であった。より貧しい国と中所得 国のいずれにおいても、最も不利な立場に置かれている子どもたちの支援に重点 を置くことは費用対効果が高く、また子どもの死亡率の削減と妊産婦の健康の改 善に関するMDG 4 および5の達成に向けて、現在のやり方よりも効果が大きい。

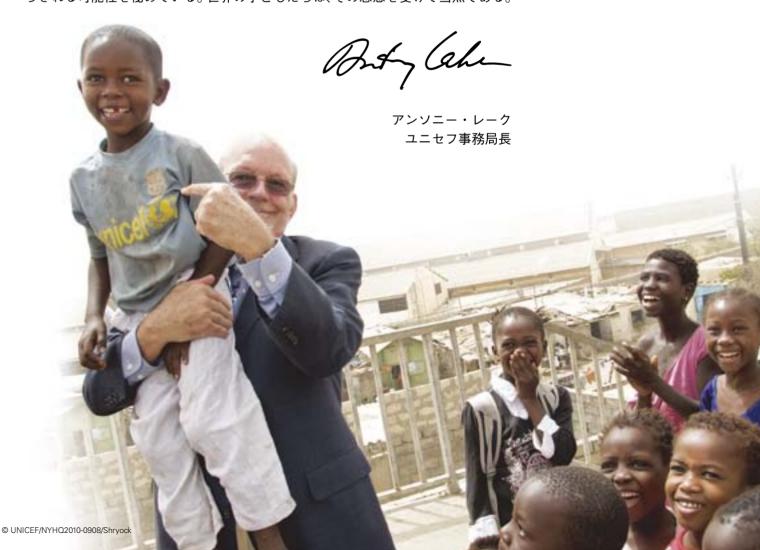
このことは、とりわけ財政的な逼迫が続いている中、画期的で素晴らしいニュー スである。その意味合いは、ユニセフにとっても、また国際連合(以下「国連」) や世界各地の人々の発展にとっても、極めて大きい。公平性に重点を置いたアプ ローチは、原則としても実践の面でも正しいものである。

この年次報告書で示されているように、ユニセフの多くのカントリー・プログ ラムは、不公平の是正に向けてすでに前進しつつある。私たちは、その取り組み をさらに継続させ、拡大させるに当たり、専門知識、コミットメント、成果とい う強力な基礎を足掛かりにしている。また私たちは、さらに大きく支援を広げる 決意も固めている。なぜなら私たちは、一部の子どもたちに対してではなくすべ ての子どもたちに対して責務を負っているからである。

支援に向けた取り組みを倍加させるにあたり、私たちはこの課題を前進させる ことのできるすべてのパートナー(政府、開発分野の専門家、市民社会、国連コミュ ニティ)に対して公平な開発を提唱する。またより公平な発展の実現は、共同の 努力を通じてのみ可能となるため、パートナーシップを中心に据えるつもりであ る。私たちは、国連のより協調的な活動を支持していく。共通の大望を抱く組織 がそれぞれのプログラムを持ちよりまとめあげることで、政府による国家目標の 達成や人々の幸福の向上に、更なる貢献ができるからである。

2010年の終盤から、ユニセフはすべての活動において公平性に重点を置くようになった。いかなる活動においても成果が最優先されるという原則に基づき、私たちは、どのようにすればカントリー・プログラム、スタッフの配属、(様々な)資源、そして丁寧に進捗状況を評価する能力を、最も賢明かつ慎重に活用できるかを検証しているところである。私たちの最優先事項となるのは、貧困が最も深刻になっている国々の能力を強化することである。これは低所得国であるか中所得国であるかにかかわらず、大多数の人々が置き去りにされているすべての国を対象とするものである。

私はユニセフに参加した最初の年に、本組織が活動している22の国を訪れた。 訪問したどの国、どのコミュニティにおいても、公平性に重点を置いたアプロー チが子どもたちの生活にどれだけ大きな違いをもたらし得るかを私は目の当たり にしている。私たち全員が協力してそれに取り組めば、もっと大きな成果がもた らされる可能性を秘めている。世界の子どもたちは、その恩恵を受けて当然である。



公平性のある開発

ぜいじゃく

2010年は、とりわけ最も脆弱な存在である子どもたちをはじめとして、人間の脆弱さが際立った年であった。引き続く世界的な経済不安を背景に、同年は年明け早々にハイチで未曾有の大地震が発生し、首都をはじめ国内各地が壊滅状態に陥った。7月終盤からは、パキスタンで発生した洪水によって2,000万人近い人々が被災し、200万棟近くに及ぶ住宅が倒壊または損壊した。年末には世界各国で一様に食料価格が高騰し、また北アフリカと中東では、社会不安へと向かう動向の始まりが見えた。

同年はまた、一部の経済新興国が経済危機からの急速な回復を遂げたことで、一つの可能性が示された年でもあった。2010年9月に国連がミレニアム開発目標(MDGs)サミットを開催した際、国際コミュニティは、その達成期限までちょうど5年という時期にあったにもかかわらず、この目標達成に向けた前進をはっきりと謳うことができ

た。最も貧困な国々においても、努力への熱意によって成果がもたらされ得るということが示されている。

この年次報告でも説明されているように、MDGsの達成に向けた2010年におけるユニセフの支援は、150を超える国と地域に対するもので、危機下にある地域を含めた子どもたちの健康状態の改善、質の高い教育へのアクセスの拡大、そして子どもの権利の保護に向けて、これまでの目覚しい進歩をさらに後押しし続けている。

しかし、MDGサミットに向けた準備の中、ユニセフは「どうすれば子どもたちのためにもっと多くのことができるか」という根源的な問いも提示した。サミットでは、一国の中でも世界全体としても、目標の達成に向けた進捗状況にはばらつきがあることが確認された。十分な教育を受けていない人々や遠隔地で生活している人々といった

最も貧しいグループは、放置されて いるのである。したがって、それら のグループの支援に協調的に取り組 まなければ、ほとんどの地域におい て開発目標の多くは未達成に終わる ことになるであろう。新たな調査に よって、現在では貧困層の4分の3 が中所得の開発途上国に住んでいる ことが明らかになり、それによって、 たとえ力強い経済成長のさなかに あっても、社会には大きな格差があ るという現実を痛感させられること となった。根深い社会的経済的な不 公正は、MDGs達成への前進から一 部の子どもたちが取り残されるリス クを高める要因であり、経済成長だ けではそれを一掃するのに十分では ない。



人里離れたジャコ・メルリン村での授業初日に、教師がテントの中で算数の授業を行っているところ(ハイチ) © UNICEF/NYHO2010-0205/Noorani

目標達成に向けた追い込みとなる

最後の5年間に、不公平さを是正する活動の重点化を明確 な根拠に基づいて説明するために、ユニセフは厳密な調査 を実施した。これは、保健関連のサービスと支援の対象を 最も困難な状況に置かれた人々に絞ることが、原則的にも 実践面においても正しい行動であるのか否かを、実証的に 見極めようとするものであった。

程なく確証が得られ、そこへの投資に対する見返りも 明確になった。それは、低所得で死亡率の高い国々の最も 不利な立場に置かれている子どもたちの支援に費やされる 資金が100万ドル増えるごとに、そのように対象を絞らな い開発戦略と比べて、5歳未満児の死亡が更に60%以上 も回避され得るというものであった。子どもの死亡のほと んどは最も貧しいコミュニティで発生しているため、保 健と栄養の支援策へのアクセスにおける格差をなくせば、 MDGsの達成に向けてさらに大きく前進することができ る。また、長期的なメリットももたらされる。子ども時代 の最も貧しい状況を解消することにより、確実により多く の子どもたちが、心身とも充実したおとなとなっていくの である。

2010年9月に公開された調査結果報告書『目標達成 のための格差の是正 (Narrowing the Gaps to Meet the Goals)』は、世界中の注目を集めている。現在ユニセ フでは、最も貧しい子どもたちや困難な状況に置かれた 子どもたちの権利を保護し、ニーズを満たすようにター ゲットを厳密に絞り込む方向で、ほとんどのプログラム の策定をし直している。地理的条件、低所得、認識の 欠如といった要因によって生じる障害を減らすことで、 サービスの提供と利用を改善しようとする「公平性に重 点を置いた戦略」の策定が進められている。またユニセ フは、『子どもたちのための前進:公平性のあるMDGs の達成をめざして (Progress for Children: Achieving the MDGs with Equity)』も発行した。これは、子ども たちの幸福に対するさまざまな指標を検証して、目標達 成に向けて成し遂げられている前進が公平でないことを 強調した、前述の調査結果報告書と対になった包括的な 報告書である。

国際舞台での活動

公平な開発の促進は、MDGs達成への取り組みや、あら ゆる地域の子どもたちの権利の擁護に向けたユニセフの任 務の推進にとどまらず、持続可能な経済的社会的回復にも 不可欠なことでもある。またこれは、政府予算の緊縮とい う切迫した現実にも対応している。それはここ最近対外支 援をする側の国と、公共支出のいっそうの引き締めに直面 している低・中所得の開発途上国の双方に、影響を及ぼし ている。予算をできるだけ効率的にやりくりするために、 資金は国や地域を問わず、最も困窮している子どもたちの 支援に充てられるようにしなければならない。

ユニセフは2010年を通して、子どもの権利と公平性の 問題を、国際的にも各国内でも優先的な課題の一つに位置 付けるべく取り組んできた。11月のG20サミット(20カ 国・地域首脳会合)においては、韓国大統領との密接な協 調により、G20の開発アプローチに社会的な検討課題を盛 り込むことができた。同サミットでは、最も脆弱な人々の 問題に取り組むことの重要性が確認され、社会的保護に対 するよりふさわしいシステムの提供が約束された。

最も不利な立場に置かれている子どもたちの 支援に費やされる資金が100万ドル増える ごとに、5歳未満児の死亡が更に60%以上 も回避される可能性がある。

世界銀行との合同協議では、子どもたちに影響を及ぼ す格差への取り組みに向けた一歩として、社会的保護プロ グラムを発展させる方法に焦点が当てられ、公共政策が公 平性に及ぼす影響の分析が行われた。ユニセフはカナダ国 際開発局(CIDA)と連携して、保健と栄養面での格差の 是正を目的とした、新たな国際支援戦略を策定した。また CIDAは、予防接種を受けていない子どもたちが多い12カ 国の地域保健計画の策定に際して、最も対処が遅れている 地域を優先して資金を活用できるようにもしている。

アジアでは中国政府が、子どもの権利を向上させる方 策に関し、地域交流会議を開催した。28カ国から集まっ た高官レベルの代表者たちが、必須サービスにおける格差 の是正を含め、アジア太平洋地域で拡大しつつある社会的 経済的な格差を是正する方策について合意した。この会議 は、ここ数年にわたりユニセフの支援の下で開かれている 一連の閣僚会議を受けて行われたものであった。こうした 閣僚会議により、12億に近い子どもたちの住む当地域で の政治的コミットメントが活発になっている。また、アジ ア開発銀行との連携も構築された。

2010年を通してユニセフは、子どもの権利、教育、水 と衛生に関する国連総会の決議に不可欠な意見・情報を提 供した。国連事務総長の報告と子どもの権利条約の現状に

関する決議はいずれも、幼児期における子どもの権利条約 の適用に重点を置き、幼い子どもたちの総合的発達に配慮 した統合的な政策とサービスを提唱している。移住に関す る決議では、ユニセフの専門知識を活用して、脆弱な若い 移住者(特に少女)のニーズへの取り組みについてコミッ トメントが形成された。ユニセフは、新たな安全保障理事 会(以下「安保理」)決議に関する国連の合同アドボカシー 活動に参加した。この安保理決議は、より体系的なモニタ リングと報告などを含め、紛争下における悲惨な性的暴力 の被害に立ち向かうための対策を、広げていくものである。

ユニセフは引き続き他の国連機関とのコラボ レーション(協働)を強化する

9月に開催されたMDGサミットでは、ユニセフは10の サイドイベントを企画し、世界各国からの政府代表者を公 平性とMDGsに関する議論に参加させ、サービスの提供に おける格差が子どもたちにどのような影響を及ぼすかに 関する議論などを行った。サミットの最終合意では、子ど もの権利に注意が向けられ、数ある問題の中でも特に子ど もの保健、教育、保護について37項目の言及がなされた。 これは、1990年に「子どもの生存、保護および発達に関 する世界宣言」とその行動計画が採択されて以来、前例の ないことであった。

このサミットで国連事務総長は、質の高い基礎的保健 ケアへのアクセスを改善するために、全世界で400億ドル の世界規模の資金協力の呼びかけを行った。これが実現す れば、数百万人もの女性と子どもたちの命が救われること になるであろう。その一方で、G8の国々が、子どもの死 亡率の削減と妊産婦の健康の改善に関するMDGsの達成に 向けて、さらに20億ドルを充てることを約束した。すで にユニセフなどの組織は政策を強化して、特に最も必要性 の高い地域におけるサービスの提供を向上させるため、そ の対策を講じる態勢を整えている。

協調的取り組みの支持

子どもたちのための、持続可能で公平な開発に向けて 前進するためには、人々が協力してそれに取り組まなけれ ばならない。公平性に対する障壁は高いかもしれないが、 ほとんどの場合、個々の支援や一部の人々の単独行動では それをなくしていくことができない。こうした理由から、 国連内でのより緊密な協調努力の一端として、ユニセフは、

引き続き他の国連機関とのコラボレーション(協働)の強 化を続けている。国連システムのさまざまな専門知識や能 力が結び付くことは、子どもの権利の向上に向けた推進力 が、強まっていくことにほかならない。

2010年の歴史的な出来事は、国連総会で「UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連 組織)」の創設が決定されたことであった。これは、国連 の4つの小規模な組織を一つに統合するものである。これ は少女を含め、ジェンダー平等の実現に向けたより迅速な 前進への大きな希望をもたらすものであるため、ユニセフ はこの動きを後押しした。必要とされる水準の資源と能力 を備えたことが、国際コミュニティによる大きなコミット メントを際立たせている。UN Womenとの強力な連携は、 すべてのプログラムにジェンダー平等の達成を組み込むと いうユニセフの継続的な取り組みを、促進することになる であろう。

国連の活動全般をより緊密に協調させていくにあたり、 2010年にユニセフは、国連開発グループによる共通の優 先事項と活動メカニズムに関する見直しに参加し、MDGs の達成、危機への対応、中所得諸国における業務を再確認 し直した。新たな情報資源には、国連機関の一貫性に関す る参照ガイドの『Delivering Better Results for Children(よ りよい成果を子どもたちへ)』や、世界銀行の国別援助戦 略の中で謳われる子どもたちの優先事項に対しての、アド ボカシー方法に関するガイダンスなどが含まれる。

国連合同プログラムに参加している現地事務所の数は、 2009年を通して増加した。ユニセフもまた、国連機関間 の国レベルでのコラボレーション(協働)を調整し、国連 カントリー・チームを主導する、国連常駐代表システムへ の参加を大幅に広げた。国連常駐代表は、組織改革の推進 における基本的役割を担っており、各国政府からの強力な サポートとドナーの変らぬ支援とともに、国連改革の促進 における最も決定的な要素の一つとなっている。

2010年に、ユニセフはその活動現場において、他の国 連機関とのより高次での協力、連携方法の改善、戦略的 パートナーシップの構築に留意した。多くの場面で、国連 開発援助枠組み、緊急対応、アドボカシー活動の中心と なったのは、チームワークであった。合同プログラムの数 は2009年からわずかに増加しており、一方で現地事務所 の半数以上から、こうした体制を通じて効率性が向上した との報告があった。

2010年6月に、ユニセフを含む国連開発システムの代

表者らは、政府やその他のパートナーのカウンターパート らと共にハノイに集まり、アルバニア、カボヴェルデ、モ ザンビーク、パキスタン、ルワンダ、タンザニア、ウルグ アイ、ベトナムの8カ国で「Delivering as One (一貫性 を持った支援)」を探究している国連機関との活動状況の 評価を行った。各国ともこの経験から学んでおり、合同プ ログラム、オペレーション、資金調達に関して良い方向に 進みつつある。ハノイ会議では、これらの試験的な試みを した国々は国連の効率性を向上させ、国家開発への貢献 においても改善が見られると結論付けられた。その根拠と なったのは、これらの試験的プログラムが、より合理化さ れ、適切に管理され、国家の目標に調和したものになって いることであった。



北京で開かれた「アジア太平洋地域における子どもの権利のた めの協力に関する閣僚級会議」の開会式の参加者たち(中国)。 © UNICEF China/2010/Cheng

ユニセフの支出総計 財政区分別 (2010年)

(単位:百万米ドル)

	2010				2009
	通常予算	その他の予算		合計	合計
支出の分類	通市 7 异	一般拠出	緊急拠出		日前
プログラム支援費	796	1,654	905	3,355	2,943
事業管理費	174	_	_	174	201
プログラム協力費総計	970	1,654	905	3,529	3,144
管理・運営	102	_	-	102	120
総支出(損金、前期調整分を除く)	1,072	1,654	905	3,631	3,264
損金と約束された拠出額で受領できなかった分の引 き当て分 *	2	_	1	3	15
財政支援 **	19	-	-	19	19
総支出	1,093	1,654	906	3,653	3,298

通常予算ー使途に関する制限がなく、ユニセフが実施する様々なプログラムに用いられる。幅広い用途が可能な通常 予算は、ユニセフの開発途上国での支援活動を支えている。

その他の予算ー特定のプロジェクトを指定したプログラムに使われ、その使途については様々な制限が課されている。 その他の予算は、さらに「一般拠出」と、自然災害などの緊急事態に対応する「緊急拠出」に分けられる。

* 損金とは、主に、期限が切れた拠出約束額のうち拠出なされなかったものである。

^{**} ユニセフの通常予算に拠出した政府の国民に代わってユニセフが支払った所得税に相当する財政支援振り替え。

効果的な支出

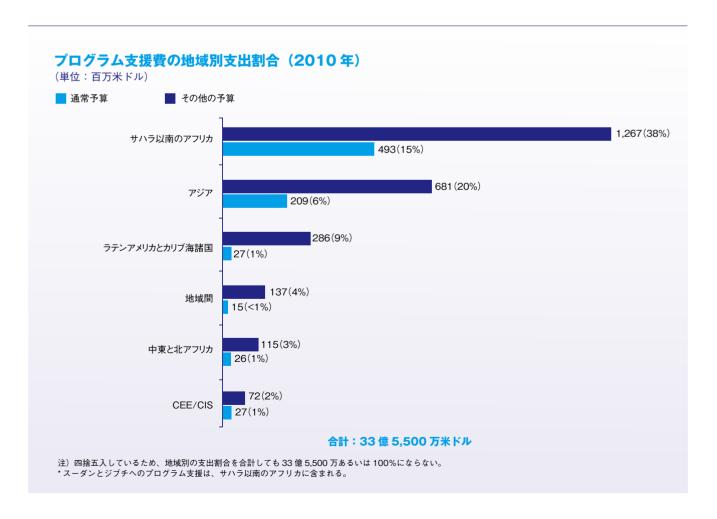
2010年には、不安定な世界経済と公共予算の緊縮による資金不足によって、子どもたちを危険にさらす事態が数多く生じた。2009年に始まったはしかの再流行(初回接種と追加接種の両定期予防接種が足りなかったため予期されていた危険)が依然として収束せず、概算で2,400万ドルの資金が不足した。ポリオと、妊産婦および新生児の破傷風の根絶は間近と思われるが、現在、必要なポリオ撲滅運動の実施に対して約8億1,000万ドル、そして破傷風ワクチンに対して約1億1,000万ドルの資金が不足している。HIVとエイズに対する資金の停滞は、新たな感染数が抗レトロウイルス薬を必要とする人々の数を上回っている折、そうした感染症への対応を継続することの難しさを浮き彫りにしている。

効率的で効果的な活動を維持しつつ、公平性を重点的に進めるためには、見通しの立つ主要な財源が必要とされる。2010年には収入全体は増加したにもかかわらず、総資金に占める主要な通常予算の割合は3年連続で低下し

た。もし、2011年もこうした傾向が続くのであれば、ユニセフが子どもたちのための成果を実現することは困難になるであろう。

子どもたちの命を危険にさらすあらゆる状況に対して 資金を使うことも大切であるが、利用できる資金の範囲 内でより多くの活動を行うことも不可欠なことである。 2011年には、政府機関や国際機関、その他の各種組織に よる、「援助効果に関する第四回閣僚級フォーラム」が韓 国の釜山で開催される。ユニセフは、公平性と子どもの権 利を向上させる開発戦略へのアドボカシー(政策提言)な どを通じ、他の国連機関と緊密に連携してこのフォーラム の準備を進めてきた。またユニセフは、援助効果、そして さらに広い意味では開発効果についての議論に資するため の方法も別途検討している。

すでにユニセフは、活動全体にわたり、一貫して合意に基づく援助効果の原則に焦点を当て続けている。国家主体の原則に従い、当該国のシステムに合った形で、カントリー・プログラムにおける国内の開発優先事項が忠実に守られている。ユニセフはサプライ・チェーン(供給経路)



の問題に関して各国政府を支援し、物資の調達にも各国内 の供給業者を利用している。2012年初頭にユニセフの新 しい組織資源のマネジメント・システム(VISION)がオ ンラインで始動すれば、すべてのユニセフ・プログラムが 各国の国家開発目標にどのように貢献しているかを、さら に体系的に追跡できることになろう。

また、ユニセフはプログラム支出を、子どものための 公平性へのコミットメントに基づき、注意深く管理してい る。2010年、ユニセフは2009年よりもプログラムに対す る支出を増やして、管理面での支出を削減した。プログラ ムに対する支出は14%増加して34億ドル近くに上り、一 方で事業管理、運営、およびセキュリティに対する支出は、 14%減少して2億7,600万ドルにとどまった。

プログラム支援費は、その半分以上がサハラ以南のア フリカに、そして4分の1以上がアジアに向けられた。こ れら2つの地域は、困難な状況にある世界の子どもたちの 大部分が暮らしている地域である。ユニセフのプログラム 資金の半分は、後発開発途上国と定義されている国々に恩 恵をもたらし、その60%以上は特に子どもの死亡率が「高 い |、あるいは「極めて高い | 国々に向けられた。支出の 優先事項という点では、ユニセフのプログラム支出の約半 分は幼児の生存と発達の支援に充てられて、生存に欠かせ ない健康と栄養の分野をカバーしている。

ユニセフの現地事務所のネットワークの中で、2010年 に人道支援のニーズが続いている国々(栄養不足に陥って いる国や、基本的な保健サービスや教育サービスすら欠如 している国)の現地事務所への支出は、各国への支出の 56%分に相当した。さらにハイチやパキスタンといった 新たな緊急事態に直面している国を含めると、人道支援を 必要としている国々に対する支出の割合は69%に上昇し た。支出の最も多かった上位4つの現地事務所(コンゴ民 主共和国、ハイチ、パキスタン、スーダン)は、いずれも 2010年中に新たな、あるいは持続的な人道的危機に陥っ た国々である。パキスタンに対する支出は2億400万ドル 近くに達し、またハイチに対する支出は1億6,800万ドル を超える支出となった。

ユニセフ中期事業計画(MTSP)の重点分野別のプログラムに対する支出割合(2010年)

(単位:百万米ドル) 通常予算 ■ その他の予算 1,354 (40%) 子どもの生存と発達 350 (10%) 584 (17%) 基礎教育とジェンダーの平等 112 (3%) 140 (4%) HIV/ エイズと子ども 48 (1%) 251 (7%) 子どもの保護:暴力、搾取、 74 (2%) 虐待の予防と対応 182 (5%) 子どもの権利のための政策、 アドボカシー、パートナーシップ 185 (6%) 47 (1%) その他 27 (1%) 合計:33億5,500万米ドル 注)四捨五入しているため、地域別の支出割合を合計しても 33 億 5,500 万米ドル、あるいは 100%にならない。

健康という基盤

生活の基盤である健康は、2010年にユニセフが、子どもの権利と幸福の向上に向けて、公平性にさらなる重点を置くことになった出発点であった。排除や差別といった不公平さにはさまざまな形があるが、全世界の何百万人という子どもたちが、単に貧しい家庭に生まれたとか、あるいは遠隔地に住んでいるというだけの理由で、生き延びるための最も基本的な保健サービスすら受けられないでいる。疾病、栄養不良、健康障害——これらはすべて、最貧層の人々に集中しているのである。

子どもたちの死亡数の削減に関しては、目覚しい前進

が成し遂げられている。過去20年の間に、全世界の5歳未満児の死亡率は3分の1減少した。しかしサハラ以南のアフリカと南アジア(依然として5歳未満で死亡する子どもの数が最も多く、双方合わせるとその世界総計の81%を占める)の子どもたちは、生存、発達、および保護においても、最大の課題に直面している。

同様に、中所得国を含め多くの国々で、5歳未満児の 死亡率の国内平均値は低下していると断言することができ る。しかし、そうした平均値の低下だけに注目してしまう と、一部の人々が疎外されている現実が見えにくくなる。

> いずれの開発途上国においても、最 貧困層の家庭の子どもたちと比べて5 裕層の家庭の子どもたちと比べて5 歳未満で死亡する可能性が2倍高い。 最貧困層の子どもたちは、はしかの 予防接種を受ける可能性が1.5倍低い。また最貧困層の女性たちは、妊 産婦サービスを利用する可能性が2 ~3倍も低い。



現地の保健活動家やボランティアが母乳育児に関する教育や支援を提供している、アンガンワディ・センターの外でたたずむ母親と乳児 (インド)® UNICEF/INDA2010-00164/Crouch

MDGsを達成するためにはいかに公平な発展が不可欠であ るかということを包括的に調査した結果でも、確認してい る。目標の達成期限まで5年となった今、ユニセフは、ま ずは最も支援を必要としている人々に焦点を当てるべきで あることを、強く主張し続けていくつもりである。

総合的保健アプローチ

より公平な保健ケアを確立できるよう、地球規模で協 調的なアドボカシーの先陣を切るにあたっての差し迫った 優先事項は、子どもたちの健康という基盤を成す強力な保 健制度と総合的保健サービスに、公平性を組み込むことで ある。ワクチン、バランスの取れた栄養、妊娠中および出 産時の適切なケア、HIV予防支援策へのアクセス、安全な 水、改善された衛生施設(トイレ)、衛生促進――これら はいずれも、子どもたちを病気にかかりにくくする要素で ある。

子どもと公平性を、国の包括的な保健戦略の中心に据 えるために、ユニセフは各国政府と緊密に連携している。 2010年にエチオピアが「第四次保健セクター開発計画」 に着手した際、ユニセフは、一般的な小児疾患を総合的に 管理するコミュニティ保健サービスの全国展開を支援し た。改善され広く展開した地域保健ケアは、741の行政区 域のすべてにおいて、妊産婦、新生児、子どもに対する保 健面での効果の高い処置を行いつつ、肺炎治療、ワクチン、 栄養補給、緊急の産科ケア、ならびに新生児ケアの基礎を、 網羅している。

マラウイにおいてユニセフは、保健サービスが不十分 な村落で、一般的疾病のコミュニティ・ベースの管理拡大 を支援している。2010年、特別に訓練された保健サーベ イランス(監視)のアシスタントを配した一連の地方診療 所では、主に肺炎、下痢、マラリアを対象に、20万人近 い子どもたちを治療した。またユニセフは、マラウイで最 も困難な状況にあり放置されてされている集団の一つであ る、子どもが世帯主となっている家庭に支援が届くための 特別な取り組みも提言した。子どもが世帯主となっている 家庭が初めて確認され、現在はそのうちの4,000世帯が福 祉施策に取り込まれている。またユニセフの支援を通じて、 それらの家庭に、寝具、調理器具、マラリア予防のために 殺虫剤処理された蚊帳、消毒用の塩素といった、健康を維 持する基本的必需品一式も支給された。

インドでは、ユニセフは中央政府や州政府と協力して、 指定カースト(Scheduled Castes)と呼ばれる人々や移

民労働者に対するものも含め、保健サービス、その他の社 会サービスへのアクセスの妨げとなっている障害の特定と 分析を進めている。各々のサービスがそれぞれ別のサービ スのベースとなるように、予防接種と妊産婦や子どもの各 種保健プログラムとの間に新たな関連付けが進められてい る。新生児の疾病と小児疾患の管理を統合するプログラム を全国規模で実施する前に、30万人を超えるスタッフが 訓練を受けた。また、50万人近くの保健指導員に対して 訓練を行ったことにより、食育、母乳育児、および妊産婦 の栄養補給に関するカウンセリング・スキルが向上してい る。

公平性の追求は正しい行動であり、費用対効 果も極めて高い

モンゴルには比較的充実した保健制度があり、国民の 大半が網羅されている。しかし調査では、遠隔地に住む人々 や、都市部周辺の密集した地域に住む住民登録されていな い移住者の間で、予防接種率が低いことが示された。ユニ セフは、「すべての地域に支援を」戦略の策定に協力した。 この戦略に基づき、保健サービスの不十分な地域が特定さ れ、必要不可欠な保健ケアが提供できるよう地域保健チー ムの訓練が行われている。保健省は、2011年にこの戦略 を拡大することを予定しており、以前は保健セクター全体 に幅広く適用されていたユニセフの支援を、不利な立場に 置かれているコミュニティに、より集中させるべきである という考えに合意している。

HIVと保健制度

ユニセフは引き続き保健ケア制度を強化して、HIV /エ イズと共に生きるすべての子どもや青少年のニーズに取り 組んでいる。過去10年の間には、HIVの予防においていく つかの成果が見られた。例えば、2001年から2009年まで の間に、33カ国においてHIVの感染率が25%強の低減を 見せており、アフリカの7カ国において若者の間での感染 率が下がっていることが明確に示唆されている。しかしま だ、質、保健ケアの普及、および公平性の問題への取り組 みがなされなければならない。

HIVの母子感染の予防は、いっそうの注視を要する分野 である。国連合同エイズ計画(UNAIDS)の一環として、 ユニセフ、世界保健機関 (WHO)、国連人口基金 (UNFPA)、 ならびに世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、HIVの 母子感染の防止に向けて世界への呼びかけを主導した。こ の呼びかけの中心に据えられているのは公平性である。ユ ニセフは世界エイズ・結核・マラリア対策基金と緊密に協 力して、すべての女性が母子感染を防ぐためのサービスを 確実に利用できるよう、資金を集中させた。



妊娠中に HIV に感染していることが判明し、わが子への HIV 感染を防ぐためのプログラムに参加している母親(ウガンダ) © UNICEF/UGDA2010-00664/Noorani

ユニセフが4カ国で小児エイズのモニタリングデータ を再調査した後、ウガンダの保健省は一連の支援策を開発 して21の施設でテストを行った結果、治療を受けられる HIV陽性の乳児の割合が57%から97%に上昇した。ネパー ルでは、多くの女性たちが、必要と思われるケアを利用す ることができないため、ユニセフは、HIVの母子感染防止 のためのサービスを、通常の妊産婦のケアに取り込むのを 後押しした。コミュニティを基盤としたプログラムにより、 同国では3つの行政区域において妊産婦ケア・サービスが より利用しやすくなっている。

WHO、国際医薬品購入ファシリティ(UNITAID)、各 国政府、およびその他のパートナーとともに、ユニセフは HIVの母子感染を防ぐプログラムを強化するため、革新的 なHIV母子感染防止パックを開発した。新たな小児感染の 防止に向けたWHOのガイドライン (オプションA)を実施 するとともに、最も支援が届きにくい女性たちがフォロー アップを忘れないように、このパックには妊娠中および出 産時に必要なすべての医薬品が含まれている。このパック は10月にケニアで発表され、現在その配布に向けて配布 場所と技術面での詳細が話し合われている。

社会から取り残されている子どもたちは、支援やケア のサービスを受ける可能性が低いため、HIVの影響を受け やすい状況にあることが考えられる。ユニセフはアフリカ において、社会保護システムがどのようであれば、HIVと エイズに対して弱い立場にある少年少女のニーズに最善の 対応ができるかを見極められるよう努力を進めている。一 部の国では、現行の社会保護システムをモニタリング・評 価する能力が不十分なことから、ユニセフはまず第一歩 として、政策立案者が格差を正確に特定するために役立つ ツールキットを作成している。

現在15~24歳の若者の500万人がHIV陽性であるに もかかわらず、青少年はHIVとエイズの支援において 最も見落とされがちな集団の一つである。ユニセフは、 国際エイズ会議で発表した『非難と追放 (Blame and Banishment)』という報告書の中で、この問題と、HIV感 染のリスクが最も高い東欧および中央アジアの青少年たち (路上生活、薬物使用、売春で生活する子どもたちなどを 含む)特有のニーズを強調した。

東欧および中央アジアでは、静注薬物の使用や性感染を 起こしやすい様々な要因に煽られて、若者がHIV感染急増 の最前線にいる。多くの若者は、仲間から強要されて薬物 注射を始める。ユニセフはアルバニアの非政府組織(NGO) と連携し、治療サービスや移動支援チームを通じて、若い 薬物使用者を起用している。そうした若者は、薬物注射を やめるよう他の若者を説得できるからである。また、HIV 陽性の子どもを持つ親たちの国際ネットワークも、この問 題に対する認識向上の一助となっている。ウクライナでは、 ユニセフは、最もリスクの高い青少年たちのニーズへの取 り組みを目的とした、同国政府による国家エイズ戦略の策 定を支援した。

成果も多く上がっているものの、少女たちが特に被害 を受けやすい問題への取り組みには、まだ数多くの課題が 残されている。性的暴力、強制的な性交渉、レイプ、性的 な行為の強要や性的搾取がHIV感染における深刻なリスク 要因であることが、実証されている。ザンビアでは、ユニ セフは同国政府と協力して暴力防止に関する国家戦略の実 行にあたり、10のワン・ストップ・サービス・センター (一 箇所ですべての相談が可能なセンター)と300の子ども権 利センターを設置するとともに、暴力を逃れた8.500を超 える人々に対し、HIV感染の危険にさらされた後の予防な

どを含めたサービスも提供している。

2010年に、ユニセフはイランのHIVとエイズに関する第三次国家計画の草案作成を支援し、国家計画に初めて性的健康の促進が盛り込まれることとなった。他の国連機関やNGOとの緊密な連携に基づく数年間に及ぶアドボカシーを通じて、ユニセフはイラン国営放送に対し、若者向けに一連のHIVとエイズに関する公共広告を放送するよう説得した。推定で2,000万~3,000万人の視聴者がその広告を見たと思われる。また、若年層に幅広い人気のある家庭用ビデオ番組の中でも、30秒間のHIV予防メッセージが流された。

差し迫ったニーズに対するサービス

整った保健制度がなく、人々に差し迫ったニーズがある地域では、ユニセフは、より継続性のある保健ケアを確立できるようになるまで、医療用品やサービスの提供を支援するようにしている。長期間にわたり実績を上げている一つの戦略が、「子ども保健の日」である。この戦略では、この取り組み以外では届きにくいと想定される地域の大勢の子どもたちを対象に、重要な保健事業を実施している。2010年には、ユニセフは各国政府やその他のパートナーと協力して、50を超えるこうした支援をサポートした。過去10年の間に、こうした支援キャンペーンの3分の2が、サハラ以南のアフリカの最貧国において実施された。

貧しいコミュニティでのポリオの再流行、そして根絶に向けた取り組み

ガブリエル・ゾンガは、悲劇の始まりとなった、娘の1歳の誕生日の前日のことを思い起こす。小さなジョージナは、ちょうどハイハイをし始めたばかりの健康な子どもだったが、突然高熱に見舞われ、その両脚は硬直しているように見えた。

「私たちは、幼い娘がポリオに感染したことを知って愕然としました」とゾンガは悲しそうに話す。今日、ジョージナは微笑みながら父親の顔を軽くたたいたりしているが、彼女はもう歩くことも、踊ることも、自転車に乗ることもできそうにない。彼女の両脚は一生麻痺したままなのである。

家族にとっては、この胸の張り裂けるような悲しみに、予期せぬ経済的負担がさらに追い討ちをかけている。「私たちは手持ちのお金をすべて使わなければならなかったため、それまでの私たちの計画はすべて水の泡となってしまいました」とゾンガは語る。

残念なことにジョージナは、2010年 にアンゴラで報告された33件の野生株ポリオウイルス感染者の1人になってしまった。多くの国々の人々と同様に、アンゴラの人々は、ポリオの悲劇はすでに 収束したと考えていた。しかし、ポリオが根絶される日は近いものの、まだそれは成し遂げられていないのである。同国は、その根絶の鍵として、すべての子どもたちに支援の手を差し伸べることを目的とした、3カ年にわたる国際的な取り組みに参加している。2010年には、全世界で975件のポリオの症例が報告された。

隣接するコンゴ民主共和国では、2010年にはポリオの症例数が101件に増加した。近年では、裕福な家庭の子どもたちの間では予防接種率が80%を超えているものの、貧困家庭の子どもたちで十分な予防接種を受けているのは20%にすぎない。

15のアフリカ諸国によるポリオ根絶の取り組みの一環として、コンゴ民主共和国を含むこれらのアフリカの国々の政府は、ユニセフといくつかのパートナーの支援を受けて、2010年10月に大規模な予防接種キャンペーンを開始した。総計29万人に及ぶ予防接種員や社会活動家が、7,200万人の5歳未満児にワクチン接種を行った。

ポリオが再発することとなった主な原 因の一つは、とりわけ遠隔地や貧困地域 において、予防接種がまだ完全に行き届 いていないことである。

ジョージナの場合、ポリオ・ワクチンで守られるチャンスが来るのが遅すぎたのだ。しかし、コンゴ民主共和国に住むエマニュエル・ンシルルの3人の息子たちの場合には、そうではなかった。3人とも、2010年のキャンペーン時にワクチン接種を受けたのである。

「私は、自分の子どもたちがこの恐ろしい病気から守られるということを知って大変嬉しいです。2~3滴の薬を飲むのは極めて単純なことのように思え、まるでマジックのような感じがします」とンシルルは語る。



全ての人に保健ケアを提供するために国家戦略を改革する

独立してまだ間もない時期に、旧ユーゴスラビア・ マケドニアは早急に保健制度の維持と改革を進めた。 そしてそれはおおむね成功した。予防接種率は一時期 低下したが、ユニセフの定期的なワクチン提供などに より、それ以降90%にまで上昇している。

とはいえ、特定の人口集団と保健ケアの問題に対し ては、今も特別な注意を払う必要がある。今日ユニセ フは、そうした格差を是正するための戦略の策定に向 けて政府と協力している。



© UNICEFTFYR Macedonia/2011/Blazhev

うした問題の一つ である。同国では 妊産婦および乳児 の死亡率は比較的 低いが、ユニセフ が支援した2009 年の調査では、と りわけ遠隔地の居 住者とロマ民族の コミュニティにお いて、妊産婦と子 どもの保健ケアへ のアクセスに深刻 な格差が見られ た。地域や民族集 団によって、乳児 の死亡率に最大で 30%にも及ぶ格 差があった。ロマ 民族の妊産婦の場 合、サービスへの アクセス率ははる

妊産婦と子ども

の保健ケアは、そ

かに低く、5人に1人は一度も医師の診断を受けたこ とがなく、半数はたった一度しか受診していなかった。

2010年に、ユニセフは保健省による「国家母性保 護戦略」の発表を支援した。初期の成果としては、周 産期のケアに関する臨床ガイドラインの改訂、妊産婦 ケアに対する新たな国家基準の設定、国家栄養計画の 基礎となる幼児および出産適齢期の女性の栄養状態に 関する調査の実施などがある。

この戦略の狙いは、保健ケアをこれまでに受けたこ とがない人々にも届けることである。例えば、訪問看 護十によるコミュニティ支援制度を利用する女性の割 合を50%から90%にまで引き上げることができれば、 主に遠隔地およびロマ民族のコミュニティのさらに 9.200人の好産婦に支援を提供することができる。ま た貧しいコミュニティにおける予防接種率を向上させ ることは、毎年さらに1万2.500人の子どもたちの命 が守られることとなり、予防接種率を全国平均、また はそれを上回る水準にまで引き上げることになるであ ろう。

その補完的イニシアティブとなるのが、同じくユニ セフの支援に基づいて採用された、同国の「5カ年予 防接種戦略」である。2010年に、同戦略に基づいて コミュニティ担当の看護師の役割がさらに大きくな り、今後は計画立案の改善と個々の予防接種のモニタ リングのために、電子登録制度が導入される予定であ る。この戦略の基礎となっているのは、患者が予防接 種を受けに病院を訪れるのを待つのではなく、コミュ ニティセンターやその他のアクセスし易い場所にワク チンを提供することを目的とした、政府とユニセフの 合同イニシアティブである。

首都から車で1時間ほど南に走ったところにある ヴェレス市。ここでは、このアプローチの下でどれだ けのことを成し遂げ得るかがすでに示されている。コ ミュニティの看護師が各家庭を戸別訪問し、特に出生 登録がされていない子どもを中心に新生児の様子につ いて尋ねている。その結果、同市における予防接種率 は95%と、国内最高水準に達している。またヴェレ ス市では、障害のある子どもたちへの予防接種率も、 国内のほかの都市や地域より高くなっている。

予防接種の妨げとなっているのは、医療従事者の不 足、診療所と保健ケアに従事する非営利団体との不均 一な協力体制、命を守るワクチンの効果に対する認識 不足などが挙げられるが、国家戦略を整備したことに より、今や政府はこれらの障害を克服する方法を持っ ているといえる。

ナミビアの「妊産婦・子ども保健の日」は、2010年に 普及し、はしかワクチン接種率が低くHIVとエイズの大き な負担にあえぐ、新たな18の行政区域が網羅された。そ れに基づいて、HIVの母子感染予防などを目的に、効果の 高い一連のサービスパッケージを提供している。ザンビア の「子ども保健週間」には、突然の感染流行を受けて200 万人近い5歳未満児にはしかワクチンが接種され、またポ リオ感染リスクの高い30の行政区域を対象にその予防接 種が行われた。ルワンダの「母子保健週間」には、160万 人を超える5歳未満児が予防接種を受け、300万人の学齢 期の子どもたちが寄生虫の駆除を受けた。またこの保健週 間には、親子に母乳育児や手洗いについて教える機会も設 けられた。

ユニセフは、各国の予防接種キャンペーンを支援し続 けている。まだ大勢の子どもたちがワクチン接種を必要と しているために、2010年には、取り組みの強化が必要と される12の国を特定した。予防接種は、現在も特定の疾 病の予防には極めて費用対効果の高い方法であり、そのた め、公平性のいっそうの強化をというユニセフの新たな戦 略の最前線に位置付けられている。2010年には、予防接 種キャンペーンに基づいて1億7,000万人近くの子どもた ちにはしかワクチンが、そして10億人の子どもたちにポ リオワクチンが接種された。しかし、まだ5人に1人の子 どもが必要な予防接種を受けられないでいる。そうした5 番目の子どもが利用できるすべてのワクチン接種を受けら れるようにすれば、毎年200万人の子どもたちの命を救う ことができるはずである。

ポリオの世界的根絶は、間近とはいえ未だ達成できず にいる目標であり、ポリオワクチンの接種は、引き続き優 先課題の一つである。ポリオは、紛争、自然災害、保健サー ビスの不行き届きによってその根絶が進まず、アフガニス タン、インド、ナイジェリア、パキスタンの4カ国におい て、依然、(ポリオ)野生株の流行感染地域として残って いる。また、ワクチン接種を実効性のあるものにするため には、定期的な予防接種キャンペーンのたびに子どもたち にワクチン接種を受けさせることも、不可欠である。

チャドでは、ポリオ、髄膜炎、はしか、および破傷風 を網羅した総合的予防接種キャンペーンによって、およそ 250万人の5歳未満児がワクチンの接種を受け、報告され たポリオの症例数は2009年の64件から2010年には26件 に減少した。ナイジェリアでは、ポリオ、はしか、ジフテ リア、百日咳、および破傷風に対するワクチン接種率を、 少なくとも90%にまで高めることを目標にした国家戦略 の実施を受けて、野生株ポリオウイルスの症例数が2009 年の388件から2010年には21件にまで減少し、実に95% の減少率を記録することとなった。

タジキスタンは2002年にはポリオ撲滅国の認定を受け たにもかかわらず、2010年には同国内において458件の 症例が確認されて、同年における世界最大の流行に見舞わ れることとなった。ユニセフは緊急にワクチン用の資金を 集め、WHOおよび同国の保健省と連携して7回にわたる ワクチン接種を行い、15歳未満のほぼすべての子どもた ちに予防接種を行き届かせた。

マラリア、はしか、ジフテリア、破傷風は、いずれも 子どもたちに重大な脅威を及ぼすものであるため、これら への感染を防ぐことが引き続きユニセフにとっての優先事 項となっている。2010年には、ユニセフは19カ国におい て、マラリア対策のための約730万件の迅速診断検査を行 い、また30カ国に対して4,100万回分のマラリアの治療薬 を提供した。WHOは2010年、ミャンマーを妊産婦・新生 児の破傷風ゼロの国に認定したが、ここは、ユニセフが支 援が届きにくい55の郡区での予防接種率を向上させる目 的で、特別のアウトリーチ・プログラムを支援した国であ る。バングラデシュでは、大規模な予防接種キャンペーン の補完的取り組みとして、「すべての地域に支援を」アプ ローチを用いたはしかワクチン接種を行い、さらに予防接 種率の低い地域に住む20万6,000人の子どもたちにワク チン接種を行って、推定で3万2.000人の乳児の命を救っ た。

2009年から2010年にかけて、イラクでは生後6~36 カ月の約230万人の子どもたちに対してはしかの予防接種 が行われ、報告されたはしかの症例数が、2009年の30分 の1に相当する約1,000件にまで激減した。ディヤーラ県 では、十分な予防接種を受けていない子どもたちを探し出 す対象を絞ったキャンペーンにより、10日間で生後6~ 59カ月の1万6,500人の子どもたちにワクチンが接種さ れ、それ以来はしかの大流行は発生していない。ユニセフ は、イラクの人道支援計画の下で、現地の複数のコミュニ ティを集めてポリオとはしかの予防接種への参加を促して おり、とりわけ被害を受けやすいとみられている26の行 政区域において、ワクチンの保管と管理が適切に行われる よう設備を提供した。

ユニセフは、革新的な保健ケアを目指す従来からの取 り組みに従って、2010年、ブルキナファソ、マリ、ニジェー ルにおいて、髄膜炎への感染を防ぐための髄膜炎A群のワ クチンの導入を支援しており、それによって2.000万人近 くの人々が感染のリスクを免れている。この疾病が多発

する髄膜炎地帯をなくすためには、2015年までにさらに 3億人の人々にワクチン接種を行う必要がある。これは適 切な資金があれば達成可能な目標である。

子どもたちへの栄養の供給

保健制度およびサービスは、すべての子どもたちに、 疾病を予防し対処する力を身に付けさせるものでなければ ならない。しかしこの取り組みは、2つの重要なサポート がなければ不完全なものとなる。一つは栄養のある食事で あり、これは病気にかかりにくい身体を作り上げ、子ども たちを元気に成長させる。もう一つは安全な水の供給、改 善された衛生施設 (トイレ)、衛生習慣の強化で、これら を整備することで危険な疾病を防ぐことができる。

これらの取り組みは進展しているが、幼児期の栄養摂 取における格差への懸念は依然として残っている。発育不 全の子どもの数は着実に減少してはいるものの、2010年 にはなおも2億人近くの5歳未満児が発育不全に苦しんで いる。国民のほとんどは中所得層であるが、依然として極 めて不公平な社会構造が残るラテンアメリカとカリブ海諸 国では、居住地が農村部であるか都市部であるかによって、 5歳未満児の発育不全の発生率が14%も異なっている場 合がある。

保健制度が整っておらず人々に差し迫った ニーズがある地域において、ユニセフは医療 用品やサービスの提供を支援している

グアテマラの約50%という慢性的に高い栄養不良の比 率は、ラテンアメリカとカリブ海諸国の地域で最も高い値 で、また全世界でも高い方から4番目までに入るが、これ は特に農村部の先住民地域に集中している。包括的アプ ローチを用いて、ユニセフは38ヵ所のうち20ヵ所の国立 病院において総合的栄養ケア戦略を支援し、また重度の急 性栄養不良について毎日報告するよう義務付けることによ り、5,730の保健サービスで栄養面の監視の強化を支援し

慢性的な栄養格差は、栄養補助食品または日常的な食 事を通じて、必須栄養素を摂取することによって改善する ことができる。2010年には、ユニセフは全世界でおよそ 2億2.500万袋の微量栄養素のパッケージを提供した。そ の粉末を食品に振りかけて摂取することで、貧血が予防さ

れ脳の発達が強化されるほか、数々の有益な効果が得られ る。ユニセフの支援により、ペルーとウルグアイの両国政 府は、微量栄養素による栄養補給を取り入れた。

その他の国々は、より栄養価の高い食品の供給に向け た新たな国の政策と制度の策定において、ユニセフの支援 を受けた。マレーシアは、小麦粉の栄養分強化を義務化し た。パラグアイでは、ヨード添加塩と小麦粉の微量栄養素 の品質をより適切に管理するためのプロセスが確立され た。フィジーは、「母乳代用品の販売流通に関する国際基準」 に則れば非倫理的となってしまう販売流通慣行の克服にむ けて、国内法を制定した81番目の国になった。

重度の急性栄養不良に対しては、すぐに食べることの できる栄養補助食品の提供など即時の支援が必要とされ る。ユニセフは、2010年にはコミュニティ・ベースのプ ログラムなどを通じて、51カ国で重度の急性栄養不良へ の処置を広めていく支援をし、またすぐに食べることので きる栄養補助食品の提供を2倍以上に増やし、約100万人 の子どもたちの治療にも十分対応できるようにした。セネ ガルでは、ユニセフは世界食糧計画(WFP)、世界保健機 関(WHO)、国連食糧農業機関(FAO)、および世界銀行 と協力して、重度の急性栄養不良の予防および管理を行う 態勢の整った行政区域の割合を、2009年の4分の1から 翌年にはほぼ半分にまで引き上げるのを支援した。2010 年には、これらのサービスを通じて、中度の栄養不良の子 どもたち5万1,000人と、重度の急性栄養不良に陥ってい る子どもたち5,000人が治療を受けた。

マダガスカル政府が子どもの保健キャンペーンで資金 不足に陥ったとき、年に2回の「母子健康週間」を継続さ せるため、ユニセフはその解決策を検討し、優先事項を選 び出した。このときの母子健康週間では、それぞれの期間 中に、3万3,000人近くの女性に鉄・葉酸補助食品が、ま た約330万人の子どもたちにビタミンA補助食品が提供さ れた。7,000人を超える子どもたちが、重度の急性栄養不 良の治療を受けた。

安全な水と改善された衛生施設(トイレ)を利用でき るようにすることと併せて、適切な衛生習慣を身に付けさ せることが、子どもたちの健康と栄養にとって不可欠であ る。そのどちらか一方でも欠けてしまうと、下痢などの病 気にかかる恐れが出てくる。15歳未満の子どもたちにとっ てはエイズ、マラリア、および結核を合わせたものよりも 身体的負担の大きいものである。現在世界は、安全な飲料 水に関するMDG目標を2015年までに達成できる軌道上に あるが、衛生に関する目標については10億人の人々が達 成基準から外れることになるであろう。そうした取り残さ れる人々の多くは農村部の貧困層に集中することになると 想定され、都市部の人々の全体の76%で改善が見られた のに対して、農村部ではわずか45%の人々しか改善が見 られなかった。

2010年には、現在49カ国で採用されている「包括 的な衛生についてのコミュニティ中心のアプローチ (Community Approaches to Total Sanitation)」を通じて、 ユニセフは公衆衛生の拡充に向け積極的に取り組んだ。こ のアプローチの下では、多くは現地のニーズに最も適した 革新的手法を通じて、コミュニティが先頭に立って野外排 泄を廃する取り組みを実施する。このモデルは、エチオピ ア、ニジェール、および東ティモールでは国の標準になっ た。また東部・南部アフリカでは、現在は240万人の人々 が野外排泄のないコミュニティで生活している。セネガル のコミュニティ主導による公衆衛生の取り組みでは、遠隔 地の105の村落に対してサービスが導入され、費用対効果 が高いことが明らかになっている。住民1人あたり約5ド ルという初期費用は、従来のトイレ設置プロジェクトと比 べて安価である。

中央アフリカ共和国では、ユニセフは給水設備と衛生 施設(トイレ)の新設および再建を支援した。ボサンゴア では、今では新たに4万人の人々が安全な飲み水をより容 易に利用できるようになっており、一方でロバイエ州では、 1万8.000人の難民にサービスを提供するために、新たに 4 基の水処理設備が設置された。同国政府および市民社会 のパートナーと協力して、ユニセフは11の村落でコミュ ニティ主導による公衆衛生への取り組みに着手している。

ボリビアとホンジュラスでは、地方自治体による給水と 衛生サービスの管理の改善に協力することが、ユニセフが 行う支援の目的となってきた。ボリビアでは、現在86の コミュニティが、各地でサービスを提供する分散アプロー チへの取り組みに直接的に貢献している。ホンジュラスで は、12の自治体が、サービスを拡大するために給水と衛 生サービス計画を策定し、12の担当局が、監視と水質管 理に関する国の手続きを行っている。これにより、90万 人近くの人々に対して安全な飲料水が確保されることにな る。またバイオフィルターや太陽熱消毒システムといった 浄水方法により、貧窮化した農村部の家庭にまで安全な水 の供給が拡大された。

不適切な衛生習慣、それは衛生施設が不十分であると 特に危険であるのだが、それを是正するユニセフのグロー バルな取り組みでは、アドボカシーは依然として大切な手



「2010年世界手洗いの日」に、地元の学校の男子生徒たちが 常に清潔さを保つことを約束しているところ(バングラデシュ) © LINICEE/BANA2010-01069/Khan

段である。カンボジアでは、ユニセフが安全な衛生環境と 衛生施設(トイレ)の重要性を伝えたあと、首相官邸が 11月13日を「全国公衆衛生の日」にすることを宣言した。 官邸は衛生施設(トイレ)や衛生についてのメッセージを 発表し、それが全国に放送された。

10月15日に、ユニセフをはじめとする「世界手洗いの 日」のパートナーが、世界各地でその3年目となる記念 行事を開催した。約75の国々と2億人の子どもたち、親、 教員、著名人、および一般市民が一歩を踏み出すことで、 みんながより健康な状態を保つことができる、というメッ セージを広めた。

万人のための教育

普遍的初等教育は、2010年までに多くの国々でほぼ現実的なものとなっていたが、一方でそうではない国もまだ数多く残されている。ほかの国家的な目標では目覚しい成果を上げていた国であっても、必ずしもすべての人々が一様に初等教育を受けられる環境にあるわけではない。初等教育を受けていない6,700万人の子どもたちのうち、およそ43%はサハラ以南のアフリカに住んでおり、さらに27%は南・西アジアに住んでいる。ここにはジェンダー格差が深くかかわっている。データが入手できる171カ国のうち、初等、中等学校ともに女子と男子の児童数が等しいと言える国は、わずか53カ国にすぎない。

サハラ以南のアフリカは、初等学校への就学率の上昇

では世界で最も速いペースで進んでいるが、女子の中等学校への就学率は低下してきている。就学前教育にアクセスできる比率については、世界全体でも44%と低水準にあるが、この地域では更に低く19%しかない。こうしたアフリカの現状は、すべての子どもたちが教育を受ける権利を実現するには、どれだけのことを達成し、そのためにまだどれだけの行動が必要で、そしてどれだけの留意が必要であるのかを示している。

ユニセフはこの権利を、単に学校に行くことができる というだけでなく、それ以上のことを包括的に含むものと 定義している。しかし、まずは学校にアクセスできること が言うまでもなく第一歩である。そのうえで、子どもたち

> が継続的に学校に通うことができる環境 も整備されていなければならず、さらに、 生活の基礎を築くことになる質の高い教 育が提供されなければならないのである。

> 2010年もユニセフは引き続き、教育の質を向上させ、学校に通い、卒業する子どもの数の増加を目指す各国の取り組みを支援した。また、教育を受けるさを取り選択肢を阻害するような不公平さを取り除く、重点的取り組みもさらに強化で、の格差というのは、「貧困家庭の子どもは学校ではなく仕事に行かなければならない」、「遠隔地にある学校は、チョーク、教科書、椅子などの基本的なものをまかなえない」などといった、さまざまな形で存在する。

教育というのは、人間のエンパワーメントを速め社会を変えていく力を持つものであるため、教育の機会を欠くことは、その一つひとつがすべて子どもにとっての損失となる。教育が受けられなければ、



洪水で被害を受けたが修復された学校で授業を受けている少女たち (パキスタン) © UNICEF/NYHQ2010-2742/Ramoneda

最も取り残されている子どもたちは、機会やものを生み出 す能力も減らしていき、ますます後れを取るばかりである。 そしてこのことは、経済や社会にも重くのしかかることに なる。

教育の質の重視

質の高い基礎教育は、子どもを活発にし、成長と幸福を 積極的に追求させる。教育の質には、適切な教材、よく練 られたカリキュラム、安全で清潔な学校施設、子どもたち を有害なものから守るためのメカニズムなどが含まれる。 ユニセフは、最もニーズの高い個々の国やコミュニティに おいて、これらのすべてに関して積極的に支援活動を行っ ている。

質の高い教育は、卒業まで学校に通い続けようという 子どもたちの意欲を促すことから、普遍的初等教育の完全 普及というMDGの達成へも寄与する。インドネシアでは、 ユニセフの支援により、7,500人の教育従事者が学校づく りや学習指導における新たなスキルを取得したところ、途 中で脱落する生徒が減り、初等学校から中等学校へ進級す る子どもたちが増えた。ラテンアメリカとカリブ海諸国の 一部でも、より多くの子どもたちを初等教育から中等教育 へ進級させることが主要な問題になっている。アルゼンチ ンの4つの州では、ユニセフの支援を受けて、1,300人の 教員への研修と、約1万400人の生徒への中等教育進級を 支援する特別プログラムが策定された。

質の高い教育を促進するためにユニセフが全世界で適 用している戦略は、単に子どもたちを教育するだけでなく、 子どもたちの健康、良好な栄養状態、安全な水、改善され た衛生施設(トイレ)、衛生教育へのアクセスを確保する ことも目指す、子どもに優しい学校の構築である。こうし た総合的サービスは、取り残された子どもたちが自分たち の被っている不利な状況を埋めていくために特に重要とな り得る。

現在マラウイでは、初等学校の児童たちの約15%がユ ニセフの支援を受けた子どもに優しい学校に通っている が、そこは適切な学校施設、最新の教材、および十分な訓 練を受けた指導者に重点を置いている学校である。インド では2010年に、「無償義務教育を受ける子どもの権利法」 という画期的な法律が制定された。この法律は、すべての 子どもたちのための無償の義務教育を提供し、初等教育の 修了に妨げとなる障害を取り除くことを保証している。ユ ニセフは、その実行に向けた初期の取り組みにおいて各州 政府と協力し、給食制度などをはじめ、47万校における 子どもに優しい対策の策定を支援した。

東ティモールでは、ユニセフは「Eskola Foun(子ども に優しい学校)」プログラムを通じて、39の学校で、教員 のための実践的で子どもを中心に据えた研修を取り入れて いる。研修は職務の中で行われる。教員は新しいスキルを 学んで即座にそれを実践に移し応用し、一方でメンタリン グ(指導)を通じて継続的にサポートを受け、モニタリン グを通じてより良く進めていく。2010年には、460人の 教員がプログラムに参加して、1万3,200人近くの生徒を 教えた。子どもたちは、より分析的で創造的なスキルを用 いていると報告され、また教員は、自分の教え子たちの支 援により深くかかわるようになっている。

ユニセフは、すべての地域の国々において、 教育の質と包括性を向上させるために必要な 国家的枠組みの確立を支援している

イエメンにある「子どもに優しい学校」は、女子の入 学率を男子100人に対してわずか73人という全国平均を 上回る88人にまで押し上げるのに貢献した。この成功を もたらした1つの要因は、農村部の学校に1,000人の女性 教員を配属したことである。女性教員がいると、親はより 安心して娘を学校に送り出すことができるとの認識に基づ き、ユニセフはその中の3分の1を超える教員の研修を支 援している。また、特別訓練を行うことによって教員がジェ ンダーに対してより敏感になるとともに、清潔で安全な衛 生施設(トイレ)を、男子と女子のどちらの児童も同等に 利用できるようにもなっている。

質の高い教育は、子どもたちを守る。なぜなら安心感 を抱いている子どもたちは、より自由に学ぶことができる からである。2010年に、セルビアはユニセフの支援を受 けて、校内の暴力防止を法的に主流化する取り組みを成功 させた。政府は、暴力事件をモニタリングして予防する体 制を構築、推進しているところである。セルビアの初等学 校の5分の1近くは、すでに「暴力のない学校」になるた めの手続きを終えているところである。

また質の高い教育は、子どもたちに、生涯を通して自 分自身を守る力と十分な情報を得た上での意思決定を行う 能力も与える。ユニセフは、モザンビークにおいて、子ど もたちへのHIV感染予防に重点を置いたライフスキル訓練 を130万人に実施し、またニカラグアでは、性に関する国の指針の実現をサポートした。レバノンにいるパレスチナ難民の子どもたちに対するライフスキル訓練では、薬物乱用、自分の意見を述べること、リーダーシップ、暴力への対処法について探求している。

質の高い教育は、幼児の能力開発支援から始めるべきであるということを裏付ける証拠や経験が次第に増えてきている。特に生まれつき不利な立場に置かれている子どもたちの場合、就学前教育やその他の幼児向けの能力開発サービスを行うことで、その後への準備ができる。つまり子どもたちは学ぶ準備ができた状態で学校に入学することになり、最後まで学校に通い続ける可能性が高いのである。特化した専門プログラムは、刺激的、養育的、かつ安全な環境の中で初等学校への準備態勢を育むとともに、衛生と栄養状態を増進するための総合的サービスを提供することもできる。

6カ国で行われているユニセフの「入学準備」プログ

ラムの2010年のレビューでは、子どもたちの学習に対する準備態勢の目覚しい向上と、読み書きと算数の学習開始時において相応の効果が見られた。2年前は45カ国であったのだが、2010年には65カ国が全国的な入学準備態勢を政策として実現させた。

ユニセフの支援を受けて、東カリブ地域の10の国と地域は、幼児の能力開発に関する政策、基準、計画を制定している。その実施に向けて、2010年にユニセフは、トリニダードトバゴのパートナーを支援して、危機に弱いコミュニティ向けの子育てスキル・ワークショップを開発した。子ども健康手帳(child health passport)は、親が自分の子どもの全体的な発育を観察するのに役立っている。アンティグアバーブーダ、セントビンセント・グレナディーン、およびタークスカイコス諸島では、早期の学習を促進するためのキャンペーンが考案された。

最近の国際的な評価では、多くの国々が幼児の能力開発に投資していることが示されている。しかし、資金調達、

熱帯雨林の奥深くで生徒が教師になる

ライペンは、スリナムの密集した熱帯 雨林の奥深くにあるアララパロエ村の出 身である。同村には、電気も水も学校も ない。16歳のライペンは、5歳のときに 学校に行くことができたが、そのために は船と飛行機を使って数日間かけてパラ マリボまで出て行かなければならな、父記 がそれ以上学費を捻出できなくなった。 がそれ以上学費を捻出できなった。彼は5 年生を修了して家に戻った。

しかしそれから2年後、ライペンはア ララパロエ村で初等学校の教員に なるよう依頼された。彼は悲し そうな笑みを浮かべてこうは べている。「私は子どらがく ちを見ていて、彼・書ことが 字を読むことないこと ともできない思っ ました。 どれだけのこと ができるか分かりませんでしたが、私はなんとしても彼らの力になりたいと思いました。私たちはこれまでに学習してきています。私たちは、自分たちの先生が教えてくれたことの中から思い出せることを教えています。」

たとえ従来通りの研修を受けた教員のようなスキルがなくとも、ライベンには別の大きな優位性がある。それは、彼がアメリカ先住民族の文化を知っており、部族の言語を話すということである。そして彼はすでに自分のコミュニティに住んでいるのだ。そもそも、資格を持った現職教員をアララパロエ村のような隔絶された場所に呼び寄せるなどということは、不可能に近い。スリナムの国内全体で、正規の資格を持つ教員はわずか20%しかいないのだ。

子どもたちの教育を受ける権利の妨げ となっている地理条件などの障害を取り 除くために、ユニセフは教育省と協力し て、ライペンのような人々を訓練するた めの革新的戦略の策定と実施に取り組んでいる。「子どもに優しい生徒主体の教育」というユニークなコースでは、基礎的スキルを取得している地域コミュニティ出身の教員の育成を行う。

このコースでは、国際的な教育規範を地域文化に適合させて、子どもに優しい教育を実践し、アドボケートする能力を参加者に身に付けさせる。2010年末までに、スリナムのすべての初等学校でこのコースが実施された。同国の内陸部では、教員の95%が第一段階の研修内容を完了し、子どもたちのさまざまな才能を刺激する授業計画の策定に着手していた。

ライペンは、コースの中で質問に正解すると顔を輝かせる。彼は教員であると同時に、自分の12人の教え子たちのために意欲的に学ぶ生徒でもあるのだ。

各方面の協調体制の改善、国力の増進は、プログラムの対 象を最も不利な立場の、取り残されている子どもたちにま で拡大するにあたって、課題となっている。

公平性に向けた対策

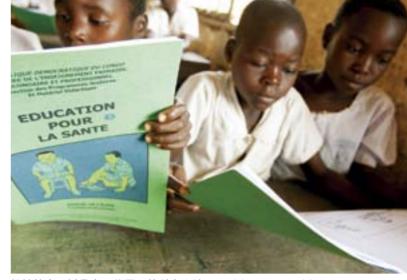
公平性の観点から質の高い教育へのアクセスに注目す るには、さまざまなグループの子どもたちが直面している それぞれ特定の障害を認識する必要がある。こうした障害 は、やがて自然に消滅するものと考えてはならず、それら に対して意図的に取り組まなければならない。そのために は、社会的保護計画の中での教育に対する特別規定の制定 や、各グループの置かれている状況に適合したカリキュラ ムや教員の研修の提供といった、さまざまな行動が必要に なる場合がある。

ユニセフは、2010年にユネスコ(UNESCO)と共同で、 学校に通っていない子どもたちの問題により体系的に取り 組むことを目的として、25カ国を対象にした世界的イニ シアティブを開始した。現在では多くの国々が、学費や栄 養不良といった教育へのアクセスとその継続を妨げる障害 を少なくしていくための対策を広めている。

全世界において、男子と比べて圧倒的に多い割合の女 子が、単にその性別のために教育を受ける権利を否定され ている。2010年に、「国連女子教育イニシアティブ」の 10周年を記念して、国際的なパートナー、子どもの権利 活動家、政策立案者、学者がダカールに集まり、女子をエ ンパワーする質の高い学校教育カリキュラムの確立に向け てさらなる取り組みを行うことで合意した。

チャドでは、ユニセフの対象を絞った取り組みが功を 奏して、女子の就学率が低い4つの県で、5万1,000人近 くの子どもが授業に参加し、そのうちのほぼ半数は女子と なった。マダガスカルでは、政府がユニセフの専門知識を 活用して、「教育から排除された子どもたちの地図の作成 (exclusion mapping)」を通じてジェンダー格差を確認し ている。現在の中等学校活動計画には、「ジェンダー格差 を是正する」、「広報キャンペーンを通じて女性のロールモ デル(見本となるような人物)を打ち出す」、および「奨 学金などのインセンティブを通じて、女子が中等教育レベ ルまで学習を続けるよう後押しする」という目標が盛り込 まれている。

貧困を不公平さのもう一つの主要な指標とすることで、 社会的保護計画は、貧困が教育に与える影響を軽減するた



保健教育の授業中に共用の教科書を読む子どもたち。子どもた ちは、自分が学んだことを家族にも伝えるように勧められてい る(コンゴ民主共和国) © UNICEF/NYHO2010-1546/Asselin

めの、国の重要な出発点となることが多い。2010年にお けるジンバブエでのユニセフの継続的アドボカシーによ り、同国政府は、共同出資の中の少なくとも30%を、孤 児や弱い立場にある子どもたちの学費を賄う基礎教育支援 セットなどの社会的保護プログラムに充てることを了承し た。

セネガルの貧しい農村部では、232以上の学校における 総合的な保健・栄養サービスにより、それらの地域の3万 6,000人を超える生徒たちに支援が届いている。また20の 隔絶された学校では、特別な太陽光発電キットによる夜間 補習コースのための発電も行われている。これらの地域の 子どもたちは、全員が鉄分とビタミンAの栄養補給剤を摂 取しており、また国連世界食糧計画(WFP)から補助食 料の支給も受けている。現在いくつかの地域では、学校教 育を修了する生徒の数が増加している。

ニカラグアでは、安全な水の供給と改善された衛生施 設(トイレ)が貧しい先住民地域の学校にまで普及したこ とで、健康に関する権利が保護され学習環境の改善が進ん でいる。2010年にユニセフは、3,000人の子どもたちへ 改善された衛生施設(トイレ)の提供と、6.000人の子ど もたちへの安全な水の供給を支援した。保健省は、学校の 水質調査を改善することに合意し、衛生促進のための「健 康な家族・学校・コミュニティ」推進キャンペーンでユニ セフと連携した。

ボスニア・ヘルツェゴビナでは、20万人を超える子ど もたちが、貧困と排除によって不利な立場に置かれている。 そのほとんどは、ロマ民族などの少数民族の出身である。 同国では、社会サービスが地域ごとに提供される分権的統 治制度に移行したことにより、社会サービスに格差が生じ ている。ユニセフは、既存サービスを基盤にしつつ、そこ へつなげていくメカニズムを強化し訪問支援活動を拡大す

るような、早期幼児開発システムの確立を支援した。現在 同国では、新たに設置された5つのサービス・センターが、 保健ケア・サービスと早期幼児開発の総合的なサービスの 提供を専門的に行っている。

現在では、緊急時とその後の転換期に、国際的にも一 国内においても、国連の教育クラスター(支援調整組織) システムへの積極的支援を通じたユニセフの教育プログラ ムによって、支援の協調性と一貫性が強化されていること が実証されている。また、急速に普及してきた学習プログ ラムにも拡張性があることが証明されたことにより、規定 年齢を超えた子どもたちの再入学や途中で中断した教育課 程の修了を可能にしており、格差が続いたり広域に及んだ りすることに歯止めをかけている。人道的状況における教 育は、身体的にも心理的にも子どもたちを守り、緊急事態 後のコミュニティにおいて安定効果をもたらす可能性もあ る。

イラン国内のアフガン難民に対する2010年の支援にお いて、ユニセフは、安全な通学手段といったインセンティ ブのあるような特別教室に、女子が出席する機会を拡大し た。ソマリアでは、遊牧民の子どもたちには柔軟な授業体 制を提供し、貧困層の子どもたちには学費を免除するなど の革新的戦略によって、新たに何千人もの子どもたちが教 育を受けられるようになってきている。

ユニセフは、スリランカのかつての紛争地帯において、 教育省と州当局と緊密に連携した。そのため、8万人の国 内避難民の子どもたちが、現在の避難所から別の福祉セン ターに移動する際や本来の居住地に戻る際に、ほとんど中 断することなく確実に学習を続けることができた。シリア における支援は、イラク人難民が密集しているコミュニ ティが対象となった。学校インフラの改修と学用品の提供 により、教育を受けることのできるイラク人の子どもたち が3.700人以上にまで増加した。また補習授業を行ったこ とで、2.000人を超える生徒たちが学業から脱落するリス クを少なくした。

持続的な前進

質の高い教育制度の基礎となるのは、十分な資源と的 確な情報に基づく政策と計画である。低所得の国々は、全 体的に中所得国や高所得国よりも国民所得に占める教育へ の支出割合が低い。しかし予算だけの問題ではない。取り 残された子どもたちから教育の機会を奪っている具体的な 不公平さを特定し、それに取り組む方法を盛り込んだ包括 的計画を持つような、自国の教育制度を構築する能力のあ る国は、低所得国の中にはほとんどないのである。

ユニセフは、あらゆる地域の国々において、教育の質 と包括性を向上させるために必要な国家的枠組みの確立を 支援している。2010年に、コンゴ民主共和国はユニセフ の支援を利用して、1年生から3年生までの子どもたちに 無償の初等教育を提供するための、新たな政策を打ち出し た。学費をなくすことにより、貧困層の子どもたちにとっ ての大きな障害が取り除かれる。貧困と紛争に苦しめられ ている国でこれを実現するためには、ほかにもしなければ ならないことは数多くあるが、この政策によって必要な行 動への道が開かれるのである。

2010年までに、ユニセフが活動を展開している国々の 過半数が早期幼児開発政策を採用しており、これにより、 依然として世界各地の教育制度に見られる大きな格差の是 正が、促進されることになるであろう。バングラデシュ は、2013年までにすべての公立学校に幼児クラスを設置 して、27万人を超える子どもたちを受け入れるという計 画に合意した。

新たな政策や計画によって、これまでなら認識されず に放置されていたかもしれない不公平さに、待望の光が当 てられることになるであろう。ユニセフの支援を受けて、 ウガンダは2010年に、不利な立場に置かれている子ども たちに対する基礎教育政策をまとめ上げ、またタイは、学 校における指導を子どもたちの母語で行う国家言語政策に 合意した。カンボジアの包括的教育に向けた新たな国家戦 略計画に関しては、不公平の是正の進捗状況を積極的に追 跡するための6つの指標作成を、ユニセフは支援した。

世界規模で展開されている「ファスト・トラック・イニ シアティブ(万人のための教育)」の下では、低所得国は ミレニアム開発目標の達成期限である2015年までの普遍 的教育の実現に向けて、特別追加支援を活用することがで きる。ユニセフは、それらの国による国家計画の策定とそ の資金調達のための財源の確保を支援することで、その役 割を果たしている。2010年には、ユニセフは、ギニアが 世界銀行を通じて、390を超える学校を建設するために必 要な2,400万ドルを調達できるよう支援した。モルドバは、 全国の75%の子どもたちを幼稚園か保育園に入園させる ための資金を調達した。ラオスは、ジェンダー格差の大き い行政区域の学校の質を向上させるために、3.000万ドル の資金を調達した。

二カ国語での指導により少数民族のための教育が向上

ベトナムでは、急速な発展に伴って教育も大幅に進 歩している。現在では、ほとんどの子どもたちが初等 学校に入学し、通い続けている。これは特に多数民族 であるキン族の子どもたちに関して言えることで、そ の86%は5年以内に初等教育を修了している。

しかし少数民族の子どもたちは、初等教育を修了す る子どもの数、識字率、算数力のいずれの点から見て も後れを取っている。2006年の最新データによれば、 それらの子どもの中で予定通りに初等教育を修了する のは60%をわずかに上回る程度で、女子の場合には その比率がさらに低くなる。

そうした子どもたちの多くは、学校のサービスが十 分に行き届いていない山岳地帯に住んでおり、そして 貧しい家庭の生まれである可能性が非常に高い。それ らの地域では、少数民族の子どもたち向けの教材が不 足しており、また教員の数も教室の数も極めて限られ ている。人々の孤立にさらに輪をかけているのが、す べての学校で使用されている公用語であるにもかかわ らず、彼らの多くはベトナム語が話せないという事実 である。また女子の場合には、家族の手伝いがあるた めに学校に行くことができないこと、学校インフラの 整備不足、女性にとって教育は価値がないという観念 など共通の障害にも直面している。

ベトナムには高いレベルの初等教育修了率を果たす ような法的枠組みがあるが、少数民族の生徒のための 二カ国語での指導を後押しする規定に一貫性がない。 こうした不利な点が複合的に作用すると、今後も長期 にわたって少数民族の子どもたちが社会的に周縁化さ れていく恐れがある。しかしベトナム政府はユニセフ と協力して、そうした格差を是正するための対策を講 じ始めている。国際的には、二カ国語教育の価値につ いて一貫した認識があり、それは学習の向上ならびに 退学率の低下と関連付けられている。

こうした概念がどうすればベトナムで最大の効果を 発揮するかを検証するために、教育訓練省はユニセフ と協力して、このアプローチを拡大する前に3つの州 においてその試験運用を実施し、2015年に向けて、 その結果を詳しく調査することにした。該当地域の7 つの幼稚園で学習を始め、8つの初等学校で学習を続

けている子どもたちは、現在、モン族、ジャライ族、 およびクメール族の民族語で学んでいる。このプロ ジェクトには、二カ国語教育の技術を身に付けさせる ための教員の訓練、地域コミュニティとの協議に基づ いて開発された教材の提供、および教育の質の向上を 示す確証を得るためのプログラムの注意深いモニタリ ングが必要とされる。何が最も効果的に機能するかと いうことに関する情報は、国の教育戦略に反映される ことになる。目標は、最終的には全国の教育制度を、 明確な法的裏付けをもって、すべての子どもたちに とって包括的なものにすることである。



© UNICEF Viet Nam/2007/Chau

2010年の、プログラム2年目の終了までには、初 期成果が見込まれることとなった。ある州の教育訓練 局は、すでに独自の資金を使って二カ国語教育のクラ スの数を2倍以上に増やすことを決定しているのであ る。全体としては、子どもたちは各自の母語とベトナ ム語のいずれにおいても、言語能力テストで以前より も優れた成績を上げている。それらの子どもたちは、 聴解力と算数において、プログラムに参加していない 生徒たちよりも高い能力を示している。そうした子ど もたちにとって'周縁化'は、校舎の扉のところで終 わろうとしている。

子どもの保護における公平性

子どもは誰でも、確かな権利を持っている。その中には、名前や国籍を持つ権利、あらゆる形態の暴力や虐待から守られる権利などが含まれる。また、どの子どもにも家庭の中で育てられる機会が与えられなければならない。たとえ家族が一緒にいるには当局からの支援が必要とされる場合であっても、である。すべての子どもたちが同じ権利を有しているとはいえ、必ずしも皆同等に守られているわけではない。貧しいから、障害があるから、HIVに感染しているから、移民だから、女性だから――子どもたちはこうしたさまざまな理由により、不当な行為や暴力を受けやすい状況に置かれている場合がある。

すべての子どもたちの権利を保障することは、8つの MDGsの着実で持続的な前進のために必要であり、子ども たちの保護はそのような前進の一部分として認識されてきた。行きつくところ、子どもたちの保護を明確に念頭にお

いて作られた法体系と社会制度が整えられるべきである。政策、法律、制度の枠組みは、すべての子どもたちに基本的保障を提供するが、最も脆弱な子どもたちには格別な配慮をすることで保護の公平性を確保し、そして違反行為には適切に対処し、それを防止すべきである。社会規範や社会的価値観は、そこに子どもの権利の保護と有害な行為の追放に向けた幅広い合意があるならば、こうした枠組みを広く有意義な形で後押しする。

ユニセフは、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)やセーブ・ザ・チルドレンといった、ユニセフのパートナーからも現在支持されている、子どもと子どもの保護を総体的に捉える支援のあり方(systems-oriented approach)に従い、子どもの保護プログラム全体にわたる上記の目標すべてに重点を置いている。子どもの保護における公平性を目指すには、子どもの人身売買や児童労働といった単独

2010年に、ユニセフは131カ国において子どもの保護システムの強化を支援した。ユニセフは、30カ国で緊急時における国際的組織や国内組織による子どもの保護活動の調整を、



耳の不自由な子どもたちのための教育と職業訓練を提供している団体、「アトファルナ協会」の少年と少女(パレスチナ自治区) © UNICEF/NYHQ2008-0179/Davey

また6カ国においてジェンダー・ベースの暴力に対する活 動の調整を単独または共同で主導した。

子どもの保護を支える国内制度

世界的な経済危機は、人間の発展のための、最低限の 保障を与える社会的保護制度の必要性を強く示した。ユニ セフは、そうした制度が、子どもの権利と保護に明確に焦 点を当てることを提唱している。子どもたちは経済的低迷 に対して最も危機に陥りやすく、自力でそれを乗り越える 基礎がほとんどできていないからである。

国内法や政策に子どもの保護を盛り込むことによって、 世界各地で、子どもの権利をよりいっそう確実に保障する 扉が開かれてきた。法は、権利がどのようにして守られる べきであるかを明確に定義できる。マラウイでそうした基 盤を確立するために、ユニセフはパートナーらとともに5 年の歳月をかけて議員への働きかけを行い、その結果同国 議会は、2010年、子どものケア・保護および正義に関す る法案を成立させた。この法律の内容は多岐にわたるが、 この法律によって、初めて出生登録制度を確立している。 これは、子どもたちの生涯に影響を及ぼすことになる極め て重要な歩みである。出生時に正式に登録することは、教 育や保健ケアに関連する権利をはじめ、そのほかの数々の 権利につながるからである。

政策に関するユニセフの継続的なアドボカシー(政策 提言)により、クロアチアでは、3歳未満児については入 所型のケアよりも里親家庭等での養育を優先させる、新た な規定ができた。ユニセフはハイチで、国際的ガイドライ ンを策定し、2010年の痛ましい震災によって子どもたち と離ればなれになってしまった家族を突き止めるのに十分 な時間を取った。インドでは、現在30の州および連邦直 轄領が、包括的な国の子どもの保護プログラムの展開に向 けた合意書に署名している。

子どもの保護に関する基準が整備されると、対応する 機関とサービス内容は、それらを実施できるよう態勢を整 えなければならない。ギニアビサウのトランジット・セン ターでは、子どもたちをコミュニティや家庭に復帰させる ために、ユニセフがパートナー NGOと協力して、子ども の保護と家族との安全な再会についての最低基準を制定・ 維持している。5カ所に設置されている国境警備所は、子 どもの人身売買の阻止に向けて監視を強化する態勢を整え ている。ボツワナにはその多くがHIVとエイズが原因で孤 児となった11万8,000人の子どもたちがいるが、ユニセフ

は、政府による国内孤児保護プログラムの強化を支援して いる。「スマート・カード」の導入により、孤児は好きな ときに好きな食べ物を購入することができるようになって いるが、これにより、子どもたちが手押し車で食べ物を集 めていたという、過去の習慣が生む偏見が薄れている。現 在ソーシャルワーカーらは、食べ物の提供よりも心理社会 的支援に集中することに多くの時間を割いている。スマー ト・カード・システムの成功を確認したユニセフの報告を 受けて、現在システムの拡大が進められている。

2010年の出生登録サービスの拡大で大きな成果の一つ として、保健員と子どもの保護員との緊密な協働に支えら れて、ガーナとナイジェリアにおいて出生登録が公衆衛生 キャンペーンと共に行なわれたことが挙げられる。ガーナ の対象コミュニティでは、登録率が100%に達した。ナイ ジェリアでは、30の州で約31万8,000人の5歳未満児が 登録された。

2010年に、ユニセフは131カ国において 子どもの保護制度の強化を支援した

質の高い子どもの保護機関の設置やその保護サービス の提供は、十分な訓練を受けた人材に寄るため、マレー シアは2010年に、ユニセフの支援を利用してソーシャル ワーカーの資格認定の国家基準を導入した。ザンビアでは、 各地域の子どものケアと保護委員会の325人のメンバー が、実地訓練を通じて心理社会的カウンセリングと必要最 低限のケアに関する新たな知識を得ることができた。入所 型ケア施設の改革に向けたセルビアの基本計画の下では、 専門的な訓練により、スタッフがケアの質を改善するため のスキルを向上させ、家庭を基盤とした新しいケアを従来 以上に支援することが明確になっている。

どの国においても、子どもが司法制度とかかわる際に 調整がとられることは、子どもの保護の基本的要素であ る。子どもが法律違反で訴えられたり、犯罪の被害者また は目撃者の立場になった場合でも、子どもの権利によって それから生じる影響を律しなければならない。ユニセフの 支援を受けて、現在グルジアは、未成年犯罪者に対して特 別更生保護委員会と投獄に代わる刑罰を用意している。イ エメンは、10の行政区域に2つの家庭裁判所と子どもの 保護ネットワークを設置している。ラオスでは、警察学校 と司法研修センターが、それぞれのカリキュラムに子ども に優しい対策を盛り込んでいる。子どもが関与する事件の 約90%を解決している「村調停所」は現在、司法制度と

かかわる子どもたちを保護する指針の適用を進めている。

社会規範や社会的価値観が、どのように子どもたちを保護するのか、またどの子どもを保護するかという問題に影響する

紛争から脱却しつつある国々は、戦闘員や被害者として現在の紛争に巻き込まれている多くの子どもたちに公正な対応をしていくために、平和的プロセスを利用することができる。2009年にユニセフは、毛沢東主義派の武装組織からの未成年者解放に向けた行動計画がまとまるよう仲介するため、国連がネパールで行っている取り組みに参加した。そして2010年初頭に未成年者の兵役からの解放が開始され、現在ユニセフは、約3,000人の未成年の戦闘員を社会復帰させるための取り組みに力を入れている。

前向きな社会変革の促進

陰に陽に、社会規範や社会的価値観が、どのように子どもたちを保護するのか、またどの子どもを保護するかという問題に影響する。こうした規範や価値観は深く浸透していて、時として頑なに守られるため、その中の有害なものを変えるためには、その合意の形成に向けて時間をかけてかかわり説得するという慎重なプロセスが必要とされる。ユニセフの場合は、公開討論、一般向けキャンペーン、情報公開などの手段を用いている。こうした試みにおいては、総体的な社会変革プログラムが最も先進的な方法であり、それによって有害な規範を捨て前向きな活動を受け入れていくということが、数々の証拠からわかっている。

ユニセフの支援を受けて、アルメニア政府は2010年に、「統合型社会サービス」の改革に着手した。この取り組みは、保健、教育、子どもの保護の各分野の協働を通じて、社会サービスの断片化と対応能力の格差に対処しようというものである。労働省、教育省、領土管理省の連携の下で行われたイニシアティブでは、特に障害のある子どもを中心とした、入所型ケアにおける子どもたちの保護に重点が置かれた。この最初の取り組みを受けて、「入所型ケア施設をモニタリングする市民グループ」が組織され、ユニセフがその能力開発に向けた支援を提供した。

モンテネグロでは、ユニセフは「わたしたちのできること」と称されるキャンペーンを支援した。このキャンペーンは、子どもたちが施設でのケアから家庭的ケアへと移る

のを妨げていた、障害のある子どもたちに対する否定的な認識を軽減することを目的としたものであった。全国の広告板とテレビに障害のある子どもたちと若者が登場し、障害者の社会参加の重要性を強調して自分たちの経験を雄弁に語った。彼らはスポーツ・イベントに参加し、また地方議会で講演した。その後に実施された調査では、わが子は障害のある子どもたちと仲良くして一緒に学校に行くべきであると考える人々の数が増加し、依然として障害のある子どもは特別な施設の中だけにとどまるべきだとの考えを持つ人の数が減少するという結果が示された。

パラグアイでは、家庭内での虐待に関する調査に基づいたメディア・キャンペーンにより、この問題に関する国民的議論に火がつき、それによって虐待の事例報告の増加が促された。ヨルダンでは、校内での暴力に対する認識を喚起するためのキャンペーンにより、教員たちのクラス管理能力が向上した。1年後の調査では、10の行政区域の学校において、体罰や言葉による虐待の程度や再発率が低減したという結果が示された。イラクでは、1,000人を超える教員およびコミュニティ・メンバーと7,500人以上の生徒が、ジェンダーに基づく暴力の防止に関する訓練を受けた。また、同世代の若者に態度を改めさせるという点でより大きな影響力を持ち得る、ピア・エデュケーター400人に対しても同様の訓練が行われた。

エジプトでは、ユニセフは9つの大規模な公開宣言を支援し、そこでは5,000人を超える男女が、今後はもう女性性器切除/カッティングにかかわらないことを宣言した。エジプトにおいてこの慣行を絶った家族のネットワークは、2010年末までにほぼ2万5,000世帯にまで増加していた。また同時に、女性性器切除を阻止するための医師の役割に関する訓練マニュアルも作成され、保健省が管轄する医師向けの事前研修プログラムに採用された。

コミュニティのリーダーや宗教指導者は、子どもの保護のメッセージを、大きな影響力をもって伝えることができる。2010年にユニセフが発行した『コミットメントから行動へ:子どもに対する暴力を根絶するために宗教コミュニティができること』は、その実践的な手順を概説している。現場での学習は効果が高いと考えられるので、ユニセフは2010年に、ケニアのコミュニティ・リーダーと宗教指導者らのスーダン訪問を支援した。そこでリーダーたちは女性性器切除/カッティング廃止に成功した取り組みについて学んだ。また公開宣言イベントにも参加した。このイベントでは、親、コミュニティ・リーダー、および政府職員が、6つのコミュニティから集まった2,000人の村民に対して、この慣行の廃絶に向けた献身的努力をたた

えた。またすでに切除を免がれていた少女たち約200人も、 そのイベントに参加した。

現在ユニセフは、有害な行いや慣習を改めさせるための総体的アプローチの利用を通じた、女性性器切除/カッティングの廃絶促進に関する経験を、児童婚の防止にも生かそうとしている。違法とされながらも多くの場所では依然として児童婚が横行しているインドでは、社会変革のエネルギーが法律の力も拡大している。児童婚の件数が多いインドの2つの州で展開された児童婚防止キャンペーンでは、11万人を超える人々にその影響が及んだ。いくつかの州では、児童婚の習慣を終らせようと女子のクラブが形成されており、また現在5つの州ではすでに行動計画が整

備されている。ユニセフは、児童婚に関する徹底的な調査を支援しており、その調査に基づく情報が州や自治体の行動計画に生かされている。この調査に基づいて、女子から何度も教育の機会を奪い、その健康を危険にさらし、そしてその未来を束縛することが多すぎる慣行を廃するための国家戦略策定に、準備が進められている。

規準の制定

ユニセフは、子どもの保護を国際的な優先課題に位置 付け維持してきたが、その成果が現れている。国際的な協 議の場では、意欲的な基準を設定するとともに、それを後

社会的周縁化のサイクルの遮断

15歳のマハッセンは、エジプトのアレクサンドリアにあるユースセンターに来るまで、苦難と悲嘆の日々を送っていた。彼女の大家族は、都市の中でも比較的貧しい地区の一つに住んでおり、両親はともに病気を患っていて生活を支えることができない。1番年上のマハッセンは、家族の生活を支えるために学校をやめて働かなければならないという悲劇に直面していた。

教育を受ける権利を奪われたマハッセンは、街に出て調理用のガス容器を売った。そのままだと、彼女は過酷な貧困の人生へと追いやられてしまったかもしれなかった。しかし彼女は地区のユースセンターを見つけた。まもなく彼女は読み書きのクラスに入学して、それから新たに職業スキルを学んだ。また彼女はアレクサンドリア・ユース議会にも加わり、グループに参加するスキル

を強化した。現在、彼女はこれまでと同様ガス容器を売ってはいるが、新たに見出した決断の意識と希望によって、いくつもの仕事を巧みにこなす力強さを得た。

「工場に勤めてもっと良い仕事に就けるように、私はコミュニティとかかわり合いながら懸命に勉強しています」と彼女は語る。マハッセンの人生の軌道修正への支援では、ユースセンターのソーカーが極めて重要な役割を果たした。ユニセフの支援を受けて、アレクサンドリアでは、マハッセンのような弱い立場にある子どもたちの支援に専った後押しする、子どもの保護の仕組みの試験運用が行われた。

アレクサンドリアにおける成功があまりに目覚しいものであったことから、エジプト政府は2008年に、新法の一環として同様のモデルを採用した。「危険にさらされている子どもたちを保護するための仕組みには、29の行政区域と400を超える自治区に、子どもの保護委員会

その後、ユニセフは、各地域のパートナーがこれを利用するスキルを少しずつ向上させるための訓練を支援している。この仕組みの下では、NGOのソーシャルワーカーと子どもの保護委員会のメンバーが責任を持って、危険にさらされている子どもたちを体系的に特定し、それぞれの状況を報告し、そして安全、教育、健康を確保するために必要なサービスにアクセスしていくためにその子どアレクサンドリア、アシュート、カイロ、ミニヤ、ソハーグ、およびケーナにある委員会が、危険にさらされている子どもたち2万5,000人以上を特定し、支援してきている。

また支援を受けているアレクサンドリアの子どもたちは、同じ境遇に置かれているほかの子どもたちに支援の手を差し伸べるようになることも多い。マハッセンは、「私はガス容器を売り歩いているため、ほかの子どもたちの生き方を目の当たりにします。私は彼らにも、私と同じことをするように勧めてあげたいのです」と語る。

© UNICEF Egypt/2006/Marooka

の設置が必要となる。

前向きな育児のための5つの手順

子どもの権利の侵害であるにもかかわらず、今なお世界の多くの地域では、子どもをしつけるための手段として体罰が容認されている。コスタリカで、ユニセフは議員や子どものためのアドボケート(唱道者)たちと協力して、そうした慣行を終わりにする極めて重要な一歩を踏み出した。2008年、体罰や屈辱的な扱いなしでしつけを受ける権利を擁護する法律が可決されたのである。



この法律により、コス タリカは中南米でこうし た規定を持った4カ国の うちの1つになった。現 在ユニセフは同法の施行 への支援に関わり、コス タリカのすべての子ども たちがその保護の恩恵を 受けられることを目指し ている。この新しい法律 の下、人々に各自の育児 の仕方を改めるよう促し て、子どもたちの権利が 確実に守られるようにす る政策とイニシアティブ が求められる。

重要な第一歩は、育児 の仕方と人々がそれらに ついて抱く考えを対応づ

け、視覚化することであった。この情報は、法律の遵守を監視するとともに、人々に有害な習慣を変えてもらうよう的を絞った広報活動でも、役立つ出発点となる。

ユニセフは、子どもたちの権利の促進に尽力している政府、民間部門、および市民社会のパートナーのグループを団結させた。Paniamor Foundation、開発推進企業連合会、および全国子ども青少年協議会からの支援と、Procter & Gambleからの資金援助を受けて、2009年終盤に、育児に関連する知識、態度、習慣に関する調査が実施された。この種の調査は中南米では初めてであり、また世界でも数少ない例の一つである。

この調査により、親や子どもたちをケアしている人々は、子どもたちの権利を守りながら発育を促進する方法についてほとんど知識を有していないということが明らかになった。そうした人々はしばしば、それが一般的で容認されたしつけ方法であるという理由で体罰という手段に訴える。体罰が不適切であることを認識しているにもかかわらず、インタビューを行った人々のうち、ほぼ65%が、時にはそれも必要であると考えている。また体罰という手段の使用は、たとえば子どもはしばしば癇に障ることをするという考えや、あるいは子どもが普段よりも手がかかるからといった、否定的な認識とも関連している。

協議会はこの調査を、新法を施行するために策定され2010年に公表された国内行動計画の基礎として活用した。この計画のかなりの部分は、暴力、体罰、好ましい形のしつけについて、おとなたちの意識を高めてもらうことに費やされている。子どもや青少年に、自分たちの権利と、自分自身を守ることのできる仕組みについて認識させることも強調されている。ユニセフは、この調査を利用して、父親、母親、子どもの力をする人々の前向きな育児能力を推奨するコミュンアをする人々の前向きな育児能力を推奨するコミュンアをする人々の前向きな育児能力を推奨するコミュニケーション戦略を描いている。育児方法を変えていまったとを目指して、キャンペーンでは、落ち着く、文話をする、説明する、合意に達する、となずを聞く、対話をする、説明する、合意に達する、という子どもとの関係を促進する5つの手順が中心に据えられている。

「子どものケアと発達全国ネットワーク」は、この調査の結果を、2011年に子どものケアをする人々向けの訓練プログラムに組み込むことにしており、一方で教育省は、未来を担う世代が子どもの権利を十分に尊重する形で育児を行うように、学校のカリキュラムにも組み込む予定である。

押しする政治的意思を結集させるよう各国に推奨してい る。2010年には、子どもの権利条約に対する選択議定書 の採択10周年を記念して、ユニセフは2012年までに、全 世界での条約批准に向けたキャンペーンを開始した。そし て同年に、新たに7カ国が「児童の売買、児童買春及び児 童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」 を批准して、批准国は全部で142カ国になった。もう一方 の「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関 する条約の選択議定書」は、新たに8カ国が批准して批准 国は全部で139カ国になった。

ユニセフやその他の組織による長年にわたるアドボカ シーにより、ついに2010年に、「クラスター爆弾禁止条約」 が発効することとなった。この条約は、世界中の子どもた ちの命を無差別に殺傷している兵器に対する厳しい国際基 準である。国連人権理事会は、子どもたちに対する性的暴 力について初めて定義した国際決議を採択したほか、9 月に開催された世界規模のMDGサミットでは、MDGsの 達成をおびやかしている児童労働の大きさが確認された。 メキシコで開催された「移住と開発に関するグローバル・ フォーラム では、150人を超える各国政府代表者たちが、 移住が子どもたちに与える影響について議論した。

ユニセフは、国家間においても各国内においても、子 どもの保護の実績と格差に関するデータの収集と、子ども の保護される権利を守る制度のモニタリングを支援してい る。このような具体的なデータ等は、効果的で矯正的な措 置を後押しするものであり、不公平さを是正するために極 めて重要となる。そうでなければ特に弱い立場に置かれて いる子どもたちが見過ごされてしまう可能性が、極めて高 いからである。グルジアでは現在、貧困モニタリング(監 視)の取り組みにおいて、不利な立場に置かれている人々 の公共サービスへのアクセスに重点が置かれており、一方 でユニセフは、中部・東部ヨーロッパおよび独立国家共同 体全域にわたり、政策立案に反映させられるような子ども の保護に関する17の主要な指標の収集にあたって、各国 政府を支援している。

世界規模の活動を活性化させ、その調整を後押しする ために、ユニセフは2010年に、各国連機関、NGO、およ び政府機関を一堂に集めた、「子どもの保護のためのモニ タリング・評価レファレンス・グループ」の創設に協力した。 まず着手すべきは、家族のケアを受けていない子どもをは じめ、子どもへの暴力に関するデータ収集のガイドライン を制定することであろう。またユニセフは、子どもの保護 に関するその国のリスクを特定し、対応能力を評価するた めの使いやすいガイドである、「マッピングとアセスメン

トのためのツールキット」も導入した。更に、紛争の続く 13の国において、国連安全保障理事会によって定められ た責任に従い、武力紛争の渦中にある子どもたちを対象に した「重大な暴力に関するモニタリング・報告制度」の導 入の取り組みを支援した。

国内の子どもの権利の問題について包括的調査が行な われるようになり、多数の国において法的・制度的な子ど もの保護が前進している。ケニアでは、2010年にユニセ フの支援の下で行われた評価活動により、数ある制度的格 差の中でも特に子どもの保護の専門家の深刻な不足が指摘 された。政府は、この情報に基づいて子どもの保護戦略の 策定を進めている。実現可能性調査に基づき、ベトナム政 府は国際基準に沿った少年裁判所を設置する予定である。 シリアはユニセフの支援に基づき、児童労働に関する初め ての調査を行った。そこでは、最悪の形態の児童労働をま ず止めさせるための3カ年国家行動計画を起草するため の、分析をしている。

第5章

行動に向けた アドボカシ-

ユニセフのプログラムでは、2つの法的道徳的基準に 従って子どもたちの権利を擁護している。1つは「子ども の権利条約」で、もう1つは「女性差別撤廃条約(女子に 対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)」である。 これらの国際協定は、いずれも各国政府によって幅広く批 准されており、女性や子どもたちの多様な社会的、経済的、 文化的、政治的な権利を網羅している。

ユニセフのアドボカシーは、さまざまな集団・地位の 人々に対して、これらの権利を実現するための措置を講じ るよう説得するものである。この年次報告の既出の章でも、 子どもたちを暴力から守るための新たな法律の制定や、娘 たちを学校に通わせるように人々を説得するキャンペーン といった例にスポットを当ててきたが、こうしたアドボカ シーは、社会から取り残された子どもたちや排除されてい る子どもたちにとって、極めて重要なものである。

子どもたちのためのアドボカシーにおいて、ユニセフ は信頼と権威のある組織という評価を築き上げており、実 証された手段を数々用いている。エビデンス(証拠)の収 集は、そうしなければ認識されなかったかもしれない格差 を明らかにし、それによって人々が行動を起こすべき理由 を示す。人々は知識を共有し能力を開発することにより、 どうすれば最も効果的に行動することができるかを理解で きるようになり、パートナーシップは、より強力な行動に 向けて人々を団結させる。子どもの参加は、基本的権利を 満たすもので、子どもたちが真に望み、必要としている行 動に新たな視点をもたらす。

エビデンス(証拠)に基づく行動

各国が子どもたちに関する質の高いデータや調査結果 を入手して利用し、その取り組みの前進や遅れを正確に評

> 価できるようにするため、ユニセフ は、その支援で中心的役割を果たし ている。そうした正確な評価があれ ば、子どもたちのための政策やプロ グラムは、格差への取り組みに向け て、より的確な対象者を選べ、効率 的で公平なものとなる。

> ユニセフが開発した複数指標クラ スター調査(MICS)の第4回目は、 2010年、21の国と地域で実地調査 が行われ、前進を見た。MDGsを監 視するための一次資料として統計情 報の最大の情報源と見なされている この調査では、子どもたちの幸福に 関する幅広い基本的指標についての、 国際的に比較可能なデータが生成さ れる。これらの調査やそのほかの 情報源を通じて、ユニセフはジェン



さまざまなコミュニティの人々によって支えられている子どもに優しい学習環境を、 男女を問わず一様に楽しんでいる初等学校の生徒たち(ラオス)

UNICEF/LAOA2010-00019 /Souvannavong

ダー、経済状態、および地理条件に関するデータをより幅 広く活用し、不公平さに対する理解をさらに明確なものに している。ラオスでは、2010年に行われた「子どもの幸 福と格差に関する調査」により、政策立案者の関心が子ど もの貧困に向かい、政府は2011から2015年の「第七次国 家社会経済開発計画」の中で子どもの保護と社会的保護に 重点を置いた。

ユニセフは、メキシコにおいて、子どもたちに関する 基本的なデータを、関連する調査、社会政策や社会プログ ラムの分析、ならびに政府組織や市民社会団体の名簿と結 び付ける、DevInfoシステム(ミレニアム開発目標に向け た各国の進捗状況をモニターするシステム)の立ち上げ を支援した。また同時にユニセフは、メキシコ政府にとっ て初めてとなる、子どもの権利の観点からの国の社会的支 出の分析も支援した。それにより、教育と保健には比較的 多くの支出がなされていたが、保護に関しては支出額が少 ないことが明らかになった。子どもたちに対する連邦政府 支出のかなりの部分は、州レベルに割り当てられることに なっているため、ユニセフは州や地方当局と協力して、公 共計画の立案時に子どもの権利に関する指標とデータをよ り幅広く活用した。

ブータンでは、ユニセフが行った学校における水と衛 生施設(トイレ)の評価結果を受け、それへの共同資金に 新たな財源を充てるという2010年の政府決定を導いた。 アルメニアでは、政策立案者が、障害のある子どもたちが 別の施設に追いやられるのではなく一般の学校に通うこと で、それらの子どもたちにどれだけのメリットがもたらさ れるかということを示す根拠に注目し、現在では、「教育 一般に関する国内基準」を定めた政策文書等に、それらの 子どもたちの一般学校への統合についてユニセフの提言が 反映されている。

ユニセフは、ナイジェリアの「コミュニティ・ラジオ 連盟 と連携してアドボカシーを行い、その結果2010年 に、コミュニティ・ラジオ局の運営を許可するガイドライ ンを大統領が採択することとなった。現在ユニセフは大学 と協働して、番組制作やコミュニケーション戦略の指針と なる社会データの収集を進めており、すでにそれらのデー タは、ポリオの撲滅に向けた活動に寄与している。

行動を起こす能力の育成

国が新たな知識と技術的能力を得ると、子どもたちの権 利の実現を持続させたり、達成を速く押し進めることが可 能になる。子どもたちのために先頭に立つユニセフは、達 成を目指して努力してきた目標をあきらめないよう、人々 や組織の知識や能力の不足を埋める支援をしている。

2010年に、ユニセフはナミビアにおいて、中央統計局 に対し、「ナミビア家計支出入調査」を介して子どもの貧 困の度合いを分析する能力を向上させる支援を行った。ガ ンビアでは、ジェンダーに基づく暴力をなくし、健康と教 育に対する権利を強化する枠組みとなる「女性法」を成立 させた。そしてその年にユニセフは女性局と協力し、国民 議会、地方当局、全国女性協議会その他のメンバーに対し て、公共政策の立案全体にわたってジェンダーへの配慮 を主流にする方法を説明した。この法律の施行を促し、全 面的なジェンダーの平等に向けた勢いを維持するために、 ジェンダーの問題に焦点をあてたネットワークが形成され

ユニセフのアドボカシーは、様々な集団・地 位の人々に対して、子どもたちの権利を達成 するための行動を促している

ユニセフはトルコにおいて、子どもの保健要領をモニ ターするシステムを支援し、また新たな初等学校基準の全 国展開に向けた訓練を後援した。国会の子どもの権利モニ タリング委員会への支援は、子どもの権利をモニターする 国の能力を向上させるとともに、影響力の大きい政治家と のコミュニケーションを強化した。2010年に、トルコは 憲法を改正し、子どもの権利、特に保護に対する権利を盛 り込んだ。

ヨルダンでは、ユニセフの支援の下で行われた、2011 年度予算における子どもに優しい予算編成のための実習に 参加した政府職員が、子どもたちのための予算を増やす必 要性について財務省の説得に成功した。ガーナは、ユニセ フの支援を利用して、子どもたちの優先事項に確実に予算 が充てられるようになる、プログラム・ベースの予算編成 を導入した。新たな指針のおかげで、2011年度に向けて、 2つの省でプログラム・ベースの予算の試験運用が順調に 開始された。

子どもの権利の促進につながる豊かな専門知識の源は、 成功の経験を有しているか、新たな取り組みを開拓してい る国々からもたらされる。そして、それを共有する意思の ある国々からもである。ユニセフは、150を超える国と地 域を支援していることから、どうすれば各国が互いの助け

となるかということを見極めるのに良い立場にある。ユニ セフを通じ、アルゼンチンとエクアドルの両国の財務省が 協働して、児童福祉への社会的支出の評価方法を改善する 取り組みを始めた。またユニセフは、キューバ政府との間 で、熟練した専門医が不足しているハイチへの医師派遣 に向けた合意を円滑に進めた。2010年にコレラの流行に 見舞われ多数の死者が出たとき、キューバ医療部隊は約 1.300人の医療スタッフを派遣する準備を整えていた。ユ ニセフは、患者の治療や新たな発症の防止のために、治療 に不可欠な医療用品をハイチに発送した。

ユニセフは、広報キャンペーンを引き続き活用して、 人々に子どもの権利についての知識を伝え、それを支持す る行動を醸成している。2010年にコロンビアのカルタへ ナで行われたキャンペーンでは、観光事業者に対して、子 どもや青少年の性的搾取の防止が呼びかけられた。そこで 観光事業者は保護ネットワークを形成して、性犯罪者が被 害者に近づけないようにする対策を講じたり、違法行為が あった場合には訴えを起こしたりしており、そのうちのい くつかについてはすでに法的措置が取られている。

ウクライナでは、予防接種に関する否定的な認識を打 ち破るために、ユニセフは屋外広告、テレビやラジオへの 出演、ウェブでの働きかけを利用したキャンペーンを実施 した。500万人が暮らすキエフで行った調査では、2008 年には64%の人々がワクチン接種に反対していたのに対 して、キャンペーン後にはその割合が24%にまで減少し ている。また保健員は、予防接種の重要性について効果的 な伝え方の見識を得た。

より大きな変化に向けたパートナー

ユニセフは、市民社会グループ、企業、学術機関、財団 などの様々なパートナーと協力して、子どもたちのために 幅広い成果をもたらしている。2010年には、81の世界的 プログラム・パートナーシップを結んでいる。こうしたパー トナーシップの下では、官民の団体が共に「少女のための 協働イニシアティブ」を通じた女子に対する暴力の廃絶や、 GAVIアライアンス(ワクチンと予防接種のための世界同 問) を通じたワクチン接種率の向上といった、子どもたち のための特定の目標を追求している。GAVI、世界エイズ・ 結核・マラリア対策基金、UNITAID、およびその他の組織 とのパートナーシップでは、HIVの予防、ケア、治療、保 護の支援に多大な基金を活用している。ユニセフは、こう した強力で協働的な活動のすべてが、公平性と持続可能性 によりいっそうの関心を向けるよう提唱している。

ユニセフの創設以来、サービスの提供からアドボカシー に至るまで、様々な市民社会団体がユニセフの活動に寄与し てきている。モザンビークでは、ユニセフは、国家予算のレ ビューに国家予算・計画委員会を参加させる、「市民社会予 算モニタリング・フォーラム」の創設に協力した。

東部・南部アフリカでは、ユニセフは列国議会同盟に 参加し、脆弱な子どもと家庭に対する子どもに配慮した社 会的保護の促進に従事している13の議会メンバー向けの、 地域議会協議会を開催した。「世界子どものための祈りと 行動の日」イニシアティブの下では、子どもの生存と妊産 婦の健康を増進するため、ユニセフの19の現地事務所が 宗教指導者を結集させた。

国内委員会(ユニセフ協会)

アンドラ国内委員会 オーストラリア国内委員会 オーストリア国内委員会 ベルギー国内委員会 カナダ国内委員会 チェコ国内委員会 デンマーク国内委員会 エストニア国内委員会 フィンランド国内委員会 フランス国内委員会 ドイツ国内委員会

香港委員会 ハンガリー国内委員会 アイスランド国内委員会 アイルランド国内委員会 イスラエル国内委員会 イタリア国内委員会 ユニセフ日本委員会(日本ユニセフ協会) 韓国国内委員会 リトアニア国内委員会 ルクセンブルク国内委員会 オランダ国内委員会

ニュージーランド国内委員会

ノルウェー国内委員会 ポーランド国内委員会 ポルトガル国内委員会 サンマリノ国内委員会 スロバキア国内委員会 スロベニア国内委員会 スペイン国内委員会 スウェーデン国内委員会 スイス国内委員会 トルコ国内委員会 英国国内委員会 米国国内委員会

ギリシャ国内委員会

2010年には、600社を超える企業パートナーがユニセフの活動を支援し、その提供資金は1億7,500万ドルに上った。企業は、技術革新の追求、顧客や社員の動員、およびマーケティングやコミュニケーションの専門知識の提供を通じて、子どもの権利のための行動を支持している。UPSおよびUPS財団は、サプライ・チェーン(供給経路)や物流管理の専門知識を共有し、資金、物品配送、貨物便での援助を提供している。Barclaysとの共同イニシアティブである「若者の未来のための構築」では、50万人を超える若者に、職業スキルや経営管理スキルを伝授している。INGとその従業員のネットワークは、すべての子どもたちへの質の高い基礎教育の提供を長年にわたって取り組んでおり、フランスのClairefotaine-Rhodiaは、継続的に子ど

もたちの教育へ資金を提供している。

国際亜鉛協会との新たなパートナーシップは、5歳未満児の微量栄養素欠乏症への取り組みを後押しするだろう。世界の主要な企業パートナーには、引き続きGucci、H&M, Hennes & Mauritz AB、IKEA、MAC AIDS Fund、Montblanc、Pampersとその親会社、Procter & Gamble、Starwood Hotels & Resorts、Unilever、数社の航空会社によって行われているChange for Good®(チェンジ・フォー・グッド)プログラムなどが含まれている。FCバルセロナは、HIVとエイズの影響を受けた子どもたちを支援する取り組みをさらに強化した。中国のHNAグループは、開発途上国に拠点を置く多数のユニセフの企業パート

ワールド・カップでの子どもたちの保護

2010年のワールド・カップの開催期間中、世界は南アフリカで繰り広げられる各国代表チーム同士の熱い戦いのドラマに興奮していた。しかし、約300万人に及ぶ観客の到来で、特に非常にもが、性的な家庭の子どもがそうであるが、性的を取の被害にさらされたり、あるいは物乞いや街頭での売り子として、経済的利益いやおに利用されたりするかしたもしかもあいた。リカでは、大会期間中の4週間にわたのり対が、こうした危険性にさらに輪をかけた。

すでに大会が始まる前から、ユニセフは子どもたちを守るための戦略を策定していた。初期段階として、子どもたちがどのような被害に遭うかということの意識を高め、一般の人々と試合観戦者に対して、子どもたちの権利と安全に配慮するよう促した。

対象者を定めた伝達手段として、テレビ、ラジオ、印刷物、およびソーシャル・メディアを利用して、2,000万人を超える人々にメッセージを伝えた。そこでは、サッカーの試合で用いられるのと同じレッドカードという気の利いた小道具を利用して(サッカーの場合には、これをもらった選手は強制的に退場させられて、代わりの選手を補充することもでき

ない)、子どもの虐待や搾取に対しては一切容赦しないというメッセージを発信した。レッドカードと「子どもの搾取にはレッドカードを与えよう」というスローガンが、国内各地の街角に貼られたポスター、南アフリカ全域の困難な状況にあるコミュニティ、国境地点、ガソリンスタンド、観光業者の間で全国的に配布されたチラシに、掲載された。

ラジオでは、400万人のリスナー向けに、英語と3種類の現地語で公共広告が放送された。スーパースポーツ・ネットワークでは、サハラ以南の48のアフリカ諸国にテレビの公共広告を放送した。アドボカシーのためのほかのルートとしては、ワールド・カップの期間中にユニセフの支援の下で開催された、21のコミュニティでのスポーツ・フェスティバルなどがあった。

試合中に子どもたちを守るにあたり、ユニセフは、子どもたちが安全に試合やプレーを観ることができるよう、国際サッカー連盟(FIFA)から、子どもに優しい空間を設けるということの合意を取り付けた。

子どもたちが特に大き な危険にさらされそうな

© UNICEF South Africa/2010/Hearfield

4カ所の公式ファン・フェスト(Fan Fest)に設置されたこれらの空間のおかげで、多くの人々が一緒になって巨大テレビスクリーンで試合を観戦することができた。そこには81万人近い人々が来場した。親とはぐれてしまった子どもに対しては、救急ケアと追跡サービスが提供された。専門の保育員が危険にさらされた子どもたちに常に注意を払い、必要に応じて警察、ソーシャルワーカー、医療サービス班に連絡を取った。

これらの会場はファンや報道関係者から高く評価され、そのおかげでユニセフは、搾取から子どもたちを保護する情報を、幅広く伝える機会を持つことができた。大会終了後、広報担当者がFIFAに代わって謝辞を述べた。「ユニセフ、FIFA、ファン・フェストを主催した都市の協働の取り組みが、最も弱い立場にある人々の生命に良い影響をもたらしたことは間違いありません。」



子どもたちのための協働

近年ブラジルは、力強い経済力によって世界から注 日を集めているが、すべてのブラジル国民に恩恵がもた らされているわけではない。国内の各地で、子どもたち は依然として排除された空間にとどまっている。地理条 件、貧困、民族性、ジェンダー、あるいはそれらの複合 的要因によって取り残されている。したがってユニセフ の最も重要な役割の一つは、排除された子どもたちを擁 護することである。このままでは、彼らの権利を保護し て生活を向上させ得る公共政策や公共プログラムを、受 けられないかもしれない子どもたちである。



© UNICEF Brazil/2009/Ripper

2010年に、大統領選挙の準備段階において、ユニ セフは大統領候補者から子どもたちの権利への正式な コミットメントを得るためのイニシアティブを支援し た。候補者たちは、教育に対する投資を増やすととも に、ブラジルのすべての子どもと青少年の権利を守る ための10カ年計画を導入することに合意した。

国会議員をターゲットにしたアドボカシーにより、 インターネット関連の攻撃を含めた性的搾取と闘うた めに、子どもの権利に関する新しい法案が可決される こととなった。インターネットのソーシャル・ネット ワークを利用したキャンペーンが発端となって、子ど もたちが人種的差別を受けることなく生活する権利に ついて、国内での議論と認識が高まった。人種的差別 は、ブラジルにおける社会経済的な不公平さの主要な 要因の一つである。

2010年には、貧困の進んだ同国の半乾燥地帯にお いて、地元の政治家も大統領候補者が行ったのと同様 のコミットメントを承認した。こうしたコミットメン

トは、「半乾燥地帯のためのユニセフ・プラットフォー ム(連携組織) |の流れに勢いをつけている。このプラッ トフォームには相互に支え合う2つの軸がある。一つ は、ブラジル大統領と同地域の全11州の州知事が署 名した、子どもの権利に対するコミットメントを強化 するという政治的協定で、もう一つは、「ユニセフに よる自治体認定証 (UNICEF Municipal Seal of Approval) | プログラムである。

80を超える市民社会団体、国際組織、および民間 企業が上記の協定を支援している。また「認定証」プ ログラムの下では、自治体職員やリーダーは、より効 果的で包括的な政策を策定できるようになり、子ども や女性はこれまで以上に優れたサービスを受けること ができるようになる。

現在、半乾燥地帯にある地方自治体の80%以上(計 1.266自治体)が、「認定証」イニシアティブに参加し ている。このイニシアティブでは、自治体職員、子ど もの権利のアドボケート(唱道者)、青少年を含む子ど もたちが、子どもの権利と発達に対する具体的目標の 設定とその達成に向けた取り組みに参加している。地 方自治体は、「保健、教育、および保護に関する指標に より評価した子どもたちの生活状況 |、「子どもたちの 生活水準を向上させる公共政策管理」、および「市民の 参加」という3つの分野で成果をあげると認定証を受 ける。地方自治体は、似たような社会経済的環境にあ る他の自治体と同程度の実績を示さなければならない。

認定証の獲得に努める地方自治体の比率が高いこと は、イニシアティブの目標に向けて幅広い支援がある ことを示す。認定証を獲得すると、全国的にも国際的 にも認められることになり、現場での成果も目覚しい ものとなっている。参加している地方自治体の間での 乳児死亡率は、ブラジル国内のそのほかの地域よりも 急速に低減しているのである。

また最近の評価により、中央政府、州政府、自治体 による支出の仕方を変えたことによって、以前よりも 長期間にわたって前進し続けていることも判明した。 新しい成果ベースの管理手法が導入されているととも に、すべての子どもたちへの支援に協働しているそれ ぞれ異なるレベルの行政機関に、より強力な結び付き が構築されているのである。

ナーの一つであった。ブラジルのBanco Itaúは、引き続き 困難な状況に陥りやすい子どもや青少年のための教育に、 資金提供を行っている。

ユニセフには36の国内委員会があり、ユニセフと連 携して、募金活動と子どもの権利の促進を行っている。 2010年には、日本ユニセフ協会(ユニセフ日本委員会)は、 23万8.000人以上のドナーからユニセフの主要な資金と なる月々の寄付金を受領しており、一方で米国国内委員会 は、ハイチでの救援活動のための資金として7.000万ドル を上回る寄付金を集めた。フィンランドでは、同国の国内 委員会が主導したアドボカシー・キャンペーンにより、子 どもの権利条約に関する授業が、国内教育カリキュラムの 一部として組み込まれることとなった。

ユニセフには、光栄にも31人の国際親善大使とアドボ ケート(唱道者)がおり、さらに10人の地域大使と200 人を超える国内委員会大使がいる。これらのパートナーは すべて、芸術界、スポーツ界、ビジネス界、および政界を 代表する人々である。彼らの声は、子どもたちの権利を擁 護するために遠くまで届く。サッカー界のスターであるリ オネル・メッシと、オリンピックのフィギュア・スケート 金メダリストのキム・ヨナは、2010年に新たに親善大使 に就任した。

多くの大使がソーシャル・メディアやインタビューを 通じて呼びかけてくれたおかげで、ハイチとパキスタンの ために何百万ドルもの寄付金が寄せられた。アンジェリー ク・キジョー、デビッド・ベッカム、ハリー・ベラフォン テ、ミア・ファロー、オーランド・ブルーム、リッキー・ マーティン、黒柳徹子、およびバネッサ・レッドグレーブは、 MDGsに対する意識を高めてくれた。イシメール・ベア(ア ドボケート)は、子どもたちと紛争について話すためにチャ

ドに赴いた。マリア・グレギナはベラルーシへ、またサー・ ロジャー・ムーアはカザフスタンへ行って、障害のある子 どもたちのための資金を集めてくれた。

子どもの参加する権利

最近では、自らに影響を及ぼす決定に関して自分の考 えを述べる子どもたちの権利が、全世界で広く受け入れら れるようになってきている。エチオピアでは、困難な状況 にある15万6,000人を超える子どもや青少年が、ライフ・ スキル、リーダーシップ・スキル、ユース・ダイアログ(若 者同士の対話)、ボランティア活動、自分たちのコミュニ ティの中で互いの能力を高め合うピア・エデュケーション といった活動に参加した。約2万3,770人の青少年ボラン ティアが、HIVとエイズ、衛生、および植林についての意 識向上に携わった。

ドミニカ共和国では、およそ600人の若者たちが、国 家開発戦略に関する協議に参加して貴重な意見を述べた。 12の「若者と子どもの自治体」(青少年が参加する場)が、 子どもたちを暴力から守るための措置を求める全国キャン ペーン「子どもたちの声」に参加した。

ロシア連邦では、青少年の能力育成プログラムを通じ て、若者のリーダーやボランティアを育成している。同国 では16の都市が、地域レベルで子どもたちの権利を守る 手段を拡充することを目的とした、ユニセフの「子どもに 優しいまちイニシアティブ」に署名している。すでにこの イニシアティブでは、子どもたちが都市計画の立案に参加 し、自分たちの権利が保障されるように政策を改善するた めの場が設けられている。

ユニセフ国際親善大使(2010 年現在)

ダニー・グローバー(米国)

ロード・リチャード・アッテンボロー(英国) アミタブ・バッチャン (インド) デビッド・ベッカム(英国) ハリー・ベラフォンテ(米国) オーランド・ブルーム(英国) ジャッキー・チェン(中国特別行政区香港) チョン・ミョンフン(韓国) ジュディ・コリンズ(米国) ミア・ファロー(米国)

ウーピー・ゴールドバーグ(米国) マリア・グレギナ(ウクライナ) アンジェリーク・キジョー (ベナン) キム・ヨナ(韓国) 黒柳徹子(日本) フェミ・クティ(ナイジェリア) レオン・ライ(中国特別行政区香港) ラン・ラン(中国) リッキー・マーティン(プエルトリコ、米国)

シャキーラ・メバラク(コロンビア) リオネル・メッシ(アルゼンチン) サー・ロジャー・ムーア(英国) ナナ・ムスクーリ(ギリシャ) ユッスー・ンドゥール (セネガル) ベルリン・フィルハーモニー (ドイツ) バネッサ・レッドグレーブ(英国) セバスチャン・サルガド (ブラジル) スーザン・サランドン(米国) マキシム・ヴェンゲーロフ(ロシア連邦) 第6章

危機下の最も 脆弱な人々への支援

ハイチを壊滅させた地震と、何百万人もの人々に居住地からの退去を余儀なくさせたパキスタンの洪水は、2010年における最も深刻で複雑な人道的危機であった(40ページの「特集」を参照)。その余波の中で、ユニセフは全世界の組織内外のリソースを利用して、パートナーたちと密に協働した。

しかしこうした危機的状況というのは、これらだけにとざまるものではなかった。ユニセフはその年、全世界の約半数にあたる98の国で290件の人道的状況に対処した。すべてに共通する一つの側面は、自然災害や紛争という、おとなでも被害を被ったりその恐れのある緊急事態において、子どもたちは最も被害を受けやすく、権利がないがしろにされやすい集団に属するということである。

ユニセフ発行の『人道支援に際しての必須項目』に要約

されているように、危機下にある子どもたちのために行う すべての活動において、ユニセフは、国際人権法と国際人 道法の原則を厳格に遵守している。2010年に更新された コミットメントは、子どもの権利を全面的に実現、保護す るためには、国レベルと国際レベルの双方での協調的パー トナーシップが重要であることを認めている。それは、ソ マリアなどでの経験から裏付けられている。ソマリアでは、 不安定な情勢が続いているにもかかわらず、ユニセフと地 方自治体、100を超えるNGO、コミュニティ・グループ との緊密なパートナーシップにより、国内全域において途 切れることなく基本的サービスを提供し続けている。また、 ハイチの地震、パキスタンの洪水、およびその他の緊急事 態下の国連機関間の対応においては、クラスター(支援調 整組織)リーダーシップも極めて重要な要素であった。さ らにユニセフは、極度に多い需要がある際には、内部組織 での配置転換、外部組織からの派遣、交代のできるパート

> ナーの手配によって対処した。こう した状況の中で直面した課題が、ユ ニセフのシステムを更なる改善へ導 いている。

> その他のミットを大人なが、というというできる。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これが、自要を表している。これが、これのである。これが、これのである。これが、これのである。これが、これのである。これが、これのである。これが、自要を表している。はないのである。これが、これのである。これが、自事を表している。はないのである。これが、自事を表している。



青海省で倒壊した家屋の下敷きになり、4 時間後に救出された男性と2人の子ども(中 国) © UNICEF/NYHQ2010-0693/Zhao

的なリスクへの注視を強め、それらが決して子どもたちの 権利を守るプログラムを妨げたり、人道的支援へのアクセ スを妨げないようにしている。

ユニセフは、すべてのプログラムに緊急時準備態勢と リスク軽減対策を組み込むようにした。また2010年まで に、ユニセフの事務所の77%において最低限の緊急時準 備態勢が整備された。その効果はインドネシアにおいて見 ることができる。同国は2010年の1年間に、突発性洪水、 地震とそれに伴う津波、および火山噴火という3つの大災 害に見舞われた。しかし強力な政府の受容力と調整メカニ ズムがあり、主要な準備態勢ができていたため、災害発生 直後のわずか数日間で、被災地域の子どもたちに緊急支援 物資を発送する準備が整えられた。

社会的・経済的な不公平さがあると、たとえば貧困層の 子どももおとなたちも危機的状況に対して著しく脆弱に なり、またそこからの回復も非常に困難となる。管理さ れないまま放置されるリスクがあると、不公平さが確実 に増し、MDGsの達成と子どもの権利の実現に向けた前進 が減速することになりかねない。2010年に特に重点が置 かれたのは、ジェンダーの平等であった。すなわち人道 的活動は、確実に女子と男子、女性と男性に対してより 効果的な結果をもたらすのである。差別のために、女性 や女子はたびたび最悪の脅威に直面するが、それに対処 する能力は非常に限られている。ユニセフは、こうした 問題を浮き彫りにしてそれに応えるために、人道的対応 を要する状況が続いている国々にジェンダー問題の専門 家を派遣した。

自然災害で受けた痛みを抑える

揺れる大地、隆起する海面、土砂降りの雨、あるいは 雨不足が、子どもたちの命を脅かし、ほとんどの場合はそ れが子どもの権利への侵害へとつながった2010年。ユニ セフは、子どもの権利を守るとともに、安全な飲料水やワ クチンといった緊急支援物資の供給から教育の継続性の確 保に至るまでの、子どもたちが生存し成長するために必要 な基本サービスを復活できるよう迅速に対応した。

中国北西部にある玉樹県を襲った震災では、震源地に あった家屋の85%が倒壊した。同県の初等学校の約80% と中等学校の半数が損傷を受けたことで、2万2,700人を 超える子どもたちの学習が中断された。被災地は人里離れ た山岳地帯で、接近が困難であったにもかかわらず、ユニ セフは2万5,000人の児童たちに対する衣類、長靴、毛布 の搬入を支援し、また教室用断熱テント、プレハブの教室、 早期学習やレクリエーション用教材の提供を通じて、教育 の再開を支援した。2008年の四川大地震後に学んだ教訓 を生かして設計された4カ所の新しい「子どもに優しい空 間」を通じて、6,000人の子どもたちに心理社会的な支援 を提供した。

ユニセフは年間を通じて98カ国、290件の 人道的対応を要する状況に対処した

チリの巨大地震のあとには津波が襲来した。その対応 において、ユニセフは教育、子どもの保護、安全な水、改 善された衛生施設(トイレ)、および公衆衛生に関する教 育に重点を置いた。学用品を詰めたリュックサックを合計 4万セット配布して、子どもたちの授業への復帰を支援す るとともに、子どもとかかわる仕事に従事している2.600 人を超える専門家に訓練を施して、子どもたちの深刻な心 理的ストレスを認識し、対処する能力の向上を促した。

人道的に懸念すべき状況によって、例年約100万人の 人々が居住地からの避難を余儀なくされているフィリピン では、年の終盤に台風によって地滑りが発生した。村落が 破壊され、何千世帯もの家族が避難を余儀なくされたこと を受けて、ユニセフは必要な場所に対し、事前に準備され ていた緊急用の医療用品、水、衛生用品を活用した。また ユニセフは、自治体が各自の行政区域の防災計画を改訂す る上での支援を行った。学校のための災害リスク軽減に関 するマニュアルには、気候変動に関する単元が盛り込まれ ている。

2009年と2010年の冬季には、ほぼこの半世紀で最悪 となった雪害(dzud)と呼ばれる気候によって、モンゴ ルの半数以上の県に、長期にわたる氷点下の気温と豪雪が もたらされた。この雪害(dzud)は、モンゴル国民の約 40%の働き口である農業生産に痛手をもたらした、前夏 の干ばつに続くものであった。この災害の影響で子どもの 死亡率が上昇し、栄養不良もさらに悪化した可能性が大き い。ユニセフは、緊急微量栄養素、栄養が強化された小麦 粉、必須医療用品の提供を通じて直ちに集中的支援を行い、 被災した30万人の子どもたちの健康維持に貢献した。ま たさらに長期的な観点で、ユニセフは政府に対して、非常 に大勢の人々が依存し、不安定な状況にある土地を保護す るために、持続可能な土地管理の実施を進めることを提唱 している。



半壊したポルトープランスのノートルダム・ド・ラソンプシオ ン大聖堂の外でミサに参加する人々(ハイチ)

© UNICEF/NYHO2010-2606/LeMovne

チャドでは、降雨量の少ない不安定な状態が3年間続 いたのちに猛烈な豪雨が襲い、ニジェールでは、2009年 の雨不足によって穀物が打撃を受け、2010年の食糧供給 量が大幅に減少した。ニジェールでは、収穫と同時に発生 した深刻な食糧および栄養危機により、総人口の半分近く にあたる約700万人の人々が、中度から重度の食料不足に 直面することとなった。チャドでは、穀物生産高が3分の 1以上減少した。それからまもなくして両国とも、一部の 地域で、急性栄養不良率が緊急時の基準である15%を上 回ったのである。

ニジェールでは、ユニセフの支援を受けて、幼い子ど ものいる34,500世帯に支援金が送られた。これは、子ど もたちの分の食料が他の家族によって消費されるのを防 ぐために策定された戦略であった。またユニセフはWFP と連携して、822の栄養リハビリテーション・センターで 32万人を超える子どもたちの治療も行った。チャドでは、 ユニセフは204の治療用給食センターを支援して、5万 5.000人の子どもたちの治療を可能にする物資とトレーニ ングを提供した。

紛争時の権利の確保

2010年も紛争が続いていた地域や、それらが新たな危 機へと発展した地域において、ユニセフは長年取り組んで きた命を守る支援を子どもたちに届けた。アフガニスタン では、4日間にわたる大規模なキャンペーンを通じて、予 防接種率の最も低い38行政区域の約300万人を含む、760 万人の子どもたちに予防接種を行った。パレスチナ自治区 のC地区では、度々子どもたちの公共サービスへのアクセ スを奪っているイスラエル当局とパレスチナ自治政府の狭 間に立ち、ユニセフは8.500人の人々に安全な飲料水を提 供するとともに、ニーズを抱える31の学校のうちの28校 に対して支援を行った。

スーダン南部では2011年1月に住民投票が予想されて いた中、ユニセフは、アクセスが困難な東部ジェベルマラ と北部のジェベルムーン地域に住む100万人の避難民と紛 争により影響を受けている2万3.000人の人々に対して、 水と衛生の支援を提供した。スーダン人民解放軍との緊密 な連携により、軍隊や武装グループで兵役に就かされてい た1,200人の子どもたちが解放され、それぞれのコミュニ ティや家庭に戻った。人民解放軍は、自らの組織内に5つ の子どもの保護部隊を設置することに合意し、5.700人近 い兵士に対して子どもを入隊させないように指導した。

ソマリアは依然として不安定な危機的状況にあり、度々 発生する武力衝突と不安定さのために住民は社会サービス を受けることができず、災害に対していっそう危機に陥り やすくなってしまっている。保健ケアの欠如と5年間にわ たる雨不足によって紛争の傷跡がさらに悪化している中心 部と南部では、6人に1人の子どもが急性栄養不良に陥っ ている。2010年にユニセフは、困窮している子どもたち の40%以上に相当する、国内全域の約15万人の急性栄養 不良の子どもたちへの栄養食品と栄養補助食品の提供を支 援した。そのほかの21万3.000人を超える子どもたちに対 しては、その他の栄養部門のクラスター(支援調整組織) パートナーとの連携に基づく取り組みを通じて、支援が届 けられた。

ソマリアのインフラが著しく弱体化していることを受 けて、ユニセフは公衆衛生、水、栄養、基礎教育サービス の80%以上を支援している。ユニセフは、250万人の人々 にサービスを提供している妊産婦と子ども向けの保健セン ターや簡易保健所などを通じて、基礎保健ケア用品、設備 機器、必要な薬のすべてを提供している。2010年末まで に、「幼児の生存の促進」に向けたユニセフとWHOの合同 プログラムにより、5歳未満児の90%と出産年齢にある 女性の60%に対して、ワクチン、ビタミンAの補給、虫下 し、飲み水の殺菌剤、栄養スクリーニングをセットにした 基本パッケージを提供した。

2010年には、コンゴ民主共和国の東部地域から、戦争 の「武器」としてレイプが利用されているという恐ろしい 実態が発覚した。7月と8月には、数々あった事件のうち の一つでは、武装した男たちのグループによって、わずか 数日の間に290人もの女性、少女、および少年がレイプさ れた。2010年の1年間で、ジェンダーに基づく暴力の犠 牲者に向けた包括的な一連のサービスを受けた人々は、約 6.000人の子どもたちを含めて9.800人近くに達した。

ユニセフは、コンゴ民主共和国における国際救援活動 を調整する9つの人道部門のクラスター(支援調整組織) のうち4つを管理しており、国家復興計画の下で、国内避 難民たちが戻りつつある地域の基本的社会サービスの再開 に重要な役割を果たしている。2010年には、220万人を 超える人々に清潔で安全な水と改善された衛生施設(トイ レ)が提供され、そのおかげでコレラの発生や集団の移動 に伴うその他のリスクが食い止められた。緊急時保健プロ グラムでは、3つの州において50万人の人々に、コレラ の治療と必須ワクチンが提供されており、現在南キブ州で は25万5.000人を超える5歳未満児の95%が、ワクチン 接種によってはしかを予防している。

イエメンでは、2010年に大きな成果が見られた。政府 が初めて、栄養不良をなくすことを国家の最優先事項とし て認めたのである。ユニセフはかねてからそのことを強く 提唱しており、同国での「戦略的国家栄養計画」の実施を 支援した。年末までに、21の行政区域と333の地区のす べてにおいて、栄養食品の提供と外来医療センターの運営 が開始された。

特に優先されているのは、サーダ地区北部の子どもた ちに支援が届くことであった。そこでは2010年2月に長 年にわたる激しい戦闘についに終止符が打たれたが、それ までに34万2,000人のイエメン国民が居住地からの避難 を余儀なくされた。そのうちの3分の2以上は女性と子ど もである。停戦になったにもかかわらず、依然として不安 定な情勢が続いているために、サーダ市から半径7キロ メートルを超える広域に住んでいる人々に支援を提供する ことができない状態となっており、そのために危機的状況 がさらに悪化している。

2010年中盤に、キルギス南部の様々な民族が混在する

オシ、ジャララバードの両市で激しい暴動が勃発して、お よそ30万人の市民が国内避難民となった。比較的短期間 で平和を取り戻したが、住民たちが町に戻り始めてみると、 そこでは家や職場が損壊したり、破壊されたりしていた。 ユニセフは、安全な水の確保を目的とした非常用品一式を 配給するための取り組みと、学校の衛生施設(トイレ)を 修復するための取り組みを主導した。6カ月間にわたり、 上水道局にオシ市で使用するための水処理薬品を提供した ことにより、20万人の市民が病気の心配をせずに安心し て水を飲むことができるようになった。

ユニセフは、紛争の影響下にある14カ国に おいて、武力紛争に巻き込まれた2万8.000 人の子どもたちに社会復帰(再統合)への支 援を提供した

ユニセフは2010年を通して、アフリカ、中東、アジア、 および中南米での紛争の影響を受けている14カ国におい て、武力紛争に巻き込まれた2万8,000人の子どもたちに、 決定的な救命策となる社会復帰の支援を提供した。2010 年5月に、子どもの権利条約の選択議定書の世界的批准に 向けたキャンペーンを開始して以来、新たに7カ国が「武 力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条 約の選択議定書」を批准している。

ハイチ、それからパキスタン: ユニセフはこれら2つの国で、2004年のアジアにおける津波発生以降、最大規模であり最も複雑な2つの人道支援を開始した。2010年にはこれら両国は即時の対応を要とし、今なお大規模で持続的な支援を必要としている。貧困と物資不足の悪循環を

は即時の対応を要とし、今なお大規模で持続的な支援を必要としている。貧困と物資不足の悪循環を 断つためには、様々な分野で協調的行動を取ることが不可欠であるのは言うまでもない。

年初に発生したハイチの壊滅的な地震により、もともと貧困に苦しんでいた同国の一部は瓦礫の山と化した。22万人を超える人々の命が奪われるとともに、300万人以上の人々の命が危険にさらされ、75万人の子どもたちに直接的な影響が及んだ。それから9カ月後にはコレラが流行し、12月末までに3,300人を超える人々が命を落とし、ほぼ15万人強が罹患することとなった。今日では、ハイチの家庭の半数近くが震災前よりも貧しくなっている。

パキスタンでは、モンスーンによる未曾有の大雨が原因で7月下旬から始まった洪水により、同国の土地の5分の1に相当する16万平方キロメートルの地域の住居と生活が奪われた。9月中旬に災害のピークを迎えるまでに、およそ2,000万人の人々が避難を余儀なくされたか、または別の形で影響を受け、約200万戸の住居が消失した。政府開発援助によって15億ドルの支援を受けていて、総人口のほぼ4分の1が国際貧困ラインを下回る水準の生活を送っている。収まらない戦闘的行為によって人道的危機が増幅しているこの国は、この災害による被害額が推定100億ドルにも上った。農作物と家畜が壊滅的な被害を受けたことと、作付けシーズンを逃してしまったことにより、食料の安全保障が弱体化し、貧困がより深刻化している。

緊急事態の発生前、その只中、および発生後というあらゆる局面で、世界各国のパートナーのネットワークと共に支援に取り組んでいるユニセフは、その豊富なリソースを結集させて災害に対処する態勢をしっかりと整えている。災害発生直後には直ちに人命救助を行い、復興が始まると、

今度は支援活動をより長期的な ニーズと結び付けた。ハイ

大きな注意を払った。ユニセフは、危機下にある子どもたちを保護する強力な法律と社会福祉制度の制定に向けたアドボカシーを強化しており、そしてパートナー組織と協力して、今後いつまた災害が発生しても子どもたちを保護できるように、非常待機し即応のできるチームを設置する方向で取り組んでいる。

ハイチ:協調的活動

ハイチでユニセフは、健康を守る上で不可欠な貢献をするとともに、震災後の教育、水と衛生、栄養、子どもの保護の各分野におけるニーズに対する、国際的対応の調整においても重要な役割を果たした。保健への取り組みでは、最初は避難民用の施設で生活している子どもたちに重点を置き、それから周辺コミュニティの子どもたちへと対象を広げていった。

ハイチでは、もともと限られていた基盤インフラのほとんどが震災によって破壊されてしまったため、ユニセフは安全な水の供給と改善された衛生施設(トイレ)を利用できるようにするための活動に従事した。緊急性が最も高かった時期には、毎日約68万人の人々にトラックで安全な水が運ばれた。キャンプで暮らす約80万人の避難民のために公衆トイレが設置され、ユニセフは、7万7,000人近くの子どもたちのために、学校にトイレと手洗い施設の設置を支援した。適切な衛生習慣について訓練を受けた約5,200の人々のネットワークが国内全域に展開されて、70万人を超える人々に対してその指導が行われた。

1月から10月までの間に、約200万人の子どもたちに対して、はしか、ジフテリア・破傷風・百日咳、風疹、ポリオのワクチン接種が行われた。またそれらの子どもたちに対して、命を脅かしかねない栄養不足に対処するためのビタミンAの補給も行われた。ピア・エデュケーションやコミュニティへの訪問を通じて、7,000人の青少年や若者を対象に、緊急時を過ぎてから急増する恐れのあるHIV感染を防ぐための対策が講じられた。

ユニセフの調整の下で、2010年末まで10万人を超える乳児とほぼ5万人の母親が、「赤ちゃんに優しいテントとコーナー」のネットワークを利用していた。それらの会場は、母親と乳児に安全な空間を提供し、支援、栄養アドバイス、母乳育児に関するカウンセリングを提供した。また、幼児

が保護的環境で学んだり遊んだりできるように、4,650セットを超える早期幼児開発キットも配布された。

ユニセフはセーブ・ザ・チルドレンと密接に連携して活動し、ハイチの機能しなくなった教育制度を再構築するため調整を図った。教育の質を向上させるために、教育省との協力のもと、1万1,300人を超える教員や教育専門家を対象に、子どもたちの留年を防ぐよう開発されたカリキュラムに関する訓練が行われた。これらの教員のうちの6,000人は、子どもたちが災害の後遺症から立ち直ることができるよう支援するためのスキルも学んだ。全国規模で展開された「すべての子どもたちを学校に」キャンペーンでは、また「すべての子どもたちを学校に」キャンペーンでは、また「すべての子どもたちを学校に」キャンペーンでは、また「すべての子どもたちを学校に」キャンペーンでは、また「もで表したで表表し、ほとんどが就学経験のないそれらの子どもたちも同じように学校に通えるようにした。

コレラが発生したとき、事前に必要な物資を備蓄しておくことが、迅速な対応を促進する上で極めて重要であることが認識された。ユニセフは、72のコレラ治療センターのネットワークに、石鹸、浄水錠剤、安全な公衆衛生に関する情報を提供した。ハイチの10県すべての学校に通う子どもたちと、特に入所型ケア・センターで暮らす最も脆弱な子どもたち3万人に、合計約90万個の石鹸が支給された。

パキスタン:より長期的な回復を目指して

多くの犠牲者を出したパキスタンの洪水を受けて、ユニセフは、水・トイレ・衛生、栄養、教育(セーブ・ザ・チルドレンと協力)、子どもの保護を含むいくつかの分野での人道的活動の調整を行った。ユニセフはWHOとWFPとともに、様々な緊急時救命対応を結び付け、資源を十分に活かす戦略に取り組んだ。

初期の対策として、320万人近い人々への安全な飲料水の供給や、約150万人の人々のための衛生施設(トイレ)の提供を行ったが、これらは、水を媒介とする感染症の蔓延防止に寄与した。900万人を超える子どもたちにポリオワクチンが、そして800万人を超える子どもたちにはしかワクチンが接種された。2010年末までに、およそ2,790の臨時の学習センターで約16万5,000人の子どもたちが教育を受けられるようになっており、それらが洪水で損壊や倒壊の被害を受けた1万校以上の学校の代わりとして教育現場で役立った。また、およそ6,500セットの早期幼児開発キットも支給された。

4つの州で実施された栄養調査によって格差が明確になり、最も栄養不良に陥りやすい子どもたちが特定された。 50万人近くの子どもと女性に対して栄養不良の検査が行わ れて、中度および重度の栄養不良に陥っていたおよそ11万5,000人を給食プログラムに参加させた。また、ユニセフは4万4,000人の女性保健員のネットワーク形成も後押しし、それがとりわけ女性と少女に対する地域保健サービス提供の基礎になっている。もしそれがなければ、多くの女性や少女は、行動を制限する文化的な理由のために、保健ケアにほとんど、あるいはまったくアクセスできなかったかもしれない。こうしたコミュニティ保健員は、洪水で被災した地域全体に医療用品を配布するとともに、保健に関するメッセージを伝えるために動員された。

洪水のあとは、子どもたちが深刻なストレス、貧困、および暴力や搾取の危険に直面するため、洪水が発生する前から、すでに深刻だった子どもの保護の格差は、さらに差し迫った課題となった。各家庭は自分たちが食べていくことに四苦八苦していたため、扶養家族の数を減らすための手段として、少女たちが早期に結婚させられる恐れがいっそう高くなった。洪水から6カ月後、ユニセフの支援とそのパートナーのNGOを通じて設置された1,000近くの固定式および可動式の子どもに優しい空間では、そうした脅威に対し、およそ18万人の子どもたちに心理社会的支援とレクリエーションを提供している。

パキスタンのより長期的な復興と発展を推し進めるために、ユニセフは同国に対して、新たな政策とサービスを整備するように提唱してきている。例えば、洪水が発生する前から水質の悪化や衛生施設(トイレ)の利用が減少していたことから、ユニセフは国の政策立案者と協力して、「衛生施設に関する全国行動計画」を策定し、「全国飲料水水質基準」も採用した。

それにもかかわらず、パキスタンの完全復興までの道のりはまだまだ長い。もともと避難を余儀なくされていた地域、洪水被災地域、国内全域にある貧しいコミュニティでは、生存のための基本的支援が弱体化し続けている。パキスタンでは、およそ10人に1人の子どもが、5歳の誕生日を迎える前に命を落としている。より良い未来をつくるためには、すべての子どもたちのニーズを満たし、彼らの権利を守る取り組みを拡充することが、絶対に不可欠である。

成果を導く業務

子どもたちにとって最善の成果を得るために、ユニセ フには健全で効率的な活動が要求される。こうした責務と、 子どもの権利に対するユニセフの道義的コミットメントに よって、2010年の公平性に関する調査は特徴付けられた。 最も困窮している子どもたちを対象にした支援は費用対効 果が高いことが示されたのは、ユニセフのプログラムに とってのみならず、ユニセフ組織の実際の運営管理にとっ ても、重要な点である。

ユニセフは、絶えずその業務の進め方の改善に努めて いる。国連改革のメリットを活かし、産業界のベスト・プ ラクティスやテクノロジーに関する国際標準の適用を試み ている。プログラムを実施する各国事務所の世界的ネット ワークを最大限に支援することで、ユニセフは子どもたち

の生活改善に向けて、そのリソースを最大限に活用するこ とができる。

効率性への投資

ユニセフは2010年を通して、組織独自の資源計画シス テム「VISION」の2012年の運用開始に向けた準備をさら に進めた。この新しいシステムには、ユニセフの事務所を より効果的に連携させて取引コストを削減するための、財 務状況やプログラムの成果のリアルタイム・モニタリン グ(監視)を主要な特徴とするパフォーマンス管理情報シ ステムが含まれる。成果を測るための規範的基準が制定さ れ、パフォーマンス指標を追跡するためのダッシュボード

> (一覧表示することのできるシステ ム)が確立された。この新システム 「VISION」を徐々に広げていくため に、国連の2012年の国際公会計基準 (IPSAS) の採用と併せて運用が開始 されることになっている。IPSASが 採用されると、ユニセフが資源をい かによく管理しているかについてよ り的確で多くの情報が、提供される ことになる。

> ユニセフの現地事務所の多くが ユニセフ以外の国連機関と施設を共 用したり、あるいはそれらの機関と 合同サービス協定を結んだりして、 2010年も引き続き経費を削減した。 こうした協定を結んでいるユニセフ の50の事務所の間では、管理運営費 が約3分の1削減されている。また 最近では次第に多くの事務所が、着 実に成長してきた安価で質の高い国 内のインターネット・サービス・プ



港湾都市のゴナイブからコレラが発生している地域に向けて、緊急医療用品が発送さ れるところ(ハイチ) © UNICEF/NYHQ2010-2446/Dormino

ロバイダーを活用するようになってきている。さらに、テ レビ会議やウェビナー(インターネット上で行うセミナー) の利用を拡大することで、旅費も削減されている。

2010年の説明責任(accountability) と管理(oversight) における継続的改策の一つは、独立系企業がユニセフ の評価をレビューするための、「評価報告書グローバル 管理システム (the Global Evaluation Report Oversight System)」の初公開であった。監査では、20の現地事務 所と7つの本部、および各テーマ分野の評価が行われた。 他の国連機関との合同監査では、財務監督や支払い処理等 の統一化アプローチ (the harmonized approach to cash transfers)と、「スーダン人道支援基金」が対象とされた。 リスク管理に関する新たな方針の実施では、まずはじめに ユニセフの各事務所に対する包括的訓練が行われた。

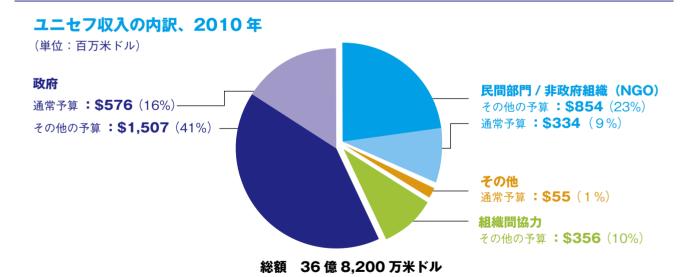
公平性のさらなる重点化とそれに対する説明責任を明 確にするために、ユニセフは2010年に、現地事務所と組 織全体で成し遂げた前進をモニタリング(監視)するツー ル、「公平性トラッキング・システム(Equity Tracker)」 を確立した。2011年の序盤までに、ユニセフのすべての 現地事務所が、それぞれのプログラムが子どものための公 平な開発にどのように貢献しているかということが詳細に 記された、最新のオンライン・プロファイルを持つように なった。

食料、医薬品、その他の必需品を最も必要とされてい るところに送る手段については、2010年を通じて、ユニ セフの物資供給機能が重要な役割を果たした。緊急調達 は総額で1億9,500万ドルに上り、その半分以上がハイチ とパキスタン支援に充てられた。ユニセフの物資調達の 80%は、とりわけ世界食糧計画(WFP)、国連難民高等弁 務官事務所(UNHCR)、世界保健機関(WHO)などの他 の国連機関との連携に基づいて行われている。

パートナーとの協力に基づくユニセフの調達は、アクセ スと品質の向上、そして価格の低減を目的としたものであ るが、主要な必需品の全世界の市場にもよい影響を及ぼし た。ワクチンと殺虫剤処理された蚊帳に関しても価格の低 下が確実となり、それにより2011年から2012年にかけて のプログラムで、1億1,330万ドルが節約されることにな る見込みである。すぐに口にできる形の栄養補助食品を提 供する供給業者の数が増え、5価ワクチン(1回分の注射 剤にジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎、インフルエ ンザ菌b型の抗原が含まれている)およびポリオワクチンの 価格が、ここ数年にわたり上昇傾向にあったが、下落した。

スタッフの配置に関する戦略的アプローチ

ユニセフの熱意あふれる子どもたちへのコミットメン



通常予算ー使途に関する制限がなく、ユニセフが実施する様々なプログラムに用いられる。幅広い用途が可能な通常 予算は、ユニセフの開発途上国での支援活動を支えている。

その他の予算ー特定のプロジェクトを指定したプログラムに使われ、その使途については様々な制限が課されている。 その他の予算は、さらに「一般拠出」と、自然災害などの緊急事態に対応する「緊急拠出」に分けられる。

注)ユニセフの通常予算に拠出した政府の国民に代わってユニセフが支払った所得税に相当する財政支援振り替えも含まれる。こ の振り替えは『ユニセフの支出総計 財政区分別(2010年)』(P.7参照)の表においても支出として報告されている。

トの原動力は、スタッフのそれであり、また彼らは、プログラムの成功を促進するプロとしての専門的スキルも提供している。2010年にユニセフは、組織のスタッフ配置要件をより容易に予測しそれに対応できるようにするために、戦略的人材計画を強化した。そして意思決定の迅速化を図るために、そのプロセスの合理化も行った。これらの措置によって、2010年には主にハイチとパキスタンの危機のために前年の4倍近くにまで上った緊急スタッフ配置の急増にも、ユニセフは滞りなく対処することができた。

事務所間のグローバルなネットワークの支援を最大化することで、ユニセフは子どもたちの生活の改善に向けてその人材や知識を幅広く活用することが可能となる

ユニセフが新たに導入した e-Recruitmentシステムにより、人材採用までの平均所要時間が5分の4程度にまで短縮され、また電子業績評価システム e-PASにより、各個人によるパフォーマンス管理の改善に向けた基礎が築かれた。新たに顧客サービスに重点が置かれたことで、人事部門は純粋な運営管理分野というよりも、ユニセフのあらゆる目標の達成を支援するパートナーとしての役割が強化された。この重点の移行を主導する責任者として、シニア・マネージャーが個別に任命されている。

スタッフの学習を支援するとともに、スタッフ間における知識の共有を促進するために、現在ユニセフのコミュニティ・オブ・プラクティス(COP)では、数々の主要プログラムや活動分野において、全世界の何千人ものスタッフのネットワークが構築されている。オンライン・ツールのASKホットラインも、引き続き国連の一貫性に関する質問や議論に対する貴重な情報源となっている。

ユニセフのスタッフのジェンダーバランスは、プログラムの原則と同様、引き続き中核的な優先事項となっている。あらゆるレベルのスタッフにおいて、ユニセフは平等性の確保に取り組んでおり、各種任務の48%は女性によって占められている。しかし、シニアの国際的職位については立ち遅れており、そうした職位に就いている女性はまだ42%にすぎない。

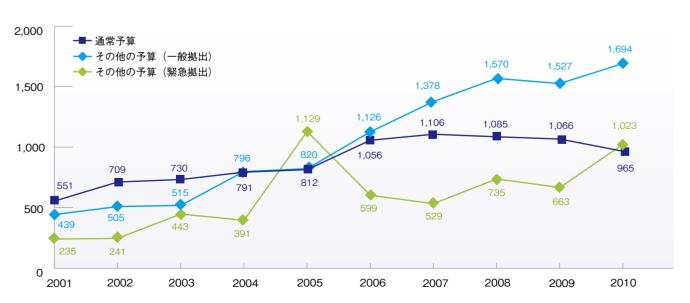
ユニセフではこの取り組みを加速させるために、2010年に新たなジェンダー平等に関する方針が採択された。そしてこれまでの実施により、ジェンダー専門家の最新登録者名簿の作成、マネージャー向けのものを含むジェンダー・トレーニングの拡大、ならびに雇用とパフォーマンス評価でのジェンダー平等に関する能力 (competency) の設定が行われている。

厳しくなる資金調達

ユニセフは、子どもの権利の実現を押し進める唯一の国際機関として、極めて重要な役割を果たしている。それにも

ユニセフへの拠出額、2001-2010年

(単位:百万米ドル)



特定分野向けの拠出、2008-2010年

(単位:百万米ドル)

	2008	2009	2010
子どもの生存と発達	18.8	22.1	32.6
基礎教育とジェンダーの平等	121.6	128.5	132.3
子どもの保護	36.0	51.2	53.1
HIV /エイズと子ども	10.4	14.8	10.3
子どもの権利のための政策、アドボカシー、パートナーシップ	16.1	13.4	12.8
人道支援	140.1	64.9	332.4

かかわらず、世界的な経済危機を受けて、2010年にはその 活動のための資金の調達が困難なものになった。ドナーは 資金の使途に関して次第に厳しい要件を課すようになって きており、多くのドナーは拠出金額を削減している。2010 年の総収入は、前年から13%増加して37億ドル近くにまで 上ったが、その増加分のほとんどは、ハイチおよびパキス タンの危機への対応のために向けられたものであった。

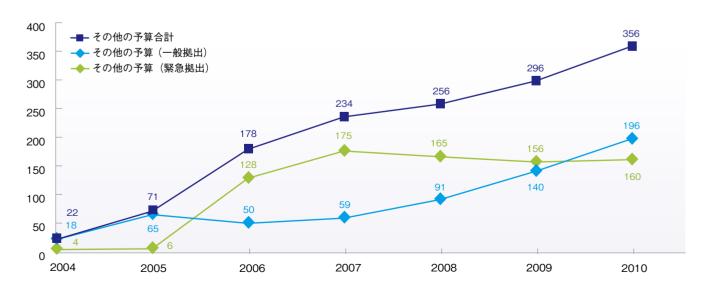
プログラム対象国の優先課題のための、使途を限定さ れない通常予算は、総額で9億6.500万ドルにとどまり、 前年比で9%減少した。このカテゴリーは、2010年には ユニセフの総収入のわずか26%を占めるにとどまり、そ の比率は2009年の33%から低下した。こうした資金が十 分にあれば、公平性に重点を置いて、状況の変化に応じて 最も必要とされている箇所に迅速かつ柔軟に資金を割り振 るユニセフの能力を強化できる。通常予算があることで、 ユニセフは一貫性の向上とより長期的な計画立案を行うこ とができ、それによって運営管理の負担が軽減される。

ユニセフは、パフォーマンス評価を向上させドナーの 認識を高めてもらうための継続的取り組みなどを通じて、 従来の支援ドナーとの緊密な関係を維持している。またユ ニセフは、新興経済国においても次第にドナーの数を増や してきており、その結果2010年には、そうした国々から の収入が倍増した。さらに、共同出資、マルチドナー信託 基金、および二国間協定からの収入も増加した。こうした 組織間協力は、資金を寄せてもらうための新たなチャネル をもたらしている。

分野を指定した資金は、長期的な計画立案、持続可能性、 そしてユニセフとドナーの双方の取引コストの節減を可能 にする。この拠出金の場合には、事務処理にあまり時間が かからないため、プログラムの策定や成果の達成に集中す ることができる。2010年には、人道支援に対する拠出金 が急増したのに対して、中期戦略計画(MTSP)の5つの 分野に対する使途を指定した拠出金は全体として、わずか 5%増の2億4.100万ドルにとどまった。

組織間協力による拠出額、2004-2010 年

(単位:百万米ドル)



ユニセフ予算への拠出 上位20政府と政府間協力、2010年 (単位: 1,000米ドル)

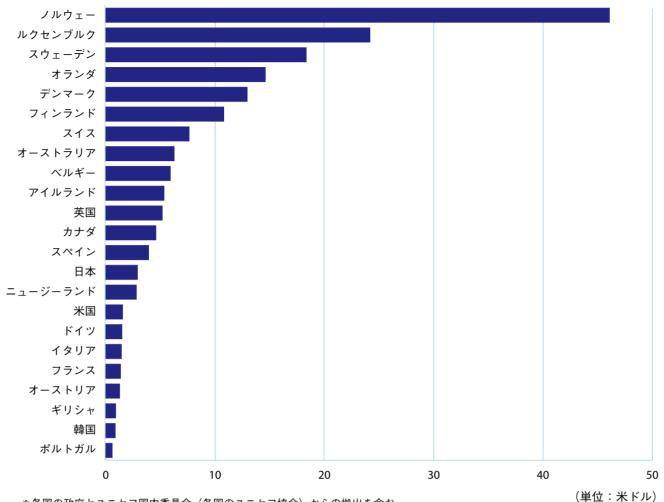
	通常予算	その他	その他の予算		
	是	一般予算	緊急拠出	合計	
3	132,250	127,538	80,883	340,671	
国	32,594	172,993	52,548	258,134	
ルウェー	70,245	112,659	22,063	204,967	
本	15,184	98,322	61,540	175,046	
ランダ	42,735	91,933	24,090	158,758	
饮州委員会	_	57,470	88,220	145,690	
ッナ ダ	17,408	89,934	27,268	134,610	
スペイン	29,225	68,930	29,316	127,471	
マウェーデン	61,428	40,108	24,816	126,352	
トーストラリア	24,660	53,473	42,603	120,736	
デンマーク	28,069	10,063	11,601	49,732	
フィンランド	21,592	10,417	7,597	39,606	
ベルギー	25,128	865	9,192	35,185	
ベイス	20,661	3,385	508	24,554	
イツ	8,242	6,986	758	15,986	
<i>゙</i> タリア	4,202	441	11,052	15,695	
<i>プ</i> ランス	9,447	399	4,883	14,729	
パイルランド	9,864	3,228	1,428	14,521	
クセンブルク	3,711	4,609	1,160	9,480	
ュージーランド	4,320	3,387	1,428	9,135	

ユニセフ予算への拠出 上位20国内委員会 (ユニセフ協会)、2010年 (単位: 1,000米ドル)

	通常予算	その他	の予算	合計
	地市 17 并	一般拠出	緊急拠出	
日本	148,232	18,636	26,736	193,605
米国	12,708	30,560	85,483	128,751
ドイツ	49,995	28,198	26,512	104,705
オランダ	41,553	16,837	24,740	83,130
フランス	37,705	13,648	20,023	71,375
イタリア	21,570	36,271	12,100	69,940
英国	2,627	26,988	27,047	56,662
スペイン	24,848	12,503	17,896	55,247
スウェーデン	19,685	19,929	5,467	45,080
韓国	24,873	5,898	5,009	35,780
スイス	12,180	18,677	3,865	34,723
ベルギー	6,843	7,793	13,928	28,565
香港(中国特別行政区)	10,247	4,786	7,560	22,593
デンマーク	9,515	4,596	7,649	21,759
カナダ	965	3,988	16,079	21,033
ノルウェー	6,382	7,810	4,750	18,942
フィンランド	11,587	3,681	2,646	17,914
オーストラリア	3,671	4,709	7,570	15,949
ギリシャ	4,375	1,472	3,785	9,632
アイルランド	2,926	581	5,679	9,186

ユニセフへのひとり当たりの拠出額*、2010年

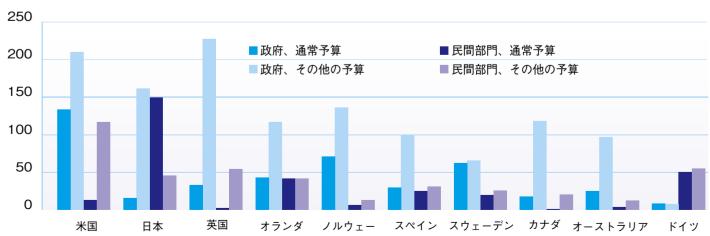
経済協力開発機構(OECD)の開発支援委員会(DAC)のメンバー国間の比較



*各国の政府とユニセフ国内委員会(各国のユニセフ協会)からの拠出を含む。

ユニセフ予算への拠出 上位10カ国 ドナー別、拠出別*、2010年

(単位:百万米ドル)



*政府、ユニセフ国内委員会(各国のユニセフ協会)からの拠出を含むが、政府間協力、NGO、組織間協力からの拠出は含まない。

国別の協力企業と財団 ---2010年に10万米ドル以上の規模で協力のあった企業および財団

グローバル	・・アライアンス	エクアドル	Diners Club	日本	生活協同組合コープかながわ	スウェーデン	Café Opera		
(多国間に	りたる企業協力)	赤道ギニア	BG Group	(続き)	株式会社キョクトウ・アソシエイツ 株式会社レベルファイブ / 一般財団法		EnterCard Sverige AB Gina Tricot AB		
Amway Euro	ре	フィンランド	Nokia Oyj		人 TAKE ACTION FOUNDATION		Löfbergs Lila AB		
Barclays Futbol Club E	Barcelona	フランス	Caisses d'Epargne		ライオン株式会社 三ツ星ベルト株式会社		M Magasin		
Gucci	odi Celoria		Century 21		みやぎ生活協同組合		Svenska PostkodLotteriet		
	s & Mauritz AB		Clairefontaine EDF		日本クラフトフーズ株式会社	英国国内委員会	Barclays Bank		
IKEA(日本法	長人 イケア)		Energizer		王子ネピア株式会社	(英国ユニセフ協会)	Clarks Dell Corporation		
ING			Groupama		大阪いずみ市民生活協同組合		Energizer		
IZA MAC AIDS F	und(M·A·Cエイズ基金)		Groupe SEB		生活協同組合おおさかパルコープ リンベル株式会社		FTSE		
Montblanc	and (m), 0= 111±±/		La Banque Postale Orange		ソニー株式会社		Kantar		
Procter & Ga	mble		Rythm		生活協同組合さいたまコープ		Manchester United Football Club		
Unilever			Sanofi-aventis		サラヤ株式会社		News International		
Check Out Fo	or Children™		SC Johnson Société Générale		すかいらーくグループ 株式会社シュガーレディ本社		Orange Samsonite		
	otels & Resorts: アフリカ、中東、アジア太平		Temps L		株式会社三井住友銀行		Tesco		
洋、中国本土			Total		三井住友カード株式会社		The Vodafone Foundation		
Ch	> の (松中草人)		Verbaudet		株式会社三菱東京UFJ銀行		Twinings		
Aer Lingus (Good®(機内募金) Treland)	E 2 102	Volvic Deutsche Post AG	メキシコ	Banco Santander	米国国内委員会	Jefferies & Co.		
Alitalia (Italy		ドイツ	Deutsche Post AG Mattel		Comercial Mexicana	(米国ユニセフ協会)	Acqua di Gio/Giorgio Armani Parfums		
全日本空輸	株式会社(ANA)		Payback		Random House Mondadori		Amgen Foundation		
American A			Siemens AG	オランダ	Unique		Apple Corps Ltd.		
	ublic of Korea) fic (Hong Kong, China)		Volvic Commerzbank AG		Djoser BV		BD Carnival Corporation & plc		
Finnair (Finla			Stiftung United Internet für		Dutch National Postcode Lottery		Chegg, Inc.		
株式会社日	本航空(JAL)		UNICEF		Wavin Group/Aqua for All		Colgate-Palmolive Company		
Qantas (Aus	stralia)		Stiftung Berliner Philharmoniker	ノルウェー	Cubus		Covington & Burling LLP		
国内委員会	14.1.0.00		Harold A. und Ingeborg L.		IKEA Norway		Dell Deutsche Bank		
(ユニセフ協会) /現地事務所	協力企業		Hartog-Stiftung (Private)		Japan Photo		ExxonMobil Corporation		
アルゼンチン	Banelco	ギリシャ	Diners Club of Greece Finance Company S.A.		Kiwi Nordic Choice Hotels		First Data Corporation		
	Carrefour		Estée Lauder Hellas S.A		NorgesGruppen ASA		GE Foundation		
	Farmacity		M.A.C. Cosmetics Tsakos Shipping & Trading		Norwegian		Google, Inc. Hess Corporation		
	OCA		S.A.		Rica Hotels AS Telenor Group		Hewlett-Packard Company		
オーストラリア	SunRice The livet Conve	香港	Chow Tai Fook Jewellery	ポーランド	ITAKA		Foundation Johnson & Johnson		
A111 A2	The Just Group	(中国特別行政区) -	Co., Ltd. The Hongkong and Shanghai	W-721	Mint of Poland		Kmart		
ベルギー	buy aid Belgacom		Banking Corporation Limited		SC Johnson		Liberty Global, Inc.		
	GlaxoSmithKline Biologicals	インド	EXIDE Industries Limited	韓国	Basic House Corp.		Major League Baseball Merck & Co., Inc.		
	Hallmark		Prasar Bharati		Daewoo Securities		Microsoft Corp.		
ブラジル	Banco Itaú	アイルランド	Aer Lingus		Kookmin Bank Korean Council on Latin		National Basketball		
	Companhia Energética do Ceará - COELCE		Topaz Hostelworld.com		America & the Caribbean		Association & the NBPA Pfizer Inc.		
	Fundação Itaú Social		Fyffes		Shinhan Bank		Pier 1 Imports, Inc.		
	Nidos - Organização de Eventos Ltda	イタリア	AGOS S.p.A.	ロシア連邦	Tupperware LLC		RockYou, Inc.		
	Petrobras		Calendario della Polizia	南アフリカ	Total South Africa		The Baupost Group, L.L.C. The Clorox Company		
	Rede Energia		Ferrarelle SpA	スペイン	Arbora & Ausonia		Foundation		
	RGE - Rio Grande Energia Samsung	 日本	Poste Italiane		Bancaja Banesto		The J.P. Morgan Chase Foundation		
カナダ	Cadbury	日本	イオン イオンモール株式会社		BBVA		The Prudential Foundation		
77.7	Les Rôtisseries St-Hubert		株式会社アミューズ		Caja Madrid		The Safeway Foundation		
	Ltée		B-R サーティワンアイスクリーム株式会社		Cajasol Eroski		The UPS Foundation Time Warner Inc.		
	McCain Foods Limited PwC		生活協同組合ちばコープ 株式会社サークルKサンクス		Fundación Cajamurcia		Toys"R"Us Children's Fund		
	Teck Resources Limited		生活協同組合コープこうべ		Fundación CAN		and Toys"R"Us, Inc. Turner Broadcasting System,		
	Tim Horton Children's		生活協同組合コープさっぽろ		Fundación La Caixa Grefusa		Inc.		
	Foundation Tim Hortons		生活協同組合コープしずおか		Jané		United States Tennis Association		
	Webkinz Foundation		生活協同組合コープとうきょう 生活協同組合連合会コープネット事業連合		La Sexta	ベラブエニ			
中国	GlaxoSmithKline Biological		エフコープ生活協同組合		NH Hoteles SA	ベネズエラ	AB-10 Group Cinematografia Publicitaria		
	Shanghai Ltd.		ダノンウォーターズオブジャパン株式会社		Orange Unicaja		Excelsior Gama		
	Porsche (China) Motors Ltd. HNA Group Co., Ltd. (Hainan		FNS チャリティキャンペーン(株式会 社フジテレビジョンほか系列 27 局)	スイス	MIG Bank SA				
	Airlines)		株式会社白元		MSC Crociere SA				
クロアチア	Hrvatski Telekom d.d.		本田技研工業株式会社		Roche Employee Action &				
	Brøndby IF		株式会社三越伊勢丹		Charity Trust Stammbach-Stiftung				
デンマーク	Dibilaby II		伊藤ハム株式会社						

カントリー・プログラム 通常予算による事業

ユニセフのカントリー・プログラムは複数年度分については執行理事会により承認され、ユニセフの通常予算によってまかなわれる。その額は下記に 示された通りである。ユニセフは、人道的な危機が起きた場合などは、「その他の予算」で補充する。(単位:米ドル)

アフガニスタン 2010-2013	\$157,668,000	キューバ 2008-2012	\$3,160,000	ラオス* 2007-2011	\$9,825,000	ロシア連邦*** 2006-2011	\$5,190,879
アルバニア*** 2006-2011	\$4,125,000	朝鮮民主主義人民共和国** 2011-2015	\$9,305,000	レバノン 2010-2014	\$3,750,000	ルワンダ 2008-2012	\$39,375,000
アルジェリア 2007-2011	\$5,410,000	コンゴ民主共和国 2008-2012	\$273,587,687	レソト 2008-2012	\$5,170,000	サントメプリンシペ* 2007-2011	\$3,569,875
アンゴラ 2009-2013	\$34,500,500	ジブチ 2008-2012	\$3,950,000	リベリア* 2008-2012	\$24,815,000	セネガル* 2007-2011	\$21,171,000
アルゼンチン 2010-2014	\$3,750,000	ドミニカ共和国 2007-2011	\$3,573,624	マダガスカル* 2008-2011	\$46,314,000	セルビア ^{4**} 2011-2015	\$2,500,000
アルメニア 2010-2015	\$4,500,000	東カリブ海諸国 ¹ 2008-2011	\$12,800,000	マラウイ 2008-2011	\$37,349,000	シエラレオネ**** 2008-2012	\$36,759,000
アゼルバイジャン** 2011-2015	\$4,585,000	エクアドル 2010-2014	\$3,750,000	マレーシア** 2011-2015	\$3,750,000	ソマリア** 2011-2015	\$42,325,000
バングラデシュ*** 2006-2011	\$93,635,718	エジプト* 2007-2011	\$14,718,000	モルディブ** 2011-2015	\$3,750,000	南アフリカ*** 2007-2011	\$4,975,275
ベラルーシ* 2011-2015	\$3,750,000	エルサルバドル* 2007-2011	\$3,606,191	マリ 2008-2012	\$59,840,000	スリランカ 2008-2012	\$4,000,000
ベリーズ*** 2007-2011	\$3,390,545	赤道ギニア 2008-2012	\$3,680,000	モーリタニア*** 2009-2011	\$5,051,200	スーダン 2009-2012	\$41,177,000
ベナン 2009-2013	\$23,107,500	エリトリア* 2007-2011	\$9,815,000	メキシコ 2008-2012	\$3,140,000	スワジランド** 2011-2015	\$3,755,000
ブータン 2008-2012	\$4,830,000	エチオピア* 2007-2011	\$159,148,778	モンゴル 2007-2011	\$4,535,000	シリア 2007-2011	\$4,605,000
ボリビア 2008-2012	\$6,470,000	ガボン* 2007-2011	\$3,480,000	モンテネグロ 2010-2011	\$1,500,000	タジキスタン 2010-2015	\$12,012,000
ボスニア・ヘルツェゴビナ 2010-2014	\$3,750,000	ガンビア* 2007-2011	\$5,316,140	モロッコ 2007-2011	\$6,700,000	タイ 2007-2011	\$5,000,000
ボツワナ 2010-2014	\$3,750,000	グルジア** 2011-2015	\$3,750,000	モザンビーク**** 2007-2011	\$72,608,000	旧ユーゴスラビア・マケドニア 2010-2015	\$4,500,000
ブラジル 2007-2011	\$4,620,000	ガーナ*** 2006-2011	\$33,926,906	ミャンマー** 2011-2015	\$83,585,000	東ティモール 2009-2013	\$5,063,000
ブルガリア 2010-2012	\$2,250,000	グアテマラ 2010-2014	\$4,230,000	ナミビア**** 2006-2012	\$4,835,000	トーゴ 2008-2012	\$16,050,000
ブルキナファソ** 2006-2015	\$75,745,000	ギニア* 2007-2011	\$26,097,000	ネパール**** 2008-2012	\$33,878,000	チュニジア* 2007-2011	\$3,514,000
ブルンジ** 2010-2014	\$49,325,000	ギニアビサウ* 2008-2012	\$10,464,000	ニカラグア 2008-2012	\$4,160,000	トルコ** 2011-2015	\$4,180,000
カンボジア** 2011-2015	\$32,530,000	ガイアナ*** 2006-2011	\$4,095,000	ニジェール 2009-2013	\$84,672,000	トルクメニスタン 2010-2015	\$5,058,000
カメルーン* 2008-2012	\$30,070,000	ハイチ* 2009-2011	\$9,072,000	ナイジェリア 2009-2012	\$152,960,400	ウガンダ 2010-2014	\$106,440,000
カボヴェルデ*** 2006-2011	\$4,050,000	ホンジュラス 2007-2011	\$4,495,000	パレスチナ自治区 ^{2***} 2011-2013	\$12,000,000	ウクライナ* 2006-2011	\$5,426,000
中央アフリカ共和国* 2007-2011	\$15,428,000	インド 2008-2012	\$162,900,000	太平洋諸国 ³ 2008-2012	\$27,500,000	タンザニア*** 2007-2011	\$64,361,000
チャド*** 2006-2011	\$43,658,202	インドネシア** 2011-2015	\$27,700,000	パキスタン**** 2009-2012	\$64,791,000	ウルグアイ** 2010-2015	\$3,750,000
チリ*** 2005-2011	\$3,449,408	イラン**** 2005-2011	\$10,910,014	パナマ* 2007-2011	\$2,750,000	ウズベキスタン** 2010-2015	\$19,734,000
中国 2011-2015	\$50,615,000	イラク** 2011-2014	\$7,936,000	パプアニューギニア 2008-2012	\$7,150,000	ベネズエラ 2009-2011	\$2,700,000
コロンビア 2008-2012	\$4,450,000	ジャマイカ* 2007-2011	\$3,484,000	パラグアイ 2007-2011	\$3,730,000	ベトナム*** 2006-2011	\$22,815,428
コモロ 2008-2012	\$3,715,000	ヨルダン 2008-2012	\$3,335,000	ベルー*** 2006-2011	\$4,953,473	イエメン* 2007-2011	\$31,188,000
コンゴ 2009-2013	\$5,634,000	カザフスタン 2010-2015	\$5,322,000	フィリピン**** 2005-2011	\$19,630,000	ザンビア** 2011-2015	\$42,795,000
コスタリカ 2008-2012	\$3,000,000	ケニア 2009-2013	\$41,269,500	モルドバ* 2007-2011	\$3,652,000	ジンバブエ* 2007-2011	\$14,907,257
コートジボワール 2009-2013	\$31,140,000	キルギス*** 2005-2011	\$6,482,000	ルーマニア 2010-2012	\$2,250,000		

2010年にユニセフは150の国と地域で事業活動に協力した。内訳はサハラ以南のアフリカが44(東部・南部アフリカ地域事務所と西部・中部アフリカ地域事務所)、ラテンアメリカとカリブ海諸国地域が35(米州・カリフ諸国地域事務所)、アジアが35(東アジア太平洋地域事務所と南アジア地域事務所)、中東と北アフリカが15(中東・北アフリカ地域事務所)、中部・東部ヨーロッパ、独立国家共同体が20(同地域事務所)となっている。

ユニセフの執行理事会が承認したあとで追加して配分された通常予算を含む。
 2011年1月に始まったカントリー・プログラムで、2010年に執行理事会で承認されたもの。
 カントリー・プログラムが1年延長されたもの。
 カントリー・プログラムが2年延長されたもの。

アンティグアバーブーダ、バルバドス、英領バージン諸島、ドミニカ、グレナダ、モントセラト、セントクリストファーネーヴィス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、スリナム、トリニダードトバゴ、タークスカイコス 諸島を含む。
 2011~2013年、ユニセフは次の地域でパレスチナの女性と子どもを支援:パレスチナ自治区(\$6,300,000)、レバノン (\$2,700,000)、ヨルダン (\$1,500,000)、シリア (\$1,500,000)。
 7ック諸島、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア (連邦)、ナウル、ニウエ、パラオ、サモア、ソロモン諸島、トケラウ、トンガ、ツバル、バヌアッを含む。
 セルビアには、コソボを含む。現在、コソボでのプログラムは国連の管轄下にある。

ユニセフの収入:政府と民間の拠出額、2010年 (単位: 米ドル)

	公的	17 BB	通常予算			その他の予算 ' 公的部門 民間部門				0.51	
拠出元			国内委員会2	民間部門	ユニセフ製品の配					合計	
	政府	組織間協力	(ユニセフ協会)	その他の拠出 ⁷	ユニセフ製品の配 送、その他の経費 ⁵	政府	組織間協力	国内委員会 ² (ユニセフ協会)	その他の拠出 ⁷		
アルジェリア	24,000		000 075			107.005		4.540.400		24,000	
アンドラ	24,388		233,075			127,065		1,510,432	050.000	1,894,960	
アンゴラ	0.000					1,761,096			953,682	2,714,778	
アルゼンチン	3,893								10,745,229	10,749,122	
アルメニア	4,000		0.070.550			00.075.000		40.070.000	10,479	14,479	
オーストラリア	24,660,098		3,670,559			96,075,800		12,278,698		136,685,155	
オーストリア	2,029,069		3,086,978			2,893,155		2,501,053		10,510,255	
バハマ バングラデシュ	0.4.500					12,500				12,500	
	34,500								100.010	34,500	
バルバドス ベルギー	4,000		6.042.400			10.056.020		21 721 102	190,213	194,213	
ベリーズ	25,127,953		6,843,498			10,056,829		21,721,102	0.004	63,749,381	
ベナン						109,374			6,084	115,458	
ブータン	15 425					32,250			1 720	32,250	
ボリビア	15,435 123,761					464 170			1,729 104,634	17,164 692,568	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	123,761					464,173			67,289	67,289	
ボツワナ											
ブラジル				203,565		4,685,692			7,911 12,445,528	7,911 17,334,785	
ブルガリア	10,000			203,505		281,709			1,542,500	1,834,765	
ブルキナファソ	5,820					281,709			1,542,500	5,820	
	5,820								E1 1E6		
カメルーン	17 400 160		OGE 440			117,202,206		20.067.110	51,156	51,156	
カナダ チリ	17,408,160		965,440	00.700		165.600		20,067,118	001 040	155,642,924	
	70,000			98,720		,			961,849	1,296,169	
中国	1,216,501			70,805		500,000			3,645,149	5,432,455	
コロンビア				446,001		50,000			3,776,300	4,272,301	
コモロ						1,294,503			5,551	1,300,053	
コンゴ	10.004					18,798			4,942	23,739	
コスタリカ	16,284					6 000 000			89,940	106,224	
コートジボワール	25.000			412 400		6,800,000			210,195	7,010,195	
クロアチア	25,000			412,499					1,976,442	2,413,941	
キューバ	10,000			040.000					6,689	16,689	
キプロス			2 500 055	616,800		260 557		1 716 410		616,800	
チェコ			2,580,055			268,557		1,716,410		4,565,022	
コンゴ民主共和国 デンマーク	20,000,050		0.514.710			2,419,679		10.044.750		2,419,679	
	28,068,950		9,514,713	70.004		21,663,134		12,244,752	222 020	71,491,549	
ドミニカ共和国				70,204					323,836	394,039	
エクアドル	00.000			123,751		FF0 000			923,980	1,047,730	
エジプト	68,663					559,696			236,255	864,615	
赤道ギニア	F1 000		20.202			00.000		01 774	1,106,435	1,106,435	
エストニア	51,999		28,302			99,963		61,774	240.000	242,038	
エチオピア									340,000	340,000	
フィジー	04 500 400		44 500 754			10 010 775		0.007.007	323	323	
フィンランド	21,592,480		11,586,751			18,013,775		6,327,037		57,520,044	
フランス	9,446,710		37,704,618			5,282,487		33,670,571	007.047	86,104,386	
ガボン	0.044.004		40.004.040			100,000		F 4 700 070	387,847	487,847	
ドイツ	8,241,961		49,994,919	44 500		7,743,564		54,709,978		120,690,422	
ジブラルタル	075 000		4 074 047	11,582		044.000		E 057 005		11,582	
ギリシャ	275,000		4,374,847			244,200		5,257,205		10,151,253	
ギニア	40.754					100,000			4.47.700	100,000	
ガイアナ	10,754								147,762	158,516	
ホンジュラス エンボ (大田(大田)(エ大田)	26,043		10.017.057					10.045.005	5,000	31,043	
香港(中国特別行政区)	404.040		10,247,057					12,345,965		22,593,022	
ハンガリー	124,312		200,299			750.000		722,998		1,047,609	
アイスランド	340,000		1,206,170			750,000		826,536	0.054.000	3,122,706	
インド	814,720			31		1,642,085			3,654,026	6,110,862	
インドネシア	00.70:			230,207					4,218,781	4,448,987	
イラン	36,731		0.000.00	362,484		4.050.001		0.000.050	21,103	420,317	
アイルランド	9,864,400		2,926,094			4,656,831		6,260,350		23,707,675	
イスラエル	120,000		01 500 550			11 100 105		357,029		477,029	
イタリア	4,201,680		21,569,573			11,493,487		48,370,575		85,635,315	
ジャマイカ						450 0			247	247	
日本	15,183,936		148,232,154			159,862,090		45,372,519	_	368,650,699	
ヨルダン	_								34,054	34,054	
カザフスタン	50,000								18,285	68,285	
ケニア				126,931					154,691	281,622	
クウェート	200,000					325,000				525,000	
ラオス	5,350								3,398	8,748	

	通常予算 公的部門 民間部門			その他の予算 ¹						
拠出元	公的部	部門	B448A2	民間部門	7 - L 7 1 1 0 0 2 1	公的	部門		部門	合計
	政府	組織間協力	国内委員会 ² (ユニセフ協会)	その他の拠出 ⁷	ユニセフ製品の配 送、その他の経費 ⁵	政府	組織間協力	国内委員会 ² (ユニセフ協会)	その他の拠出 ⁷	
レバノン	5,000								513	5,513
レント	1,500									1,500
リビア						73,400				73,400
リヒテンシュタイン	46,126					298,728				344,854
リトアニア			8,899					252,814		261,713
ルクセンブルク	3,711,484		1,073,074			5,768,930		1,286,716		11,840,204
マダガスカル	3,000					150,818				153,818
マラウイ									308	308
マレーシア	84,000			134,504		500,000			3,581,443	4,299,947
マリ									2,057	2,057
マーシャル諸島	1,051									1,051
モーリタニア	3,708								769	4,478
メキシコ	214,000			138,377					3,697,935	4,050,312
モナコ	10,685			29,444		140,000				180,129
モンゴル	11,000					149,363				160,363
モロッコ	79,035					1,550,020				1,629,055
ミャンマー	2,672									2,672
ネパール						55,146				55,146
オランダ	42,735,000		41,552,595			116,023,215		41,577,096		241,887,907
ニュージーランド	4,319,640		1,086,528			4,815,148		1,901,885		12,123,200
ニカラグア	6,000									6,000
ナイジェリア				257,427					176,159	433,586
ノルウェー	70,245,000		6,382,270			134,721,906		12,560,171		223,909,348
パレスチナ自治区									250,000	250,000
オマーン						999,115			219,860	1,218,975
パキスタン	101,173					1,023,233			807,995	1,932,401
パナマ	26,750			46,319		450,000			79,206	602,275
ペルー				97,486					779,843	877,329
フィリピン	54,085			70,365					2,210,358	2,334,807
ポーランド			907,043					2,161,070		3,068,113
ポルトガル	300,000		3,418,961			600,000		1,696,026		6,014,988
韓国	3,000,000		24,872,991			3,200,000		10,907,005		41,979,996
ルーマニア	14,172								1,715,348	1,729,521
ロシア連邦	1,000,000					3,000,000			1,305,050	5,305,050
サンマリノ			8,199					93,866		102,065
サウジアラビア	2,000,000					5,165,330			20,580	7,185,910
セネガル						45,050				45,050
セルビア				137,737					186,473	324,209
シンガポール	50,000					30,000				80,000
スロバキア	14,430		66,533					567,198		648,162
スロベニア	156,292		1,890,521					1,215,224		3,262,037
南アフリカ						137,419			863,281	1,000,700
スペイン	29,224,950		24,847,889			98,245,735		30,399,068		182,717,642
スリランカ	15,500									15,500
スーダン									226,563	226,563
スウェーデン	61,427,820		19,684,540			64,923,861		25,395,610		171,431,831
スイス	20,661,200		12,179,763			3,892,696		22,542,780		59,276,439
タイ	236,848								9,621,198	9,858,046
トーゴ	2,000									2,000
トリニダードトバゴ	15,000									15,000
チュニジア	29,630			55,643					49,595	134,868
トルコ	150,000		338,197					1,753,371		2,241,568
ウガンダ									1,300	1,300
ウクライナ									49,222	49,222
アラブ首長国連邦	100,000			175,733		7,463,889			1,759,450	9,499,072
英国	32,593,785		2,626,623			225,540,495		54,035,338		314,796,240
タンザニア									9,153	9,153
米国	132,250,000		12,707,807			208,421,364		116,042,833		469,422,004
ウルグアイ	21,400			6,741					1,222,148	1,250,290
ベネズエラ				1,242,553					1,308,821	2,551,374
ベトナム									10,062	10,062
イエメン									620	620
ザンビア	85,649									85,649
その他 ⁵				527,585						527,585
前年との調整 ⁶	796,620		241,919	(398,265)		(4,573,651)		(189,916)		(4,123,292)
ユニセフ製品の配送、その他の					(120 021 000)					
経費4					(139,821,990)					(139,821,990)
小計	575,342,755	0	468,859,456	5,295,228	(139,821,990)	1,360,566,510	0	610,520,259	78,534,820	2,959,297,036

	通常予算					その他の予算 1					
拠出元	公的部門 民間部門			公的部門 民間部門				合計			
	政府	組織間協力	国内委員会 ² (ユニセフ協会)	その他の拠出 ⁷	ユニセフ製品の配送、その他の経費 ⁵	政府	組織間協力	国内委員会 ² (ユニセフ協会)	その他の拠出 ⁷		
政府間組織											
国連開発機関アラブ湾岸プログラム コ連開発機関アラブ湾岸プログラム						150,000				150,000	
アジア開発銀行						200,000				200,000	
欧州社会開発銀行						140,056				140,056	
欧州委員会						145,689,578				145,689,578	
OPEC 基金						1,000,000				1,000,000	
太平洋共同体						362,984				362,984	
前年との調整 ⁶	362,597					(515,875)				(153,278)	
小計	362,597					147,026,743				147,389,340	
機関間組織											
国連食糧農業機関(FAO)							395,672			395,672	
国連合同エイズ計画 (UNAIDS)							20,974,268			20,974,268	
国際連合ジュネーブ事務局							184,373			184,373	
国連平和維持活動局(DPKO)							389,091			389,091	
国連人間の安全保障基金							2,980,929			2,980,929	
国連事務局							64,436			64,436	
国連開発グループ(UNDG)							7,897,490			7,897,490	
国連開発計画(UNDP)							159,800,351			159,800,351	
国連人口基金(UNFPA)							6,810,198			6,810,198	
国連女性開発基金(UNIFEM) 国連人道問題調整事務所 (UNOCHA)							30,000			30,000	
(UNOCHA) 国連薬物統制犯罪防止オフィス (UNODCCP)							27,700			27,700	
国連合同計画											
							7,037,825			7,037,825	
世界保健機関(WHO)							2,843,576			2,843,576	
世界銀行							47,843,337			47,843,337	
国連世界食糧計画(WFP)							552,327			552,327	
前年との調整 ⁶							(3,312,507)			(3,312,507)	
小計							356,241,320			356,241,320	
非政府組織(NGO)											
AIM-Association Intercoopera- tion Madagascar									140,505	140,505	
Amsterdam International Institute of Development									265,319	265,319	
アトランティック・フィランソ ロピーズ									750,000	750,000	
ベルナルド・ファンレール財団									108,843	108,843	
ビル&メリンダ・ゲイツ財団									52,572,396	52,572,396	
GAVI 同盟									10,348,625	10,348,625	
栄養改善のための世界同盟 (GAIN)									280,982	280,982	
世界エイズ・結核・マラリア対 策基金(GFATM)									35,827,372	35,827,372	
微量栄養素イニシアティブ									14,705,670	14,705,670	
赤新月社									610,257	610,257	
ロータリー・インターナショナル									30,429,527	30,429,527	
黒柳徹子(日本)				237,200					948,800	1,186,000	
国連財団				207,200					17,161,877	17,161,877	
国建財団 その他 ⁷				78,676					155,035	233,711	
での他 前年との調整 ⁶				7,779							
									(269,606)	(261,827)	
小計				323,655					164,035,603	164,359,257	
その他の収入										54,603,788	

注釈:

- 1 「その他の予算」の「一般拠出」と「その他の予算」の「緊急拠出」を含む。
- 2 民間協力渉外局(PFP)の収入を含む。
- 3 現地事務所の民間協力担当部門からの収入を含む。
- 4 民間協力渉外局 (PFP) が負担したユニセフ製品の配送その他の運営費。販売委託者に支払 われたコミッションと現地事務所の売上支出を除く。
- 5 その他の収入は、主にソースが個別に識別されていない民間部門からの収入から成る。
- 6 前年とそれ以前の収入に対する返金・調整を含む。
- 7 その他の収入は、主に非政府組織からの収入から成る。

(公財)日本ユニセフ協会の2010年度の活動

皆様からのご支援

世界36の先進国・地域には、当協会をはじめ、ユニセフを代表する国 内委員会(ユニセフ協会)が置かれています。各国国内委員会は、ユニ セフからの要請と合意に基づき、ユニセフ募金を集めるほか、ユニセフ の活動や世界の子どもたちについての広報活動、子どもの権利を守るア ドボカシー(政策提言)活動に取り組むなど、ユニセフと一体となって 世界の子どもたちのために活動を続けています。各国国内委員会を通じ て民間から寄せられたご支援は、世界150カ国以上で展開されているユ ニセフの支援活動を支える大きな柱となっています。

2010年度に日本ユニセフ協会にお寄せいただいたユニセフ募金の総額 は、182億5,593万3,506円。当協会はその83.3%を、開発途上国の子ど もたちを支援するため、ユニセフの活動資金としてユニセフ本部に拠出 しました。これは国内委員会として極めて高い成果となり、ユニセフ本 部から皆様へ感謝の意が伝えられました。また3月の東日本大震災発生 にあたっては、東日本大震災緊急支援活動の初動費用として、当協会の 一般会計から1億円を準備し、活用しております。当協会は、より多く の支援が世界中の子どもたちに届くよう、そして今後も国内委員会とし ての事業を一層効率的に実施できるよう、引き続き努めてまいります。



アドボカシー (政策提言)活動

■子どもの商業的性的搾取の根絶を目指す キャンペーン

●旅行・観光業界コードプロジェクト活動

当協会は、観光地における子ども買春根絶を目的 とした「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動 倫理規範」(コードプロジェクト)を、ユニセフ、世界 観光機関(UNWTO)、国際NGOのECPAT等と共に、 世界的に推進。「コードプロジェクト推進協議会」 の各種事務や未参加企業に対する参加呼びかけの支 援、計量研修指導量のトレーニングや研修ツールの 作成、ホームページや公共CM等の広報ツールの製 作・運営をサポートしてきました。プロジェクトの 国際的な機構改革に合わせ、中長期的な国内組織・ 活動の拡充を目標に、運営主体のJATA(日本旅行 業協会) への移行、将来的な会費制度の導入などの 準備が進められており、当協会からの要請に基づい た、ユニセフ本部、イノチェンティ研究所による本 プロジェクトの第三者的事業評価も行われています。

●子どもポルノ問題への取り組み

警察庁によると2010年の児童ポルノの摘発件数 は前年比で44%増の1,342件と、3年連続で過去最 悪を更新しています。小学生や未就学児の被害も急 増し、深刻化、複雑化する子どもポルノ問題の現状 も指摘されています。

当協会は、2010年5月27日、インターネット上 で児童ポルノへのアクセスを遮断する「ブロッキン グ」の実施などの措置を求めた緊急アピールを提出、 子どもへの性的虐待の記録である児童ポルノを「見 ない、買わない、持たない、作らせない」を合言葉に、 「ブロッキング」の早期実現、被害を受けた子ども たちの保護や支援の早期確立、取り締りの強化、現 行の「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正の早期実 現を目標とした「国民運動」をスタートさせました。

その一環として、2008年に続き、国会への児童 ポルノ根絶を最優先した法改正の早期実現を求める 署名運動を実施し、国民への啓発や被害防止、イン ターネットトの流涌・閲覧の防止、被害児童の早期 発見と保護・支援を柱にした官民連携での活動を進 めています(2011年3月末日の署名数は1,169,118 筆)。

11月22日には、日本ユニセフ協会や全国知事会、 全国連合小学校長会、全国社会福祉協議会、日本イ ンターネットプロバイダー協会など、幅広い領域か らの官民35団体・組織が参加する「児童ポルノ排除 対策推進協議会」が発足し、副会長として当協会の 赤松良子会長が選出されました。続いて開催された 公開シンポジウムでは、「児童ポルノ排除の必要性 とグローバル社会の一員」と題した東郷良尚副会長 による基調講演が行われ、国際的な視点から児童ポ ルノ禁止法の早急な改正の必要性を訴えられまし

また2011年3月4日、日本のインターネット関 連事業21社・団体による、児童ポルノの「ブロッ キング」のための業界団体「インターネットコンテ ンツセーフティ協会」が設立されました。インター ネットを通じた児童ポルノ画像の流通を防止するた めに、民間事業者等が講じる各種取り組みを支援し ていく予定です。

●子どもに対する虐待問題への取り組み

近年、児童虐待に関する相談対応件数は増加を続 け、子どもの生命が奪われるなど、重大な事件も後 を絶ちません。このことは社会全体で早急に解決す べき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早 期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に 至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

8月に法務省が「児童虐待防止のための親権に係 る制度の見直しに関する中間試案」について意見募 集を行いましたが、当協会は民法822条(懲戒)の第 1項、第2項の削除を求める意見などを取りまとめ、 9月9日に法務省民事局長宛に提出いたしました。

広報活動

■日本ユニセフ協会大使の活動

●アグネス・チャン日本ユニセフ協会大使

1998年の就任以来、アグネス大使は日本ユニセ

フ協会大使として精力的に活動を続けています。 2010年度も、ソマリアを訪問し、帰国後のテレビ やラジオ、新聞等様々な報道機関を通じた報告活動 を行い、シンポジウムやイベントなどへも参加しま した。また、当協会のアドボカシー(政策提言)活 動のテーマのひとつである子どもポルノ問題につい ても引き続き、 熱心に取り組んでいます。 東日本大 震災発生時には、いち早く被災地へ向けて励ましの メッセージを寄せました。

●日野原重明日本ユニセフ協会大使

日々の講演や執筆活動を通じて、ユニセフの広報 活動を支えている日野原大使。2010年秋には、ユ ニセフの活動資金につながるユニセフ製品をカタロ グ内で紹介し、また、東日本大震災緊急募金では被 災地への支援・協力を呼びかけました。

■「ユニセフの新戦略=公平性に基づくミレ ニアム開発目標(MDGs)の達成」の告知

2010年9月、ユニセフは、ミレニアム開発目標 (MDGs) に関する新しい戦略を発表。「最も困難な 立場に立たされている子どもたちやコミュニティへ の支援を最優先すれば、何百万人もの命を救うこと ができる」と訴え、MDGsの達成に向けて課題となっ ている「深まっている格差」の是正にも繋がると指 摘しました。1980年代の「子どもの生存と発達革 命」戦略、1990年代の「子どもの権利を基盤とす るアプローチ に続き、ユニセフが国際社会に示し たこの新たな戦略を日本の皆様にも広く知っていた だくため、当協会は、ユニセフ東京事務所と協力し、 報告書作成のほか、報道関係者へのブリーフィング やユニセフハウスでの連続セミナー、シンポジウム (約1,000人の方々が参加)を開催しました。また、 ホームページや2010年冬の募金キャンペーンなど を通じた広報活動も展開しました。

■現地報告会・講演会

世界の子どもたちの状況とユニセフの取り組みを より身近に感じ、知っていただく機会を提供するた め、当協会では、ユニセフ職員による現地報告会や、 講演会、セミナーなどをユニセフハウスで開催して います。2010年度は、WCRP(世界宗教者平和会議)

との共催によるシンポジウムや、サイクロンから3年経過したミャンマーの現状と保健医療分野でのユニセフの取り組みなどについて、報告会を実施しました。

■ホームページを通じた情報発信

当協会ホームページ(www.unicef.or.jp)では、ユニセフ本部や現地事務所から届く最新情報、緊急支援情報をはじめ、世界の子どもたちやユニセフの活動、当協会に関する新しいニュースを平日ほぼ毎日更新し、インターネットの即時性を最大限に活用した情報発信を続けました。また、7月にはツイッター(twitter.com/UNICEFinJapan)を通じた情報発信もスタート、開設から半年弱で約3万人のフォロワー(メッセージの受信者)が生まれました。

■ユニセフ視聴覚ライブラリー

当協会の地域組織など、全国32ヵ所の貸し出し機関を通じて、ビデオ、写真パネルなどの視聴覚ライブラリーの無料貸し出しを行っています。学校やボーイスカウト、ガールスカウトなどの皆様の国際理解の学習等に利用されています。

■ユニセフ公共CM

昨年に引き続き2010年度も、全国約15カ所の屋外ビジョンのご協力で、ハイチ地震緊急・復興支援の現地報告や「世界手洗いダンス」など、さまざまな公共CMを無償で放映していただきました。サッカー選手でユニセフ親善大使のリオネル・メッシ選手のメッセージや、アイススケーターでユニセフ親善大使のキム・ヨナ選手によるハイチ復興支援に関するメッセージも放映されました。

インターネットの動画投稿サイトも積極的に活用し、「世界手洗いの日2010」広報キャンペーン用に制作した動画のほか、2011年3月中旬からは、東日本大震災関連の動画やレポートを随時アップ、具体的な支援活動の報告に活用しています。

■広報・学習資料の作成と配布

ユニセフの代表的刊行物である『世界子供自書特別版2010』や、新戦略の概要を説明した『目標達成のための格差の是正(Narrowing the Gaps to Meet the Goals)』の日本語版を作成しました。他にも協会会員やマンスリーサポート・プログラム参加の方々への機関誌『ユニセフ・ニュース』や、教員対象のニュースレター『T・NET通信』を発行。さらに、ユニセフの活動へのご理解、ご協力に向けた基礎リーフレットや学習用資料、チラシやポスターなども全国の学校・支援団体・個人の皆様に配布し、ご活用いただいたほか、2009年(暦年)のユニセフの活動と収支報告をまとめた『ユニセフ年次報告2009』日本語版も製作しました。

■開発教育活動

●ユニセフハウスでの展示見学対応

ユニセフハウスの1・2階に、世界の子どもたち



© 日本ユニセフ協会/2011

の暮らしやユニセフの活動について学ぶことができる展示スペースを設けており、研修を受けたボランティア・スタッフが展示ガイドとして来館者の方々をお迎えしています。2011年2月にユニセフハウスは20万人目の来館者をお迎えしました。

●ユニセフ・キャラバン・キャンペーン

開発途上国の子どもたちの現状やユニセフの活動についての理解を広めるため、全国各地を巡回するユニセフ・キャラバン・キャンペーン。2010年度は、関東及び東北を訪問し、訪問県の知事及び教育長への表敬訪問、県教育関係職員・指導主事・教職員対象のユニセフ研修会を実施しました。また、各県の小学校、中学校、高等学校各の2校において、ユニセフ学習会を実施しました。

●講師の派遣・インターネット高速回線によるユニ セフ学習

学校や教育委員会、地域組織からの要請に応えて、 当協会の職員による講師派遣を60校に実施。また、 インターネットの高速回線を活用して、当協会と学 校とをテレビ電話で結び、開発途上国の子どもたち の現状とユニセフの活動に対する理解を深める遠隔 授業を、青森県の高校で実施しました。

■スタディツアー

学校募金における指定支援先でのユニセフの活動や、子どもたちの現状を視察するため、全国の教員の中から10名を7月末から一週間モンゴルへ派遣しました。また、一般募金、指定募金、緊急募金と幅広くユニセフ活動を支援くださる生協の皆様や、ユニセフ支援活動を実践する地域組織から7名がインドネシア・バンダアチェなどを訪問し、現地の子どもたちの状況やユニセフの活動を視察しました。



© 日本ユニセフ協会/2011

■国際協力人材養成プログラム

日本のより多くの若者が、将来国際協力、とりわけ開発途上国の子ども支援の場で活躍できるよう、 国際協力人材養成プログラムを実施しています。

●ユニセフ現地事務所へのインターン派遣事業

将来、子どもに関する分野の国際協力を希望する 日本人大学院生に、開発途上国の現場で支援事業の 計画・立案・実施・評価などを学ぶ機会を提供する ため、ユニセフ現地事務所にインターンを派遣して います。2010年度は34名の応募者から選ばれた6 名が、グルジア、ネパール、フィリピン、東ティモー ル、カンボジア、エチオピアのユニセフ現地事務所 へそれぞれ約4カ月派遣されました。

●国内インターン事業

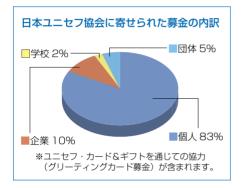
当協会において、事務などの実務体験を通じて将 来の国際協力を担う人材を養成する事業で、2010 年度は、大学及び大学院の授業の単位として認定さ れる学生を含め、延べ7名のインターンを受け入れ ました。

●国際協力講座

第10回国際協力講座を開催し、4ヵ月間にわたる全15回の講義を実施しました。13回以上の講義に出席し、レポートを提出して修了書を授与された受講生は59名(社会人27名、大学生27名、大学院生5名)でした。

募金活動

2010年度に日本ユニセフ協会に寄せられた、開発途上国の子どもたちのためのユニセフ募金総額は、182億5.593万円に上りました。



■個人からのご協力

2010年度、当協会に寄せられた個人の皆様からのユニセフ募金(グリーティングカード募金を除く)は約144億2,273万円に上りました。これは、2010年度のユニセフ募金額全体の約83%を占めています。

●マンスリーサポート・プログラム

金融機関口座からの、任意の一定額の自動引き落としやクレジットカード払いにより、ユニセフの活動を継続的に支えていただく「マンスリーサポート・プログラム」を通じての募金額は、2010年度、個人の皆様からの募金の約48%を占めました。同プログラムを通じた支援の輪を更に拡大するため、本年度はダイレクトメールや電話による参加のお願いや、新聞広告、インターネット広告、CS放送・ケーブルテレビ等を通じた告知活動を行ったほか、百貨店やショッピングモールなどの商業施設内にブースを設置し、ユニセフ活動の紹介と同プログラムへの参加を呼びかけるキャンペーン活動を推進しました。

●ダイレクトメール

夏に「5歳未満児死亡率」、冬には「最もきびしい状況下にある子どもたち」をテーマに、ダイレクトメールによる募金キャンペーンを実施しました。また2010年9月および2011年2月には、地震による壊滅的な被害に見舞われたハイチの被災者のための緊急復興募金キャンペーンを行っています。2010年度、ダイレクトメールを通じてご協力をいただいた募金は、個人の皆様からの募金の約24%を占めました。

●インターネット募金

情報伝達チャンネルや決済手段の多様化にともない、インターネット、携帯サイトを通じた募金協力が年々大きく増加しています。またツイッターを活

用し、マンスリーサポート・プログラムへの参加を 通じて世界の子どもたちを支援する「TEAM HASEBEプロジェクト」を立ち上げ、プロサッカー 選手・長谷部誠さんと共に、世界の子どもたちの状 況やユニセフの活動情報を発信しました。長谷部誠 選手の呼びかけとユニセフの活動趣旨に賛同した、 多くの方々がプログラムに参加されました。



© 日本ユニセフ協会/2011

●レガシープログラム(遺贈/相続財産のご寄付)

世界の子どもたちのために役立ちたいと、人生の 最期に財産のご寄付(遺贈)をお考えくださる方、 また大切なご家族の意思にもとづき相続財産をご寄 付くださる方から、数多くのお問い合わせやご支援 をいただき、2010年度は、ホームページを通じた 遺産寄付に関する情報提供を充実化しました。また、 東京と大阪で「ユニセフ相続セミナー」法律篇およ び税金篇をそれぞれ開催し、多くの方々にご参加い ただきました。

■学校募金

日本ユニャフ協会の事業として最も歴史のあるユ ニセフ学校募金は、2010年度第55回を迎えました。 全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、 専門学校の皆様にご参加いただき、参加校数 11,282校、総額約2億9,633万円のご協力を得る ことができました。

2010年度 学校募金の参加数と募金額

714園	幼稚園	15,440,308円
7,155校	小学校	171,841,197円
1,937校	中 <mark>学</mark> 校	47,212,617円
1,160校	高等 <mark>学</mark> 校	45,066,103円
316校	大学 他	16,770,584円

■団体・企業によるご支援

募金活動は、団体・企業・報道機関とのパート ナーシップにより支えられています。ユニセフを 支援するネットワークを広げ、より多くのご支援を いただくために、協力者とコミュニケーションを取 りながら情報発信や活動のサポートを進めていま す。2010年度も多様な団体・企業が協力活動を行っ てくださり、緊急募金を含めた募金額は約26億 2,830万円に上りました(グリーティングカード募 全を除く)。

●団体によるご支援

2010年度、団体の皆様からは、総額8億5,528 万円の募金が寄せられました。生活協同組合は緊急 募金、一般募金に加え、ネパールやラオスの乳幼児 ケアと女性の支援、モザンビークの栄養支援、マラ ウイの教育支援など指定募金にもご協力いただきま した。宗教団体をはじめ多くの団体より、紛争下・ 後の子ども保護事業、水・衛生事業、予防接種事業 などをご支援いただきました。

●企業によるご支援

2010年度、企業からは、企業寄付や各種企画を 通じて総額15億9,545万円のユニセフ募金が寄せ られました。

37年目を迎えたフジテレビと系列27局が主催す るFNSチャリティキャンペーンでは、2010年度、 ハイチ地震で被災した子どもたちのための緊急募金 を呼びかけるキャンペーンを展開し、大きな支援が 寄せられました。

また3年目を迎えた王子ネピア株式会社による 「nepia千のトイレプロジェクト」は、東ティモール での3.000基以上のトイレの建設が完了、または進 行中です。対象となる村の住民の衛生改善への意欲 も格段に向上し、村に衛生的な生活が根付きつつあ ります。



© UNICFF Timor-Leste

■緊急募金

ユニセフは世界中で発生した様々な緊急事態に対 し、被害に遭った子どもや家族へ迅速な支援を行っ ています。当協会はユニセフ本部や現地事務所から の情報に基づき、報道機関への情報発信を行い、緊 急募金の呼びかけを行っています。2010年1月に 発生したハイチ地震緊急募金を前年度より継続して 実施したほか(募金額8億4.121万円)、世界各地 で発生した自然災害や人道支援に対しての緊急募金 を含め、総額10億479万円が緊急募金として多く の個人、企業、団体、学校等より寄せられました。

■東日本大震災緊急募金

2011年3月11日に発生した東日本大震災に対し て、20日間で6億3,422万円ものご寄付が寄せられ ました。日本ユニセフ協会はユニセフ本部の協力を 得て、宮城県、岩手県、福島県などで、被災した子 どもたちの支援活動を直ちに開始いたしました。飲 料水などの緊急支援物資を被災地に届けるととも に、盛岡市、仙台市に緊急支援のための拠点を開設、 子どもたちの状況調査・支援活動を実施しています。 また、お母さんと乳幼児のための保健・栄養支援、 子どもの心のケアや保護などを含めた緊急支援活動 計画を立案し、支援活動を行っています。皆様から の寄付金は、通常の途上国向け募金や緊急募金と区 別するため、特別会計を設け、その全額を被災者支 援に活用しています。

■外国コイン募金

今年で20年目を迎えた外国コイン募金。開始当 初から、毎日新聞社、日本航空、三井住友銀行、 JTB、日本通運の各社には実行委員会として運営面 でご協力をいただいています。多くの皆様からお寄 せいただいた外国コイン・紙幣による募金額は 2010年度約3,700万円、コインの総重量は10.1ト ンに及びました。

■ユニヤフ・カード&ギフトを通じてのご協力

2010年度もインターネット、各種イベントなど 様々なチャンネルを通じて、ユニセフ・カード&ギ フト活動を推進して参りました。その結果、ご協力 金額は10億8,613万円(グリーティングカード116 万枚/2億2,262万円、ハガキ214万枚/1億546 万円、ギフト製品271,223点/5億283万円、ユニ セフ支援ギフト1億7.410万円、製品申し込み時の 莫全協力8 112万円) とたり 数百万人の方々につ ニセフ・カードやギフト製品をお届けすることがで きました。



© 日本ユニセフ協会/2011

■イベントを通じた募金

●ユニセフ・ラブウォーク

2010年度のユニセフ・ラブウォークは、全国 19ヵ所で開催され、約2,300名の方がウォーキング を楽しむと同時に、ユニセフを通じた国際貢献に参 加されました。今年で28回目を迎えたユニセフ・ ラブウォーク中央大会は4月4日に実施。ユニセフ ハウスをスタート地点として6km、12kmコースに ボランティアを含め総勢774名が参加しました。

●ハンド・イン・ハンド

32回目を迎えた年末恒例の「ユニセフ ハンド・ イン・ハンド募金」キャンペーン。11月から12月 にかけて全国で1,517の団体・個人がボランティア として募金の呼びかけをしてくださり、総額5,353 万円もの温かい募金が寄せられました。また、東京・ 恵比寿で12月23日に行われた中央大会には、ス ポーツ界や芸能界から多数の方が参加され、集まっ た人たちに募金の呼びかけをしてくださいました。



© 日本ユニセフ協会/2011

●ŤĂP PROJECT

昨年に引き続き、世界中の人々が清潔で安全な水 を使えるよう、ユニセフの水と衛生に関する活動を 支援するプロジェクト「TAP PROJECT 2011」を、 関東、近畿、関西などで行いました。1,000店以上 のレストランやカフェなどを通じて、また当協会へ 直接お寄せいただいた募金は、「東日本大震災緊急 募金」と連動する形で、被災地の復興支援のために 使われることになりました。

(公財)日本ユニセフ協会の2010年度収支報告

公益法人制度改革に基づき、収支の報告は「収支計算書」から「正味財産増減計算書」となりました。※新しい定款、財務諸表等は、当協会ホー ムページをご覧ください。 http://www.unicef.or.ip/

正味財産増減計算書総括表 (要約版) (2010年4月1日~2011年3月31日)

科目	一般会計	東日本大震災緊 急募金特別会計	内部取引消去	合 計
1. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取基本財産運用益	3,865,101	0		3,865,101
受取会費	68,930,000	0		68,930,000
受取寄付金・募金	17,179,486,784	0		17,179,486,784
受取寄付金 *1	9,688,325	0		9,688,325
* ₄	17,169,798,459	0		17,169,798,459
・ 受取グリーティングカード募金 *3	1,086,135,047	0		1,086,135,047
雑収益	59,190,469	0		59,190,469
他会計からの繰入金収益	0	100,000,000	△ 100,000,000	0
経常収益計	18,397,607,401	100,000,000	△ 100,000,000	18,397,607,401
(2) 経常費用				
事業費 *5	18,418,789,084	48,024,716		18,466,813,800
国際協力研修事業費 *6	10,021,624	0		10,021,624
啓発宣伝事業費 *7	492,850,426	0		492,850,426
啓発宣伝支部強化費 *8	78,328,422	0		78,328,422
募金活動事業費 *9	1,430,298,551	0		1,430,298,551
グリーティングカード募金事業費 *10	365,175,207	0		365,175,207
東日本大震災緊急支援事業費 *11	0	48,024,716		48,024,716
本部拠出金 *12	15,200,000,000	0		15,200,000,000
本部業務分担金 *13	842,114,854	0		842,114,854
管理費 *14	13,758,860	0		13,758,860
他会計への繰出額 *15	100,000,000	0	△ 100,000,000	0
経常費用計	18,532,547,944	48,024,716	△ 100,000,000	18,480,572,660
当期経常増減額	△ 134,940,543	51,975,284	0	△ 82,965,259
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0		0
(2) 経常外費用				
ソフトウェア除却損	1,000	0		1,000
経常外費用計	1,000	0		1,000
当期経常外増減額	△ 1,000	0		△ 1,000
当期一般正味財産増減額	△ 134,941,543	51,975,284		△ 82,966,259
一般正味財産期首残高	5,581,745,943	0		5,581,745,943
一般正味財産期末残高	5,446,804,400	51,975,284		5,498,779,684
Ⅱ. 指定正味財産増減の部				
受取寄付金	0	634,215,967		634,215,967
当期指定正味財産増減額	0	634,215,967		634,215,967
指定正味財産期首残高	300,000	0		300,000
指定正味財産期末残高	300,000	634,215,967		634,515,967
	* 16	* 17		
Ⅲ. 正味財産期末残高	5,447,104,400	686,191,251	0	6,133,295,651

- 日本国内で行われる広報・啓発イベントへの企業協賛金

- 公益財団法人認定に際し、公益目的事業費と認定されたもの 国際協力に携わる人材育成にかかる費用
- 「世界子供白書」「ユニセフ年次報告」等の刊行物の作成・配付、ホームページの作成・更新、 現地報告会やセミナー、シンポジウム開催、広報・アドボカシー(政策提言)・キャンペー ンたどの費用
- 全国26の地域組織による広報・啓発活動関係費
- 王國2000년30周年(から近4年 日元日初月17日 第送料、募金の受領・領収書発行に伴う決済システムの維持管理、活動報告の作成など ユニセフ本部が製作するグリーティングカードやユニセフグッズの頒布に関する費用
- 東日本大震災で被災した子どもたちに対する支援物資などの費用 ユニセフ活動資金に充当されるもの

- 13 - (ソ / 中部) 全国が発見盃が共同に行う合理キャノペーンに対するが担金 *14 名事業費に配賦されない、管理部門にかかる事務運営費・人件費 *15 東日本大震災緊急支援活動の当面の費用として、一般会計から特別会計への支出 *16 財団としての基本財産3363,862,756円、自然災害・紛争などユーセフ本部からの緊急支 援要請に応じるための積立金や什器備品等の減価償却費に相当する積立金1,433,074,113 円、建物付属設備・什器等の薄価164,447,980円、次期繰越収支差額743,673,213 円の合 計から、職員退職時の退職総付引当金など257,953,662 円を差し引いた額
- 高から、QQQQUEQUEを受けれた場合と27,953,002円を定じている。 一般会計からの1億円に、寄せられた募金634,215,967円を加え、支援活動の 48,024,716円を差し引いた額。平成23年度において、全額が東日本大震災緊急支援及 び復興活動に充てられます

監査報告書

左記は、監事及び公認会計士 (小見山満、窪川秀一、川瀬一 雄) の監査を受けた財務諸表な どの一部である正味財産増減 計算書の要約です。



(単位·円)





収支及びユニセフへの拠出

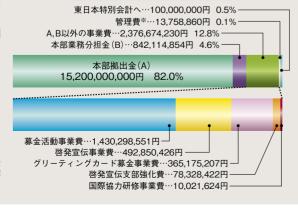
ユニセフの活動は、国連本体からではなく、お預かりした募金と各国政府からの任意 の拠出金により成り立っています。ユニセフ本部との協定に基づき、各国国内委員会(ユ ニセフ協会)のユニセフ本部への拠出率は募金総額の75%以上とされていますが、当協 会では、より多くの支援が子どもたちに届くよう努力し、皆様から寄せられた募金総額 182億5,593万3,506円(受取募金と受取グリーティングカード募金の合計)の83.3%、 事業費用の82.0%にあたる152億円を、拠出いたしました。

ユニセフの広報・募金・アドボカシー(政策提言)活動を担う各国内委員会(ユニセ フ協会)の事業も、本部との協定に基づき、市民並びに企業・団体の皆様からの募金で 支えられています。

当協会は、世界各地のユニセフの活動をより多くの方々に知っていただき、支援して いただけるよう募金の呼びかけをはじめ、啓発活動、アドボカシー(政策提言)活動、 研修事業、地域組織の強化活動等の国内委員会としての事業を行っています。なお、3月 の東日本大震災にあたっては、一般会計から1億円を支援活動の初動費用として準備し、 活用させていただいております。

※ 2010 年度決算から適用される新公益法人会計基準に則り、管理費は、管理部門にかかる事務運営費・人件費 にあたります。正味財産増減計算書総括表(当協会ホームページに掲載)の項目のうち、光熱水費、火災保険料、施設管理費、建物減価償却費、什器備品源価償却費、役員報酬、給料手当、福利厚生費、退職給付費用、賞与引当金繰入額は、各事業、及び管理費に配賦されており、総額の経常費用に占める割合は、約2.6%です。

支出の内訳 経常費用計 18,532,547,944円(一般会計)



ユニセフ執行理事会

(執行理事会の年度は1月1日から12月31日まで)

ユニセフは36カ国の代表から成る政府間機関の執行理事会が管理し、ユニセフの政策を決め、事業を承認し、管理・財務案や予算を決めている。理事国は国連経済社会理事会で選出され、任期は通常3年となっている。

理事会役員(2010年)

議長:

アブルカラム・アドゥブル・モーメン(バングラデシュ)

副議長:

サンジャ・スティグリ(スロベニア)

ボニーフェース G. チジガウシク / チツァカ・チパジワ(ジンバブエ) ¹ グスタボ・アルバレ/ リリアン・シルベイラ(ウルグアイ) ² ポール・クローマン・ベッケン(ノルウェー)

2010年の理事国:

アンティグア・バーブーダ、バングラデシュ、ベラルーシ、カナダ、カボヴェルデ、中国、コンゴ、キューバ、デンマーク、エルサルバドル、フランス、ハイチ、アイスランド、イラン、アイルランド、イタリア、カザフスタン、リベリア、ルクセンブルク、マラウイ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、カタール、韓国、ルーマニア、ロシア連邦、スロベニア、ソマリア、スーダン、スイス、チュニジア、英国、米国、ウルグアイ、ジンバブエ

¹ 2010年8月1日、チツァカ・チパジワ氏(ジンバブエ)はボニーフェース G. チジガウシク氏(ジンバブエ)の後任として副議長に就任。

2 2010年3月1日、リリアン・シルベイラ氏(ウルグアイ)はグスタボ・アルバレ氏(ウルグアイ)の後任として副議長に就任。

◇協定地域組織一覧(2011年7月現在)

●北海道ユニセフ協会

〒 063-8501 札幌市西区発寒11 条5-10-1 コープさっぽう本部2F TEL.011-671-5717 FAX.011-671-5758 (月、火、木、金の10:00~16:00)

●岩手県ユニセフ協会

〒020-0180 岩手郡滝沢村土沢220-3 いわて生脇本部2F TEL.019-687-4460 FAX.019-687-4491 (月~金の10:00~16:00)

●宮城県ユニセフ協会

〒981-3194 仙台市泉区八乙女4-2-2 みやぎ生脇ウィズ TEL.022-218-5358 FAX.022-218-5945 (月〜金の10:00~17:00)

●福島県ユニセフ協会

〒960-8106 福島市宮町3-14 労金ビル4F TEL.024-522-5566 FAX.024-522-2295 (月~木の10:00~16:00)

●茨城県ユニセフ協会

〒310-0022 水戸市梅香1-5-5 茨城県 JA 会館分館5F 茨城県生活協同組合連合会内 TEL.029-224-3020 FAX.029-224-1842 (月~金の10:00~16:00)

●埼玉県ユニセフ協会

〒336-0018 さいたま市南区南本町2-10-10 コープブラザ浦和1F TEL.048-823-3932 FAX.048-823-3978 (月~金の10:00~16:30)

●千葉県ユニセフ協会

〒264-0029 千葉市若葉区桜木北2-26-30 ちばコープ本館1F TEL.043-226-3171 FAX.043-226-3172 (月~金の10:00~16:00)

●神奈川県ユニセフ協会

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-6-23 金子第2ビル3F TE-045-473-1144 FAX.045-473-1143 (月~土の10:00~17:00)

●奈良県ユニセフ協会

〒630-8214 奈良市東向北町21-1 松山ビル3F TEL.0742-25-3005 FAX.0742-25-3008 (月~木の11:00~16:00)

●大阪ユニセフ協会

〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-1 OCATビル2F TEL.06-6645-5123 FAX.06-6645-5124 (火〜士の11:00~16:00)

●兵庫県ユニセフ協会

〒658-0081 神戸市東灘区田中町5-3-18 コープこうべ生活文化センター 4F TEL.078-435-1605 FAX.078-451-9830 (月〜金の10:00~16:00)

●岡山ユニセフ協会

〒700-0813 岡山市北区石関町2-1 岡山県総合福祉会館8F TEL.086-227-1889 FAX.086-227-1889 (月~金の11:00~15:00)

●広島県ユニセフ協会

〒730-0802 広島市中区本川町2-6-11 第7ウエノヤビル5F TEL.082-231-8855 FAX.082-231-8855 (月.火.木、金の11:00~16:00)

●香川県ユニセフ協会

〒760-0054 高松市常磐町2-8-8 コープかがわコミュニティルーム内 TEL.087-835-6810 (月~金の10:00~17:00)

●愛媛県ユニセフ協会

〒790-0952 松山市朝生田町3-2-27 コープえひめ南支所2F TEL.089-931-5369 FAX.089-931-5369 (月~金の10:00~16:00)

●佐賀県ユニセフ協会

〒840-0054 佐賀市水ヶ江4-2-2 TEL.0952-28-2077 FAX.0952-28-2077 (月、火、木、金の10:00~15:00)

●熊本県ユニセフ協会

〒860-0807 熊本市下通1-5-14 メガネの大宝堂下通店5F TEL.096-326-2154 FAX.096-356-4837 (月.水.木、金の10:00~14:00)

●宮崎県ユニセフ協会

〒880-0014 宮崎市鶴島2-9-6 みやざきNPOハウス307号 TEL.0985-31-3808 FAX.0985-31-3808 (月.水.木,金の11:00~16:00)

●京都綾部ユニセフ協会

〒623-0021 綾部市本町2-14 あやベハートセンター内 TEL.0773-40-2322 FAX.0773-40-2322 (月〜金の10:00~16:00)

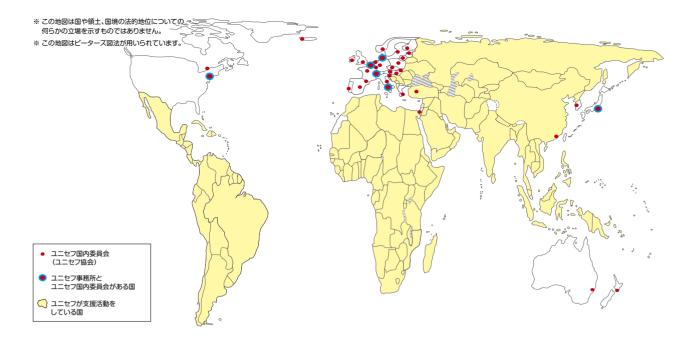
●北九州ユニセフ協会

〒805-0062 北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター 3F 北九州国際交流協会内 TEL.093-661-7001 FAX.093-661-7001 (月〜金の10:00~15:00)

●久留米ユニセフ協会

〒830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館2F TEL.0942-37-7121 FAX.0942-37-7121 (月、火、木、金の10:00~16:00)

2011年4月1日から当協会は、内閣府から公益財団法人の認定を受け、「公益財団法人 日本ユニセフ協会」に名称を変更いたしました。 それに伴い、地域組織の名称ならびに組織体制が変わりました。



皆様からの募金の流れ

お寄せいただいた募金は、世界の子どもたちの命と健康、権利を守る様々なユニセフの活動に大切に使われます。

皆様からの 募金 日本ユニセフ協会 (ユニセフ国内委員会) ユニセフ本部 (ニューヨーク)

ユニセフ現地事務所

支援が必要な 子どもたちへ

- ●国中での広報・募金活動
- ●アドボカシー(政策提言活動)

- ●支援活動の立案と実施、現地 政府への働きかけ
- ●子どもの状況の調査

■ユニセフに協力するには…

ユニセフ募金は、全国の郵便局(ゆうちょ銀行)から送金できます。

● 振替口座: 00190-5-31000

● 口座名義:(公財)日本ユニセフ協会

※窓口での振り込みの場合は、送金手数料が免除されます。

※公益財団法人日本ユニセフ協会の募金には、寄付金控除が認められています。

クレジットカードでも募金ができます。

下記フリーダイヤルまで、ご利用になるクレジットカードの番号、有効期限とご寄付の金額をお知らせください。

※カードの種類によりプレゼントポイントの対象とならない場合がございます。

子どもたちを継続的に支援するマンスリーサポート・プログラムにご参加ください。

毎月、一定額を金融機関や郵便局の口座から、またはクレジットカードにて自動振替させていただく募金プログラムです。子どもたちの現状やユニセフの活動についてお知らせする機関誌『ユニセフ・ニュース』(年4回発行)のほか、シンポジウムのご案内などをお送りしています。

グリーティングカード、プロダクツをご利用ください。

世界の美術関係者にご協力いただいたカードやハガキ、子ども製品、マグカップ、途上国製のバッグなど、さまざまな製品を扱っています。ユニセフ製品は価格の約半分がユニセフの活動資金となります。2009年4月からは、途上国の子どもたちにユニセフの支援物資を届ける『ユニセフ支援ギフト』も始まりました。

- · お問い合わせ · カタログのご請求 Tel: 03-3590-3030
- ・インターネット http://www.unicef.or.jp/cardandgift/

会員を募集しています。

日本ユニセフ協会と地域組織の活動を、会費によってご支援いただく方法です。ユニセフの資料を通じて世界の子どもたちの状況について理解を深めてみませんか?国内各地で行われるユニセフ協力活動の情報を入手し、さまざまなイベントにご参加いただけます。機関誌『ユニセフ・ニュース』(年4回発行)のほか、シンポジウムのご案内や各種資料をお送りします。

地域組織の活動に参加してみませんか?

地域でボランティア活動をしたいという方には、協定地域組織活動にご参加いただく方法がございます。

お申し込み、お問い合わせは…

で 0120-88-1052 <u>ホームページ:http://www.unicef.or.jp</u> (9:00-18:00 土・日・祝日休)

ユニセフ年次報告2010 (2010年1月1日~ 12月31日)

著 :ユニセフ (国連児童基金)

訳 : 公益財団法人 日本ユニセフ協会(ユニセフ日本委員会) 発行: 公益財団法人 日本ユニセフ協会(ユニセフ日本委員会)

〒108-8607

東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

電 話 03-5789-2011(代) ファクス 03-5789-2032

ホームページ http://www.unicef.or.jp

© UNICEF 2011

ユニセフ年次報告2010は、ユニセフ(国連児童基金)が作成し、日本ユニセフ協会が翻訳し、53ページ以降に日本ユニセフ協会の2010年度活動報告を追加して記載しました。転載をご希望の場合は日本ユニセフ協会までお問い合わせください。

